

534  
90

5 6 7 8 9 9<sup>3m</sup> 10 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

始





1707



江刺郡志

大正  
14. 7 16  
内交





瑞氣溢るる千代田の大宮  
彌榮に榮え、皇國の礎萬代  
に固し。茲に  
東宮殿下の御成婚儀を奉  
祝し、本誌を頒行して至誠  
を捧ぐ。



鴨脚志



知溫

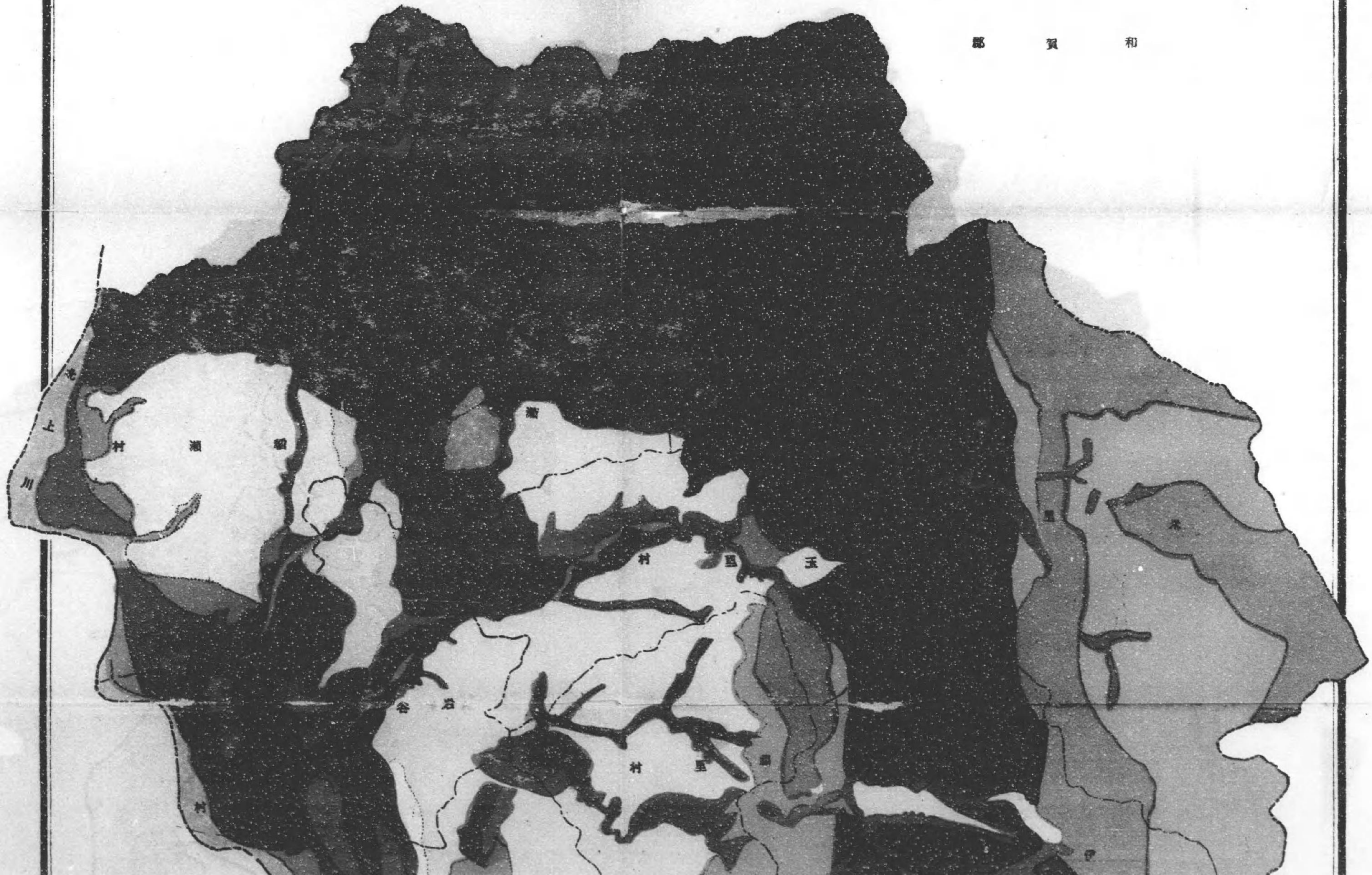
新故

鴨脚之



# 江刺郡土性圖

和賀郡



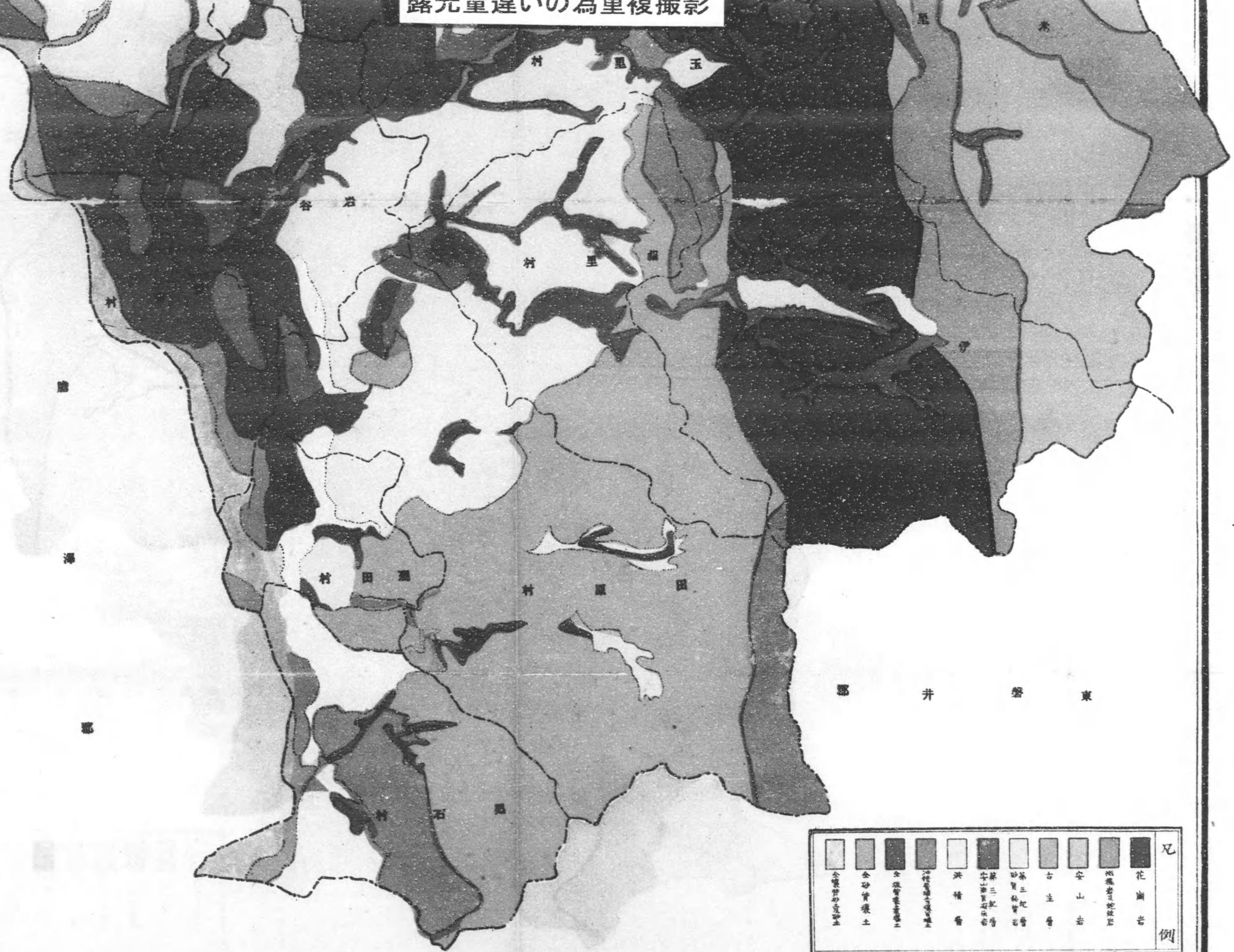


# 江刺郡土性圖



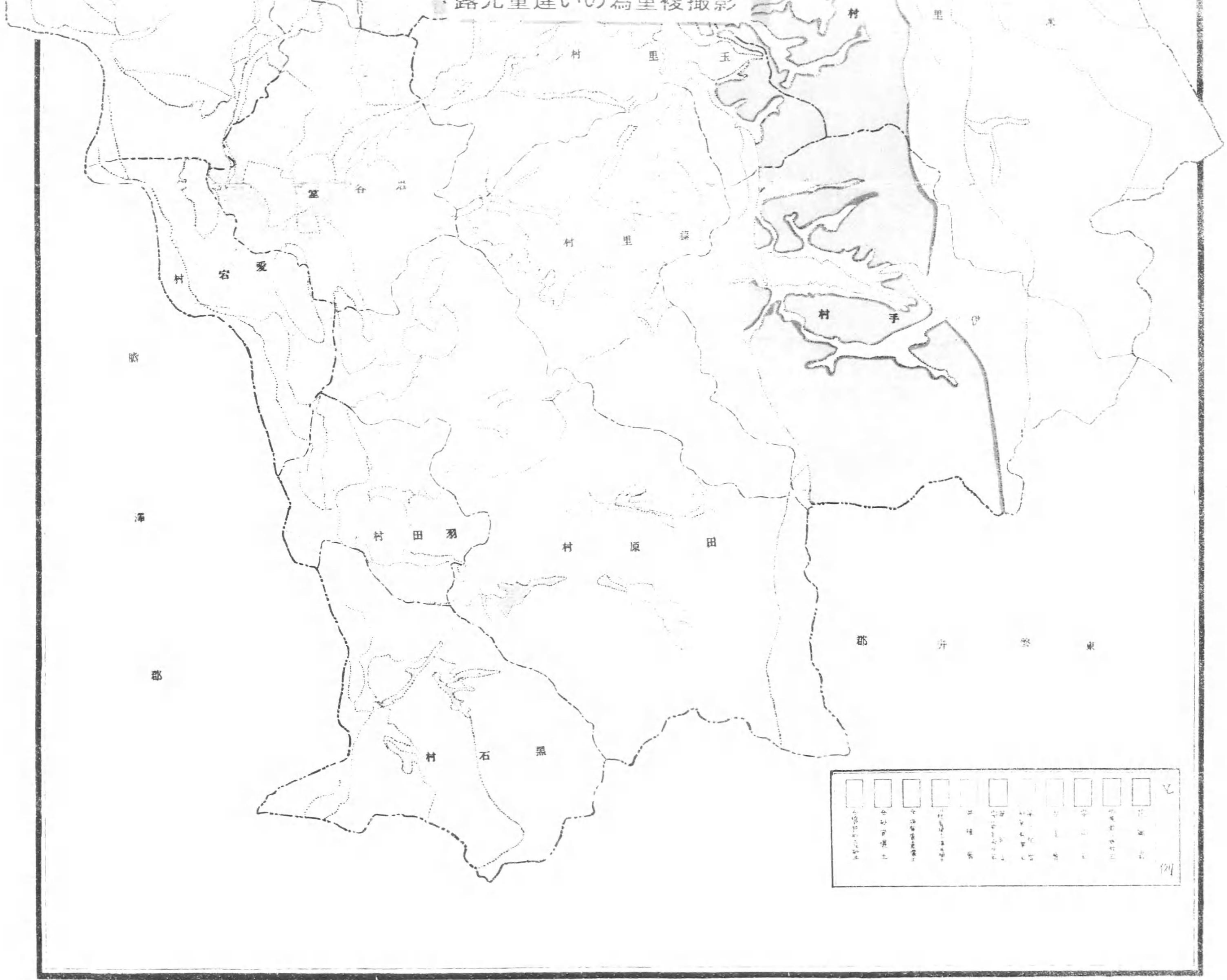


影撮復里の異なる九路



										凡例
全境の石礫土	全砂質壤土	全硬質壤土	沖積層土	洪積層	第三紀砂岩	第三紀砂岩	古土層	安山岩	花崗岩	





山	川	村	路	澤	郡	東	谷	深	手	田	原	黒	石	羽	田	宏	愛	村	玉	里
山	川	村	路	澤	郡	東	谷	深	手	田	原	黒	石	羽	田	宏	愛	村	玉	里







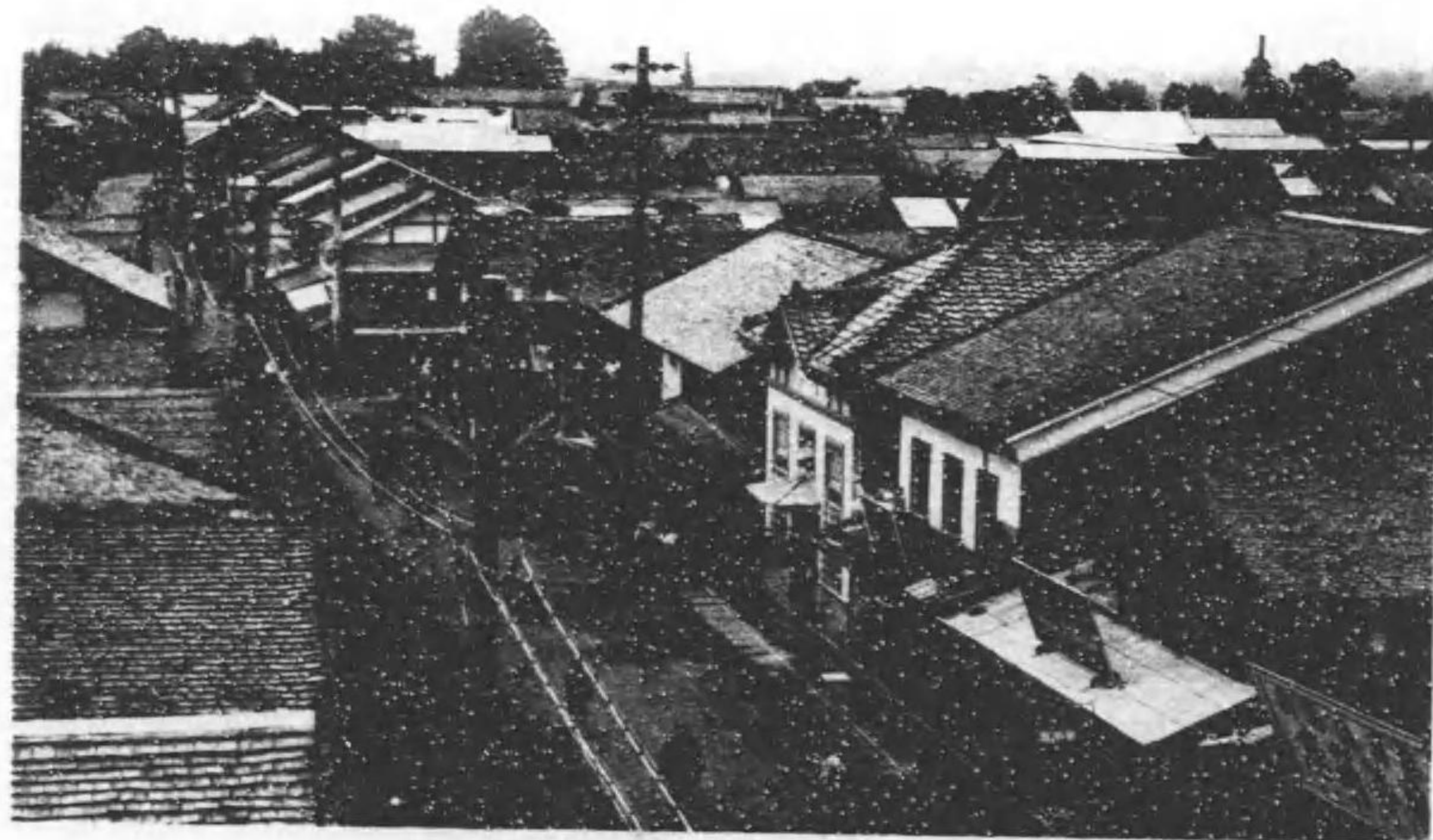


江刺郡役所





場分澤膽場驗試事農縣手岩

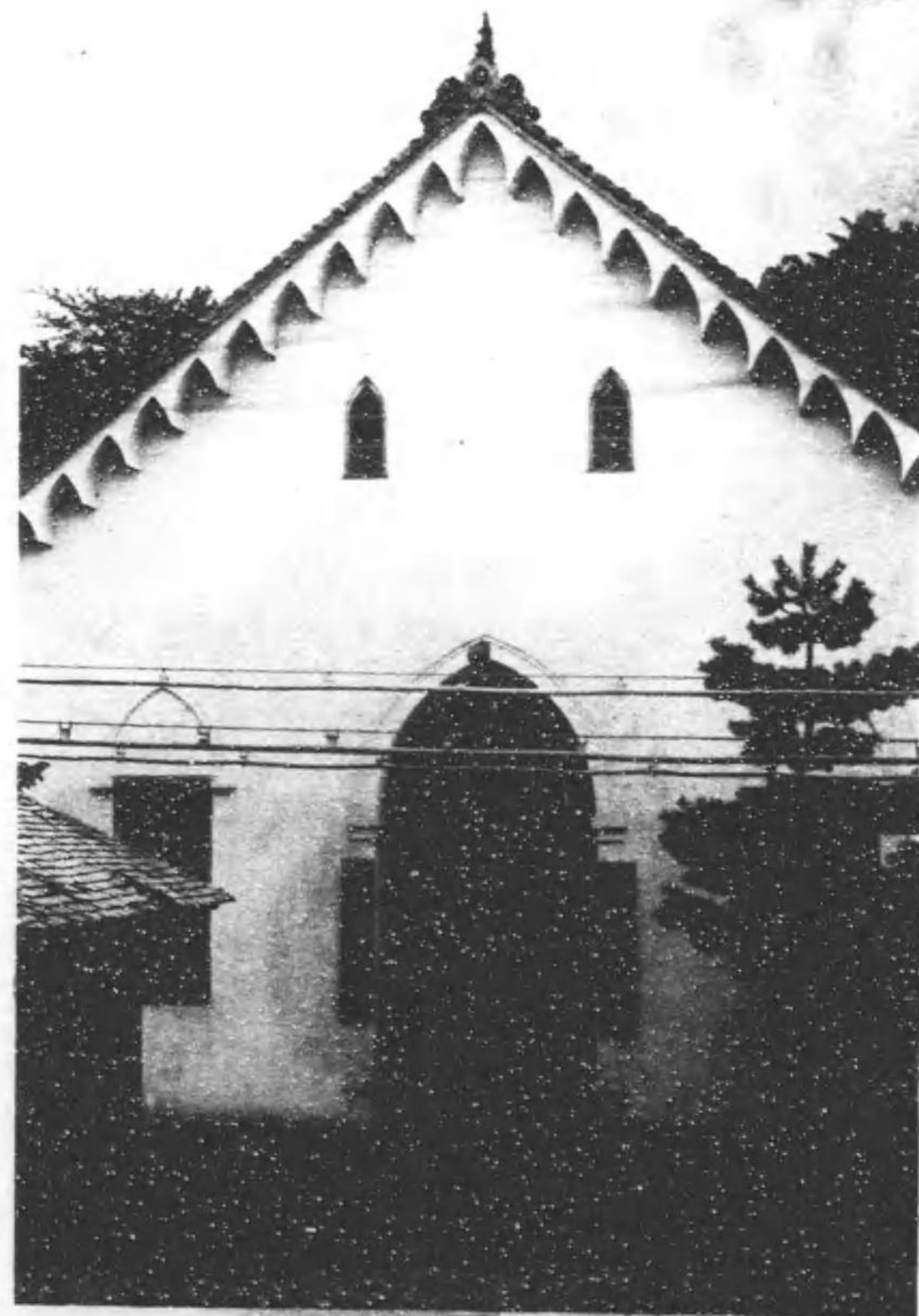


(部一ノ町原川町日六)街市堂谷岩



上圖

岩谷堂市街(向テ左ノ森ハ松岩寺)



下圖

岩谷堂警察署





黑石市街  
 米里人首市街



愛宕市下河原山英市田街(近附校學)



岩谷堂松岩寺





伊 手 市 街



米 里 人 首 市 街



梁 川 野 手 崎 市 街



羽 田 田 茂 山 市 街





(照參上同) 城 田 豐 田 餅 堂 谷 岩



街 市 內 口 上 岡 福



(照參上同) 址 館 川 梁 小 山 子 帽 烏 川 梁



(近附市日八) 望 遠 城 杓 柄 堂 谷 岩

(照參部之蹟舊及革沿)

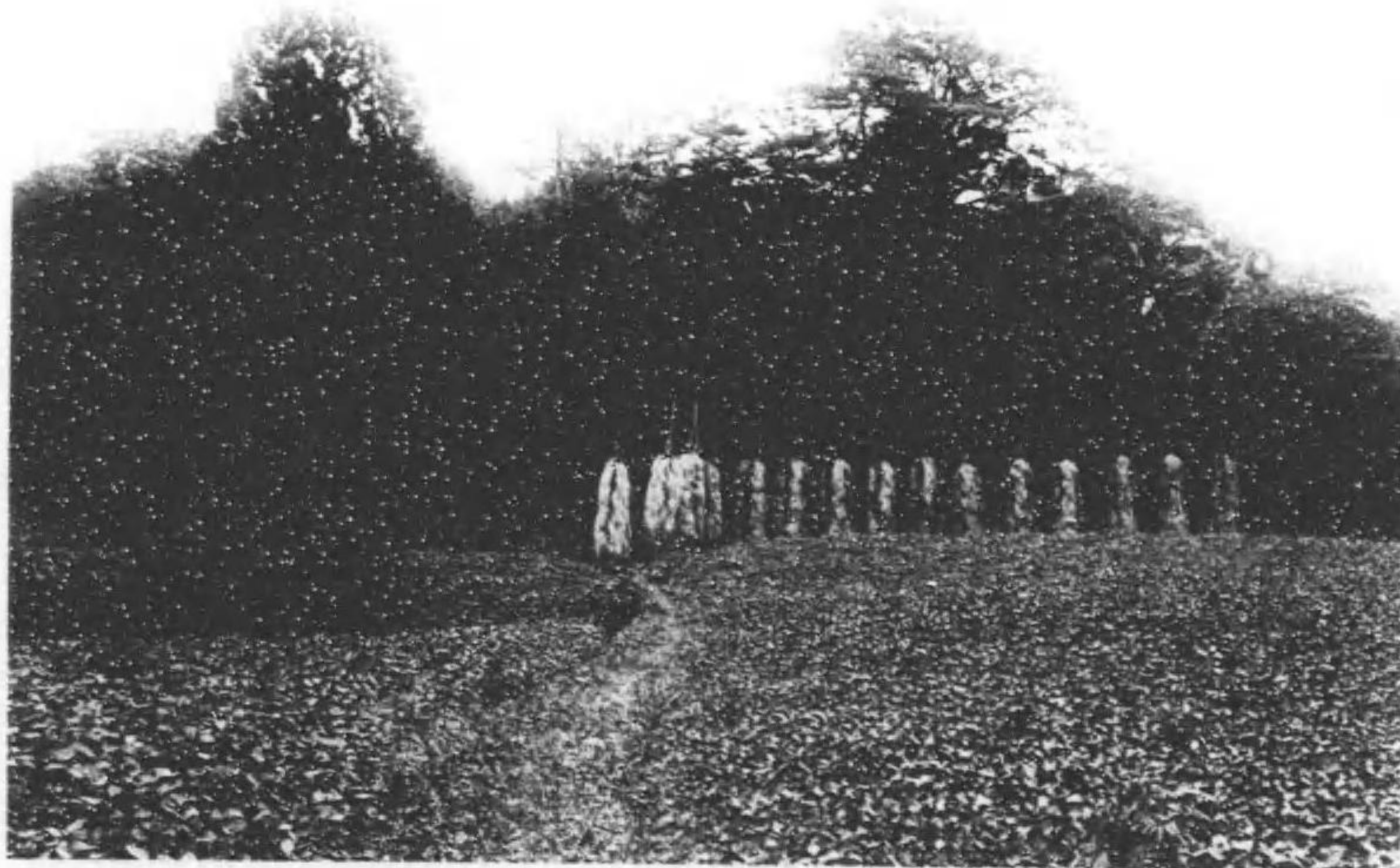




(上同照參) 址館首人里米



(照參上同) 址館牛浮内口上岡福

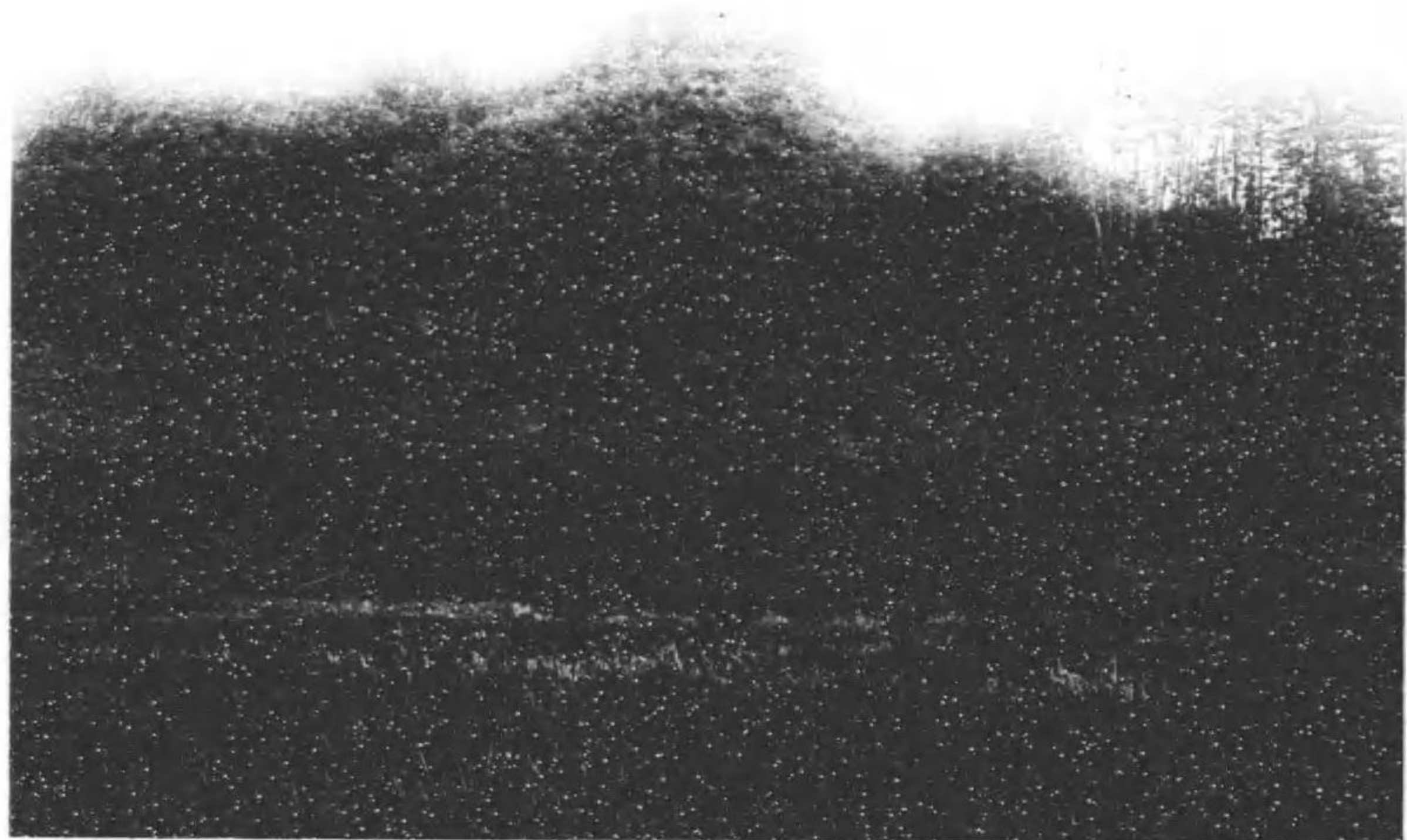


(上同照參) 址館谷荒手伊



(照參上同) 址館原柏瀬稻

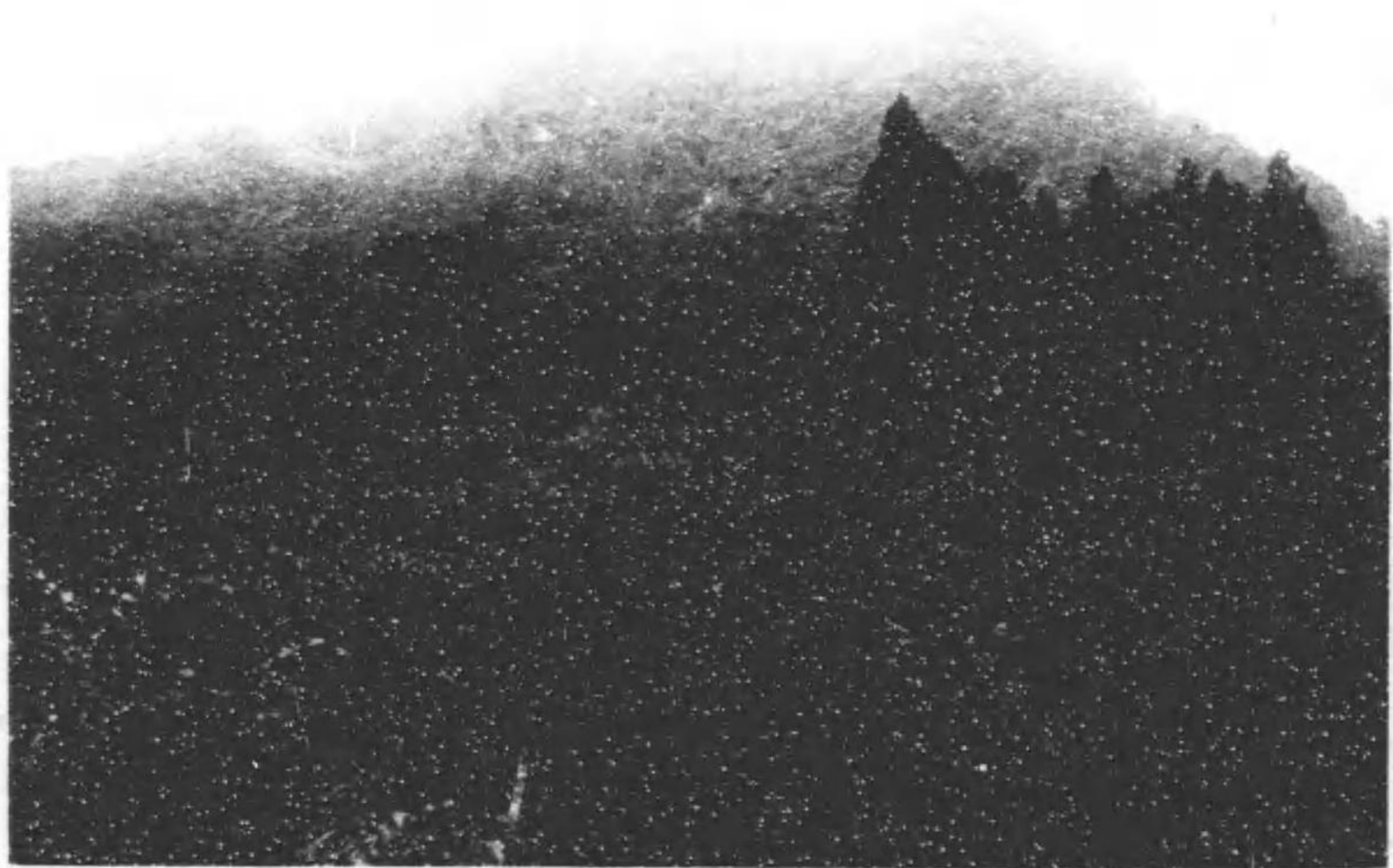




(上同照參) 址 館 迫 倉 里 藤



(上同照參) 址 柵 脛 鶴 瀬 稻



(上同照參) 址 館 崎 谷 小 瀬 廣



(上同照參) 址 館 篠 青 里 玉





(照參部ノ社神) 社神岡鎮 社村堂谷岩



(上同) 社神瀬十五社村瀬稻

米里人首古館(參照同上)

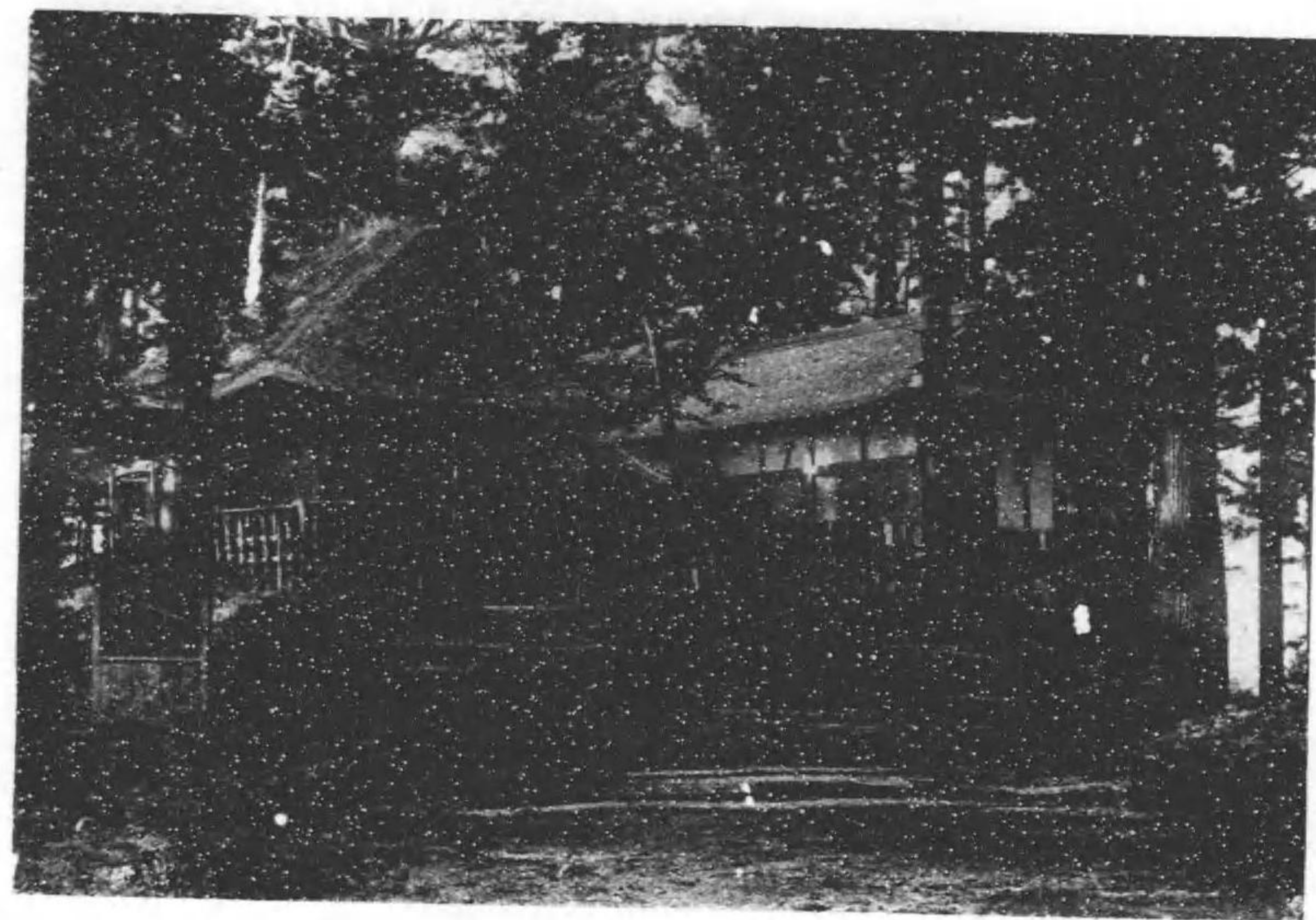
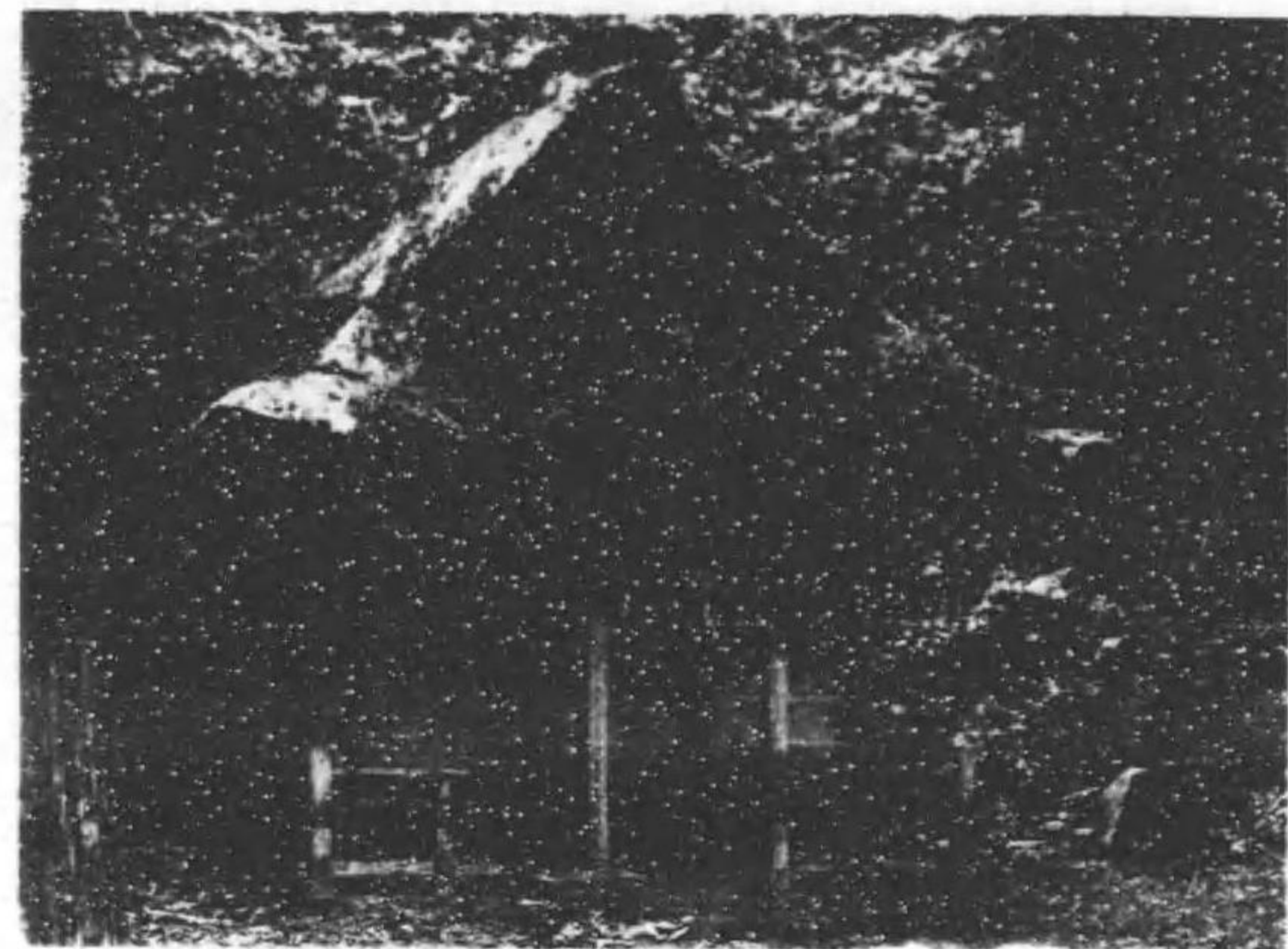


稻瀬東街道 (舊蹟之部參照)

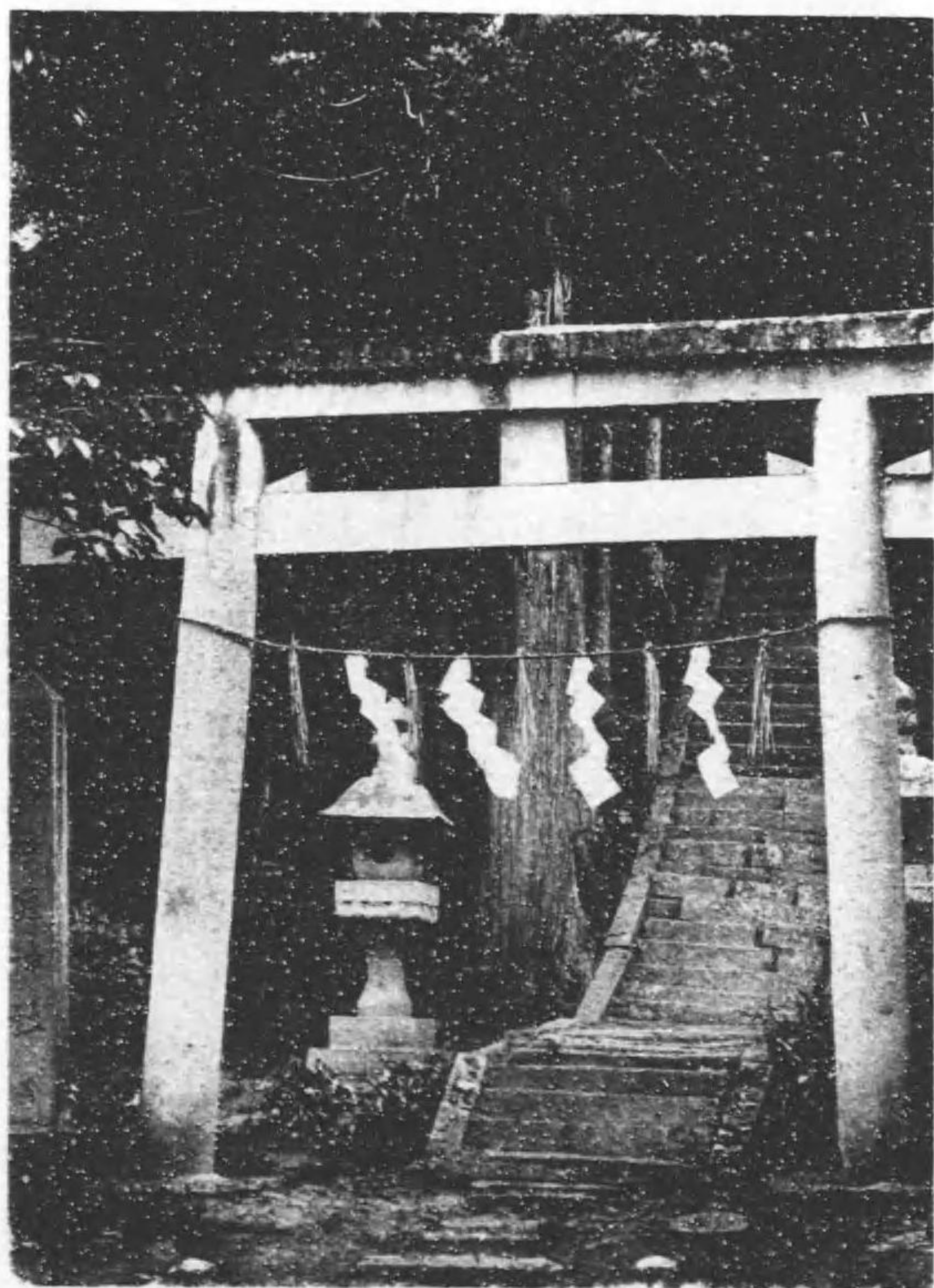


稻瀬村社

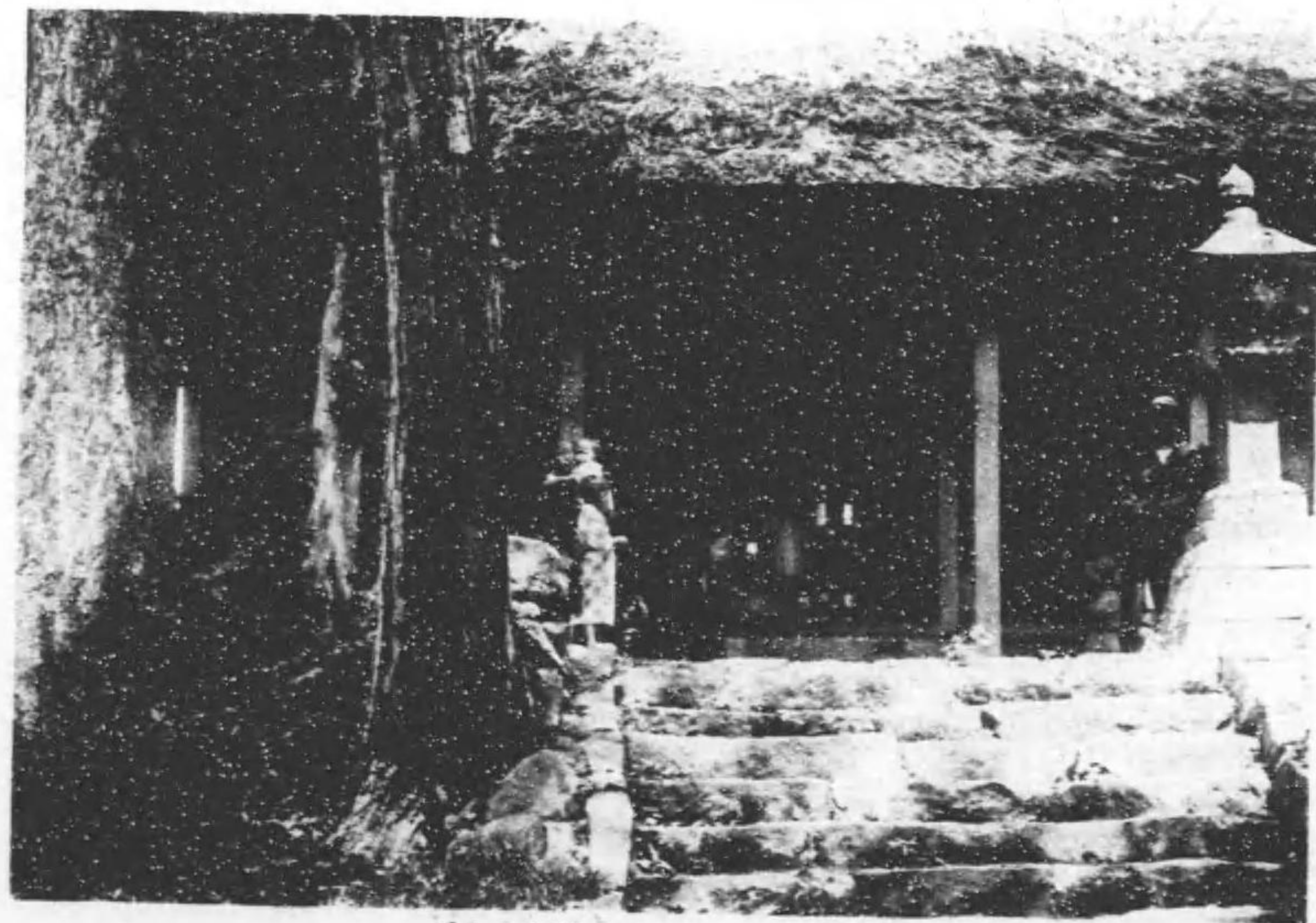
熊野神社(同上)



(上同) 社神羽出社郷田羽



黒石村社  
石手堰神社(参照同上)



(上同) 宮神太皇社村里玉

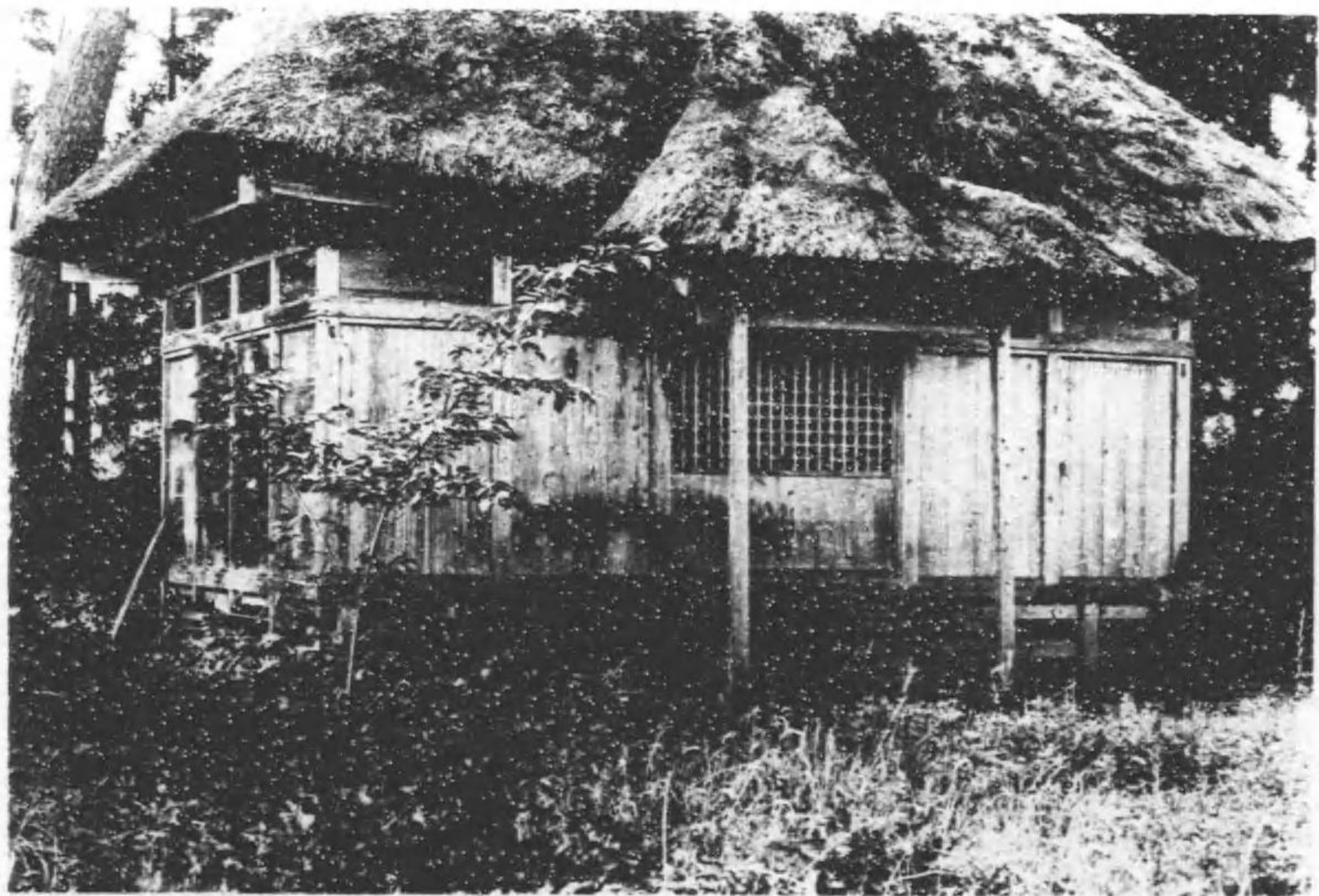




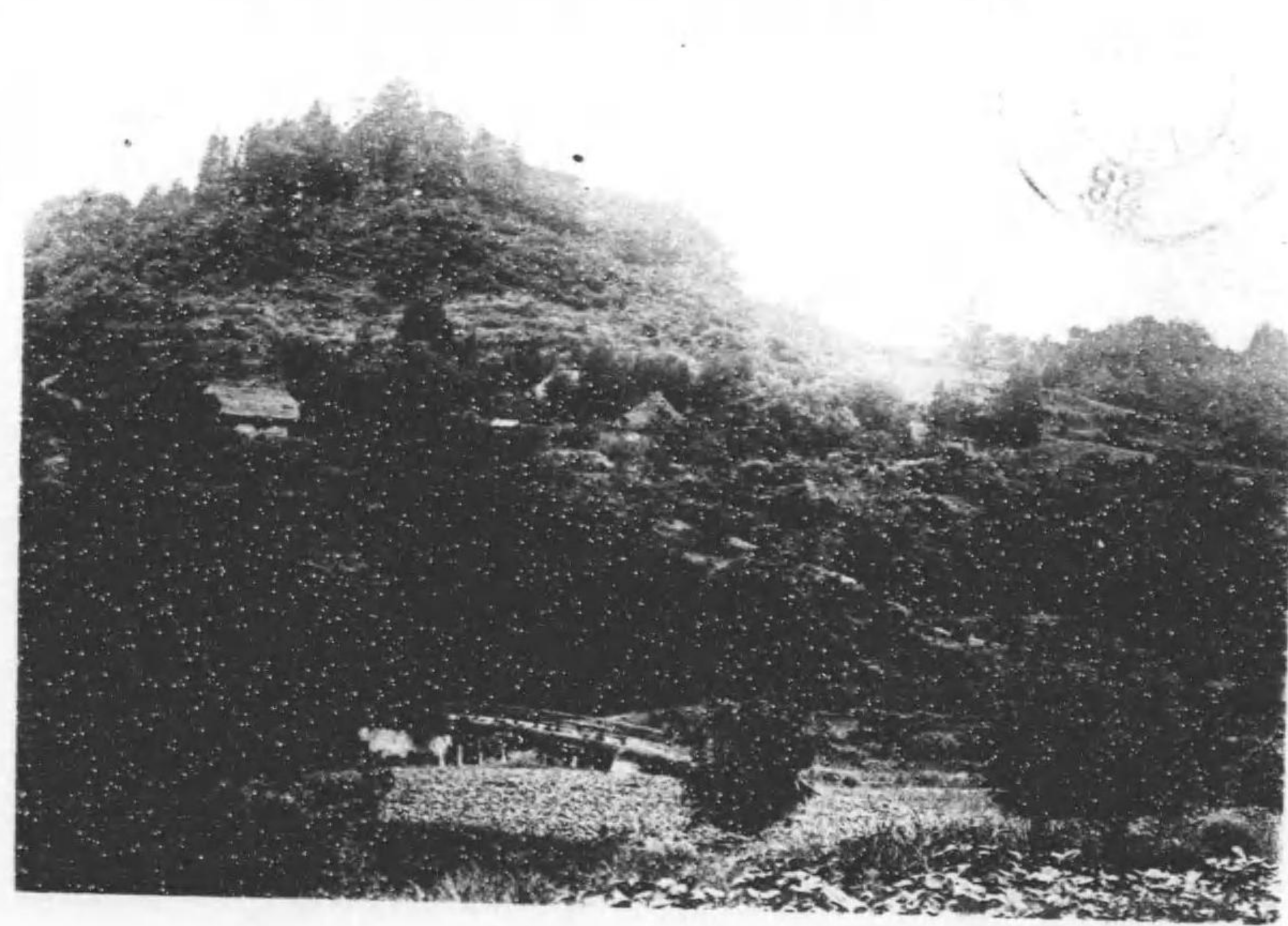
(上同照參) 社 神 山 見 國 瀬 稻



(上同照參) 社 神 形 駒 社 村 里 玉



(上同照參) 社 神 瀬 十 五 社 村 代 田 大 原 田

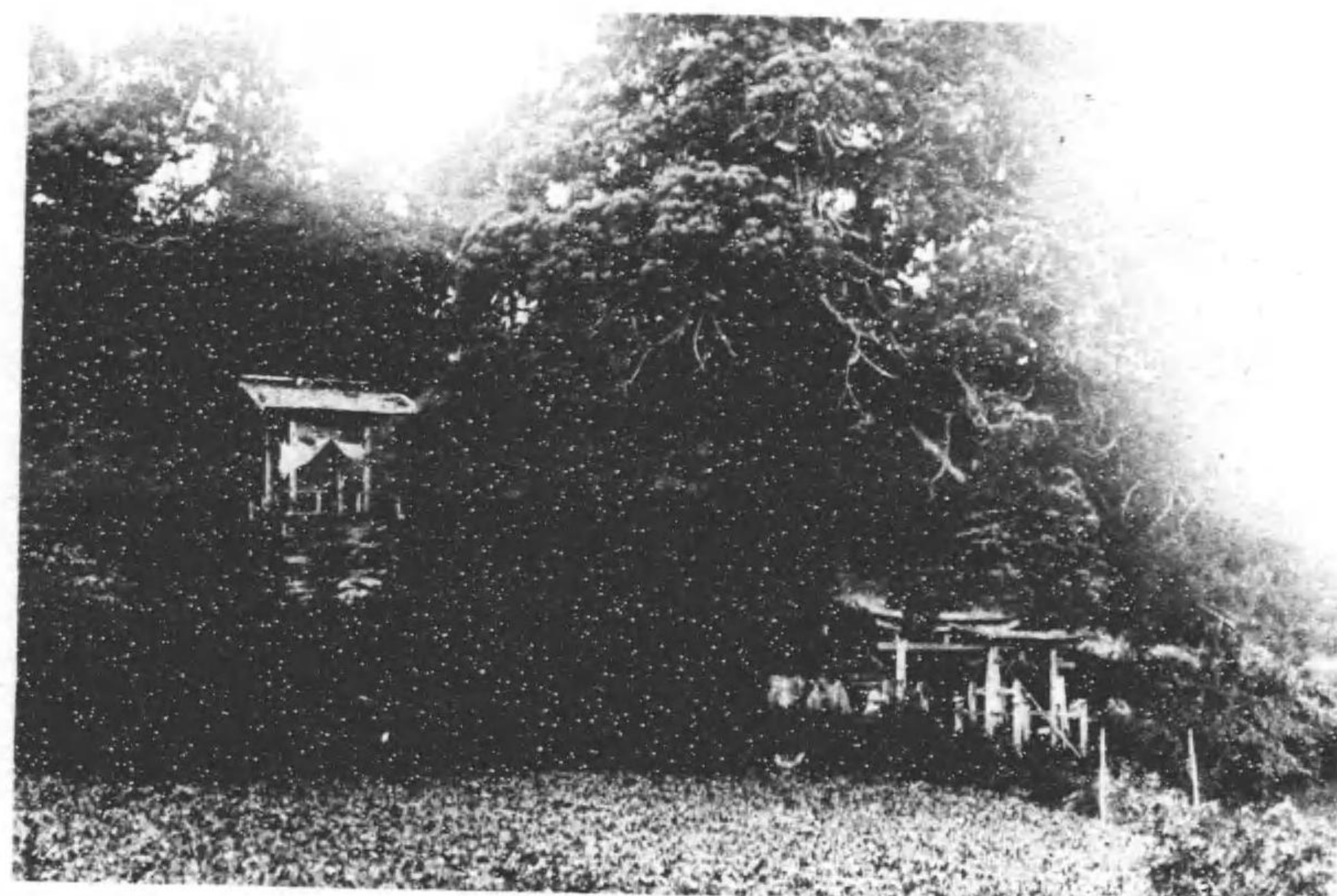


(上 同) 社 神 隱 戸 社 村 手 伊

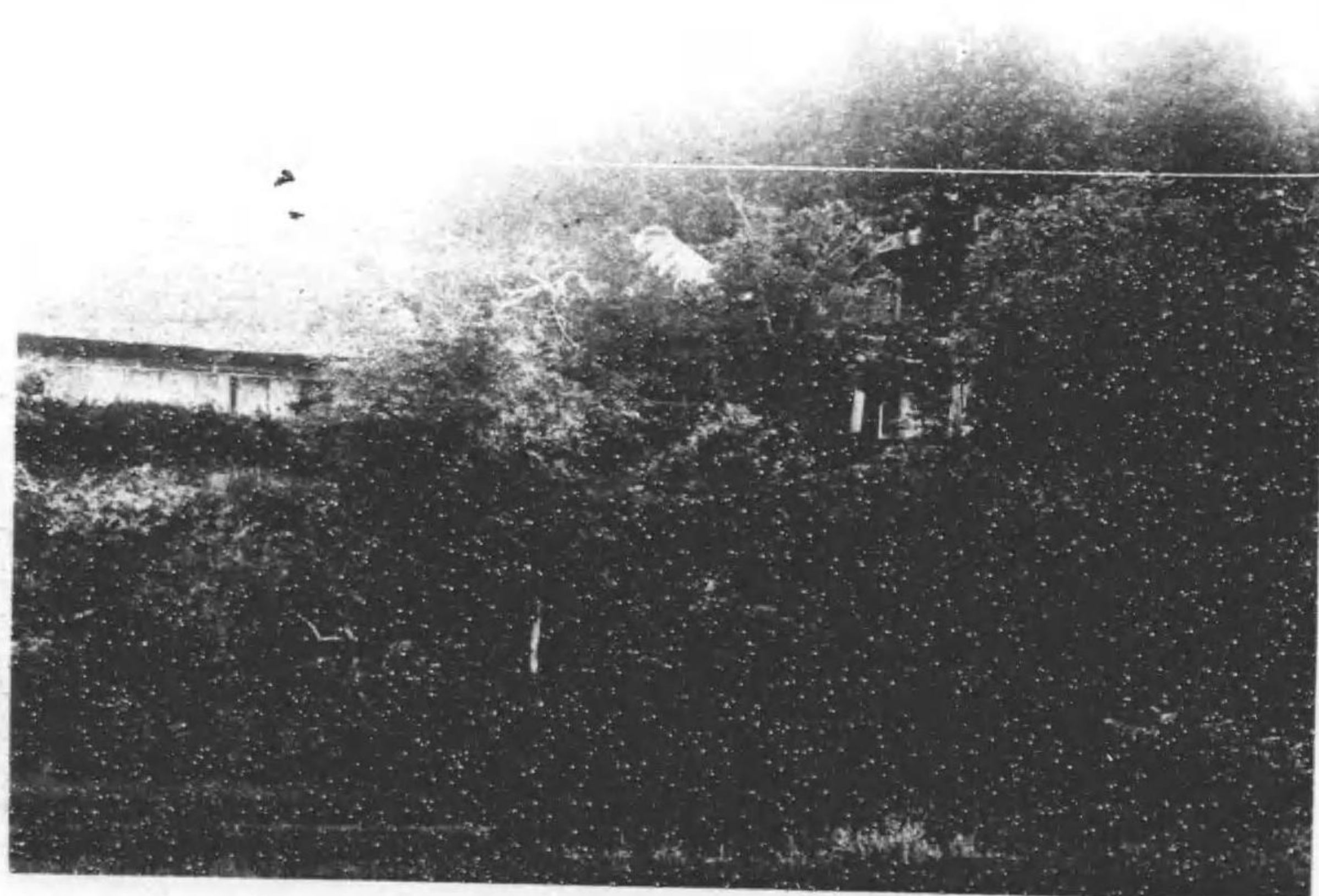




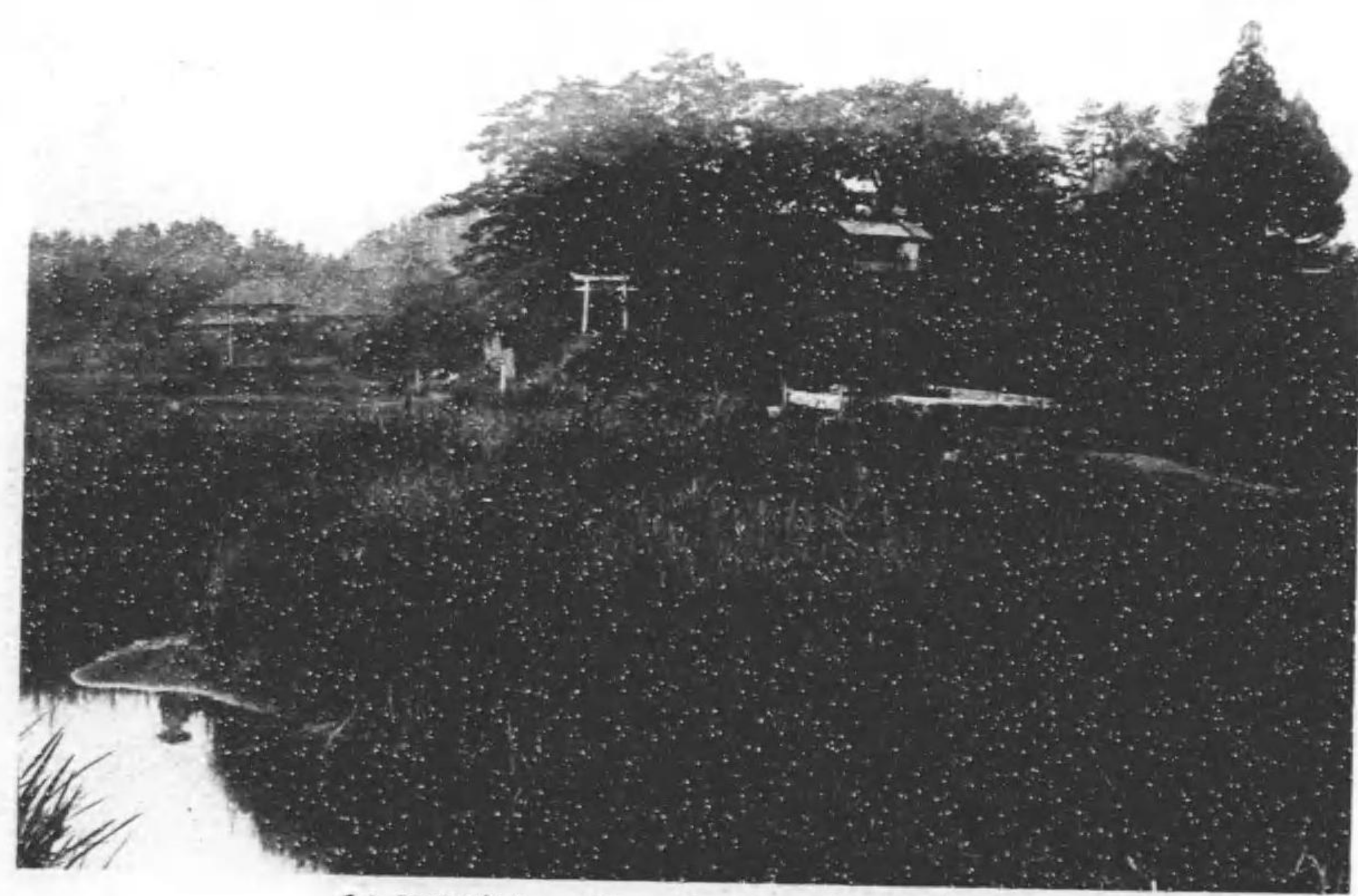
(上同) 社神宕愛瀬横里藤



(上同照參) 社神宕愛社村福智里藤



(上同) 社神葉秋手伊



(上同照參) 社神間淺岡福





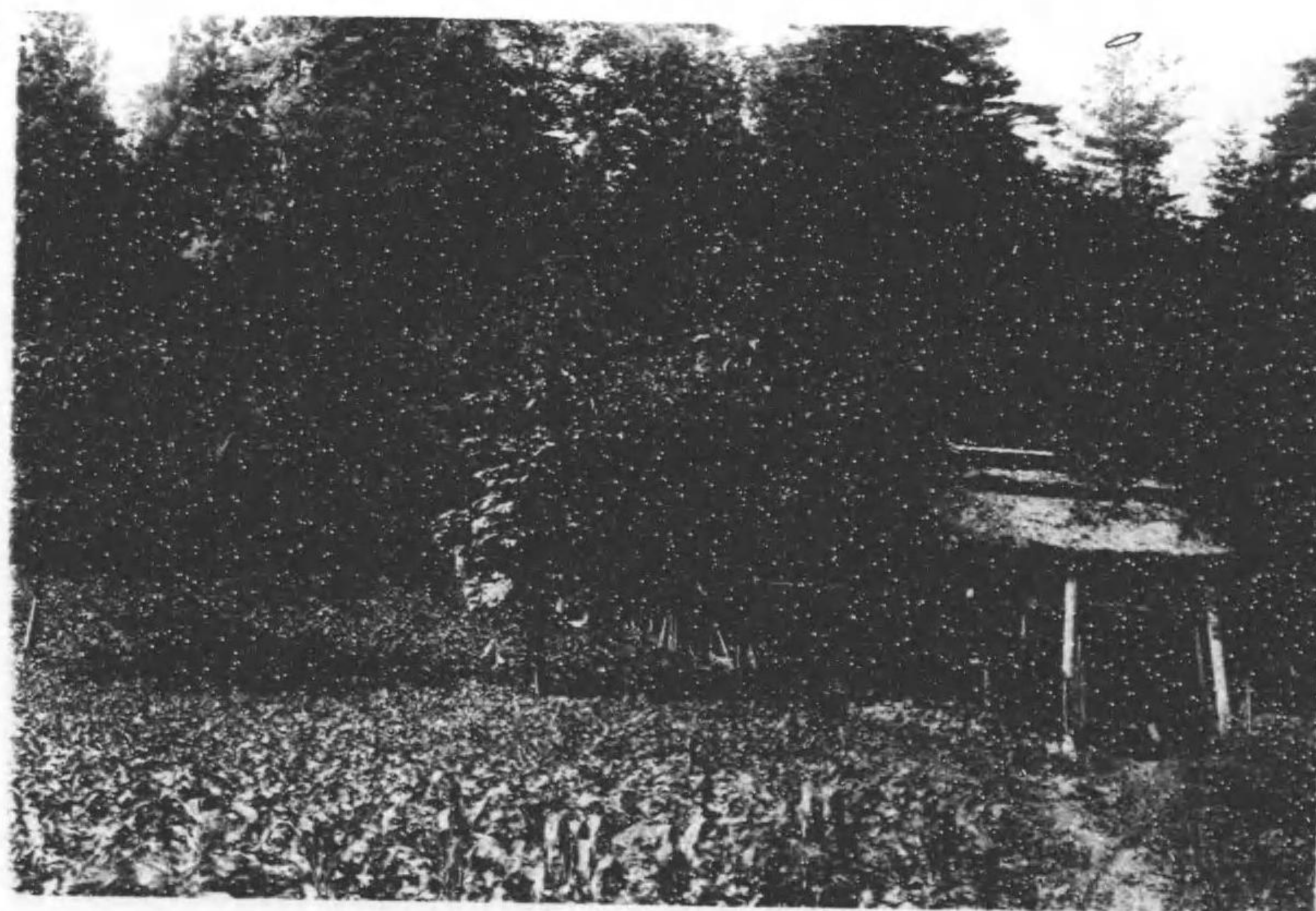
愛宕村川島神社



福岡村麓山神社



羽田栗ノ瀬八雲神社(上同)

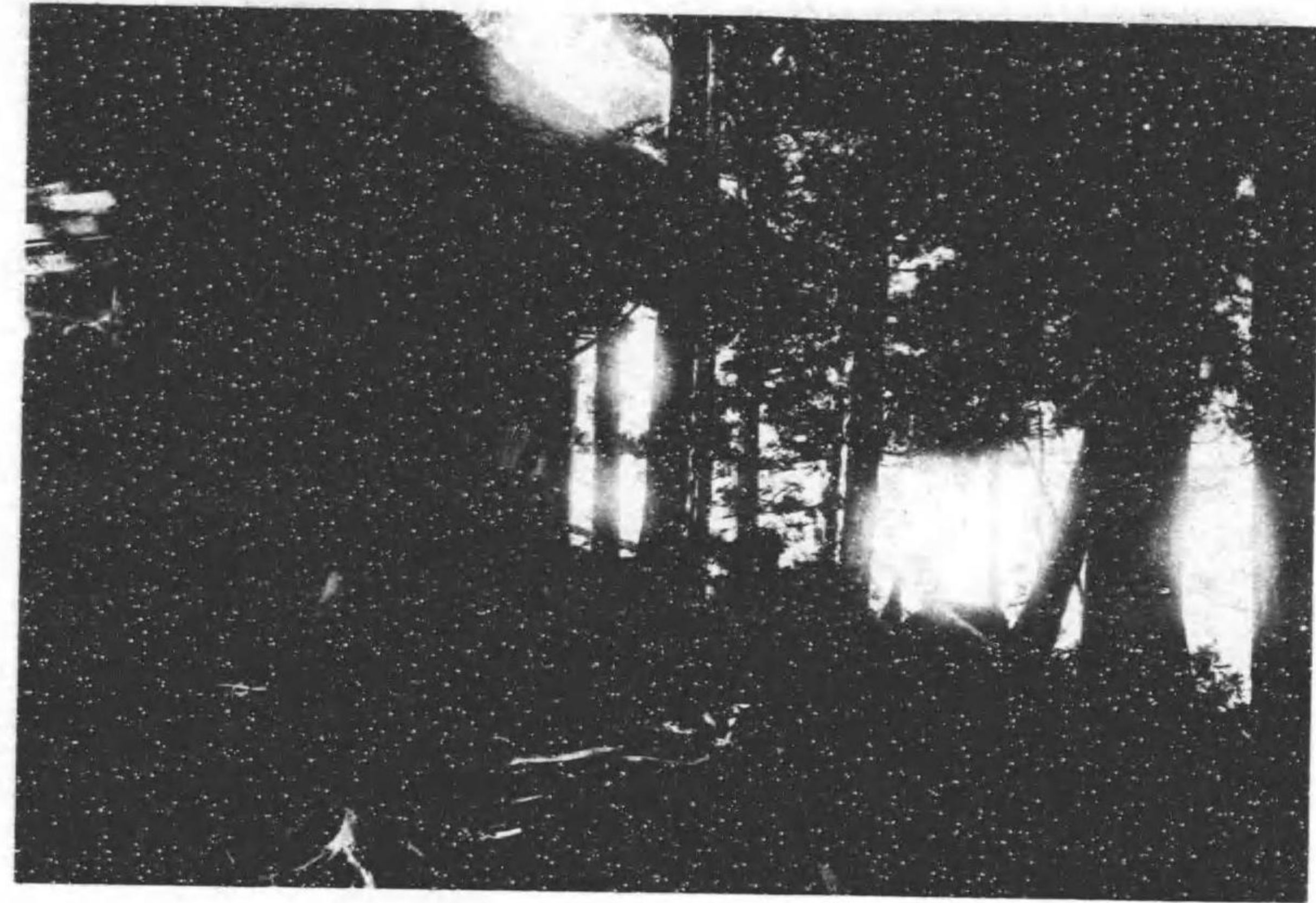


田原大田代荒神社(上同)

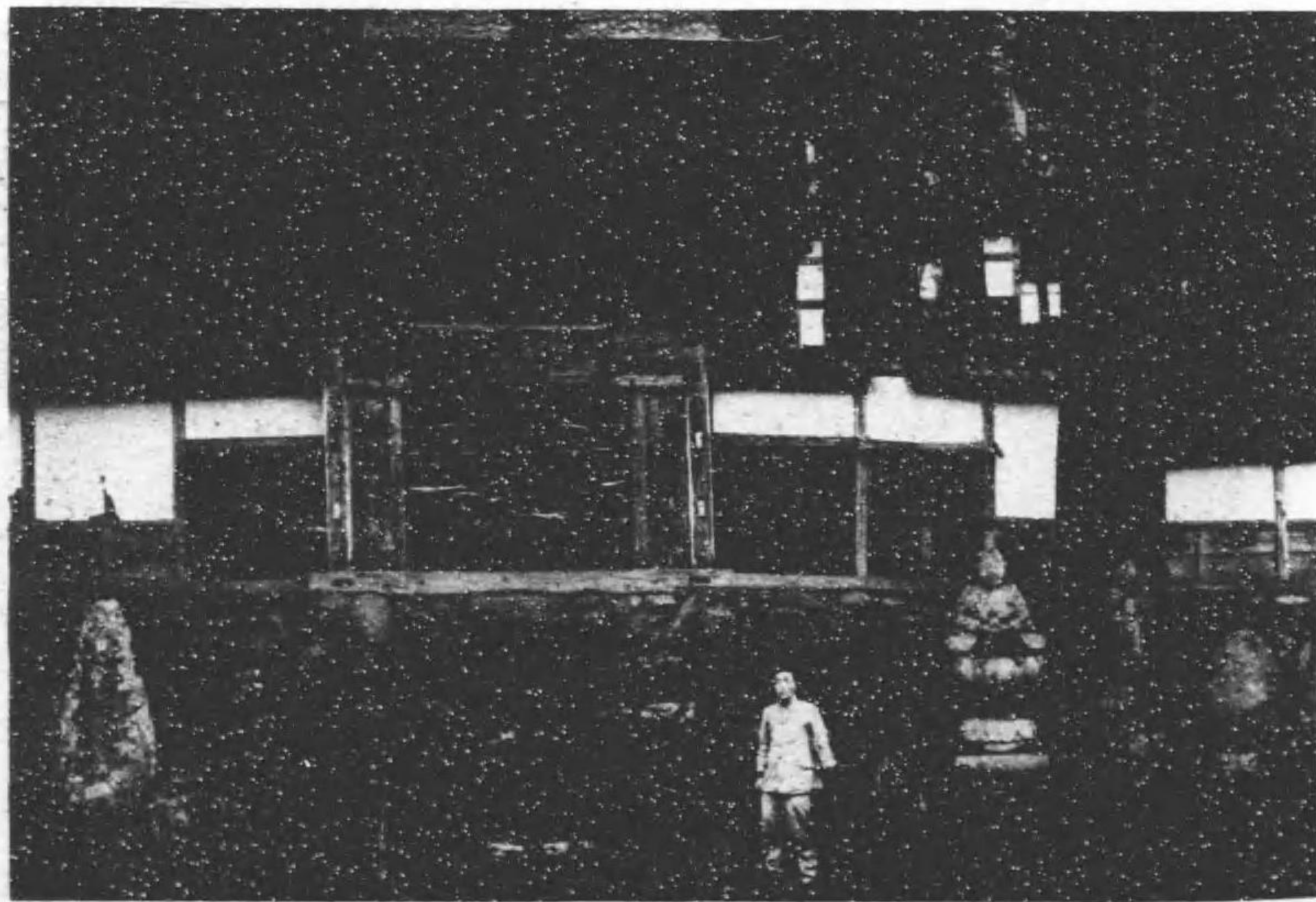




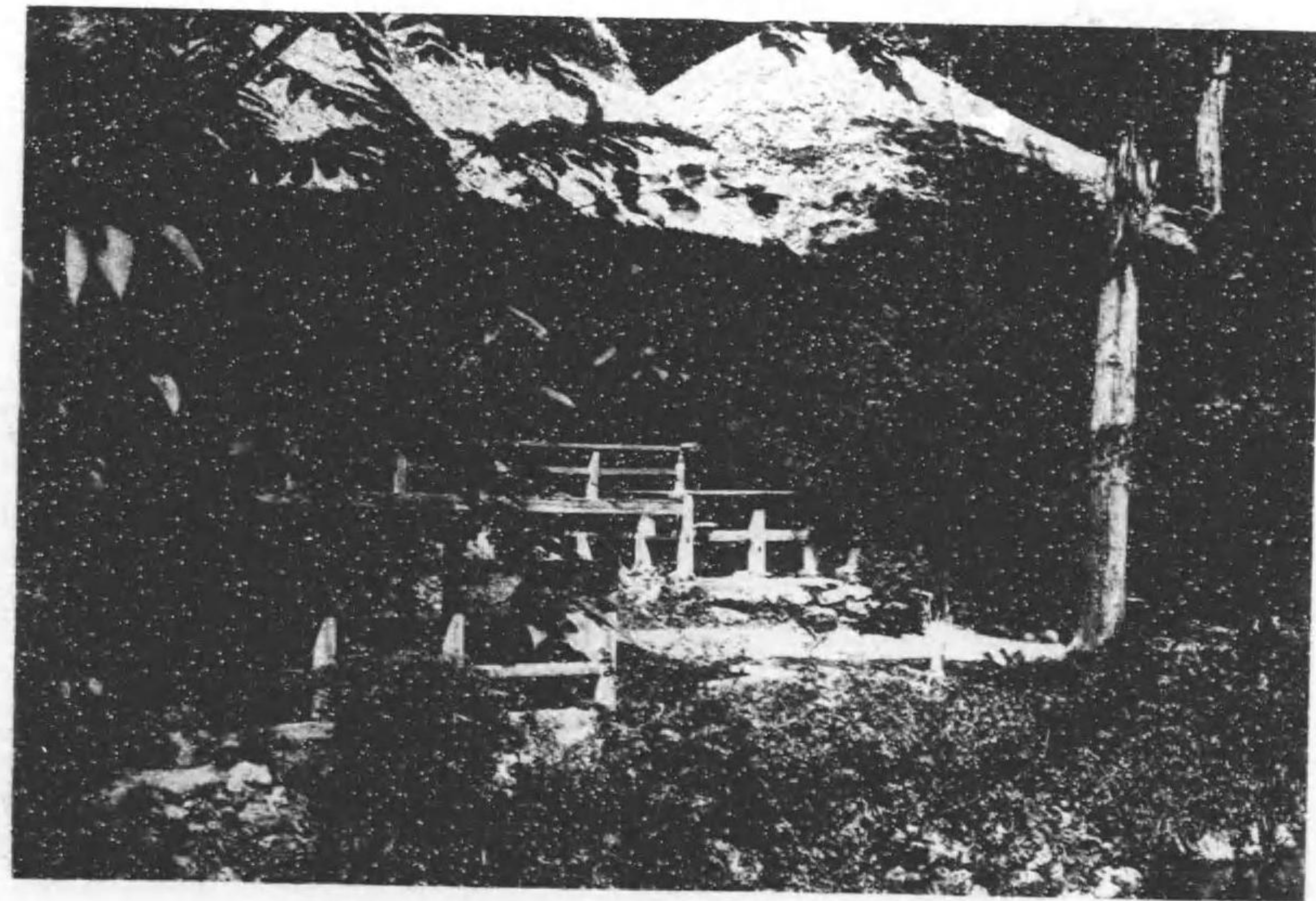
(照參部ノ閣佛) 堂本寺明光堂谷岩



(上同) 社神嶽御社村瀬廣

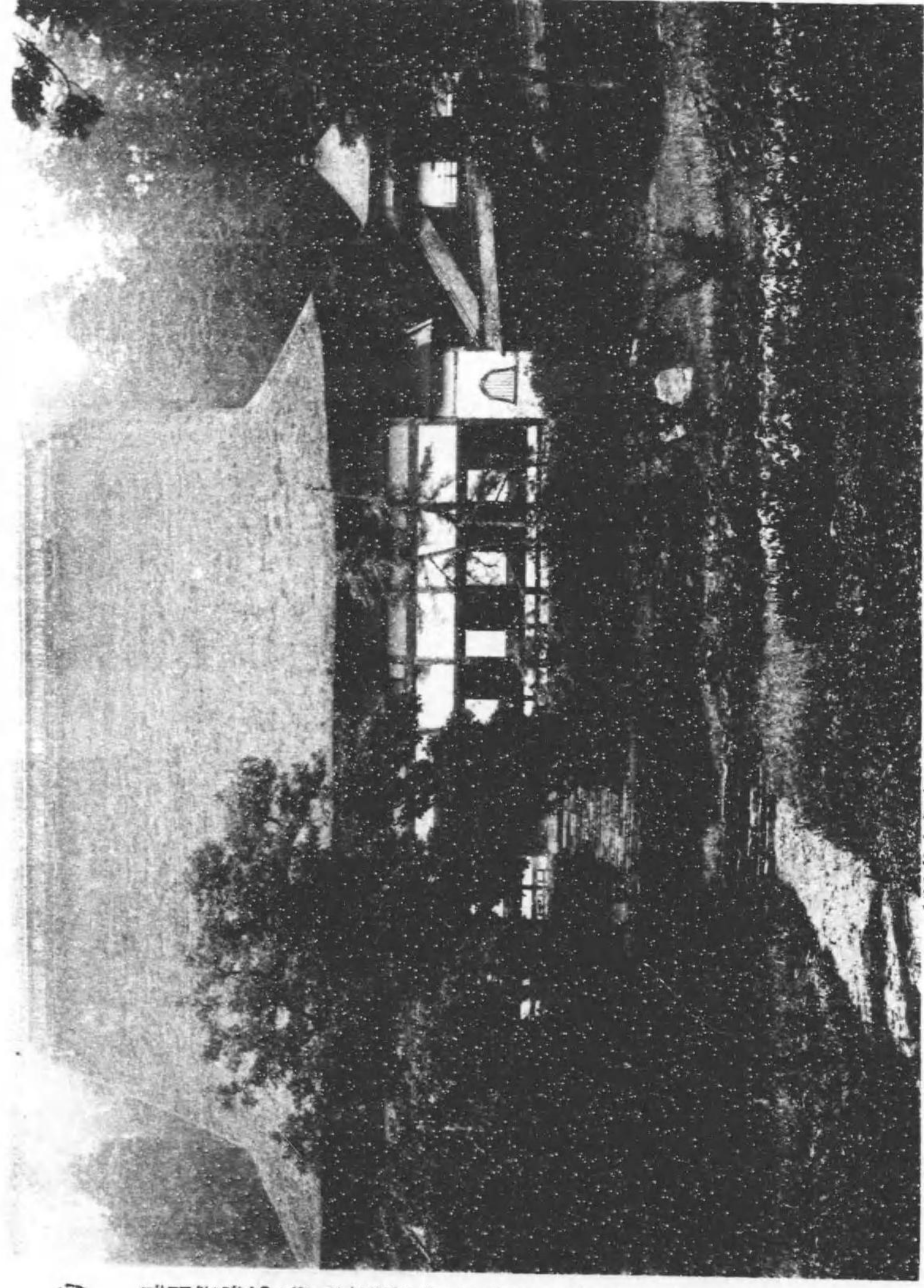


(上同) 門山寺法正石黒



(照參閣佛) 堂音觀谷青瀬廣

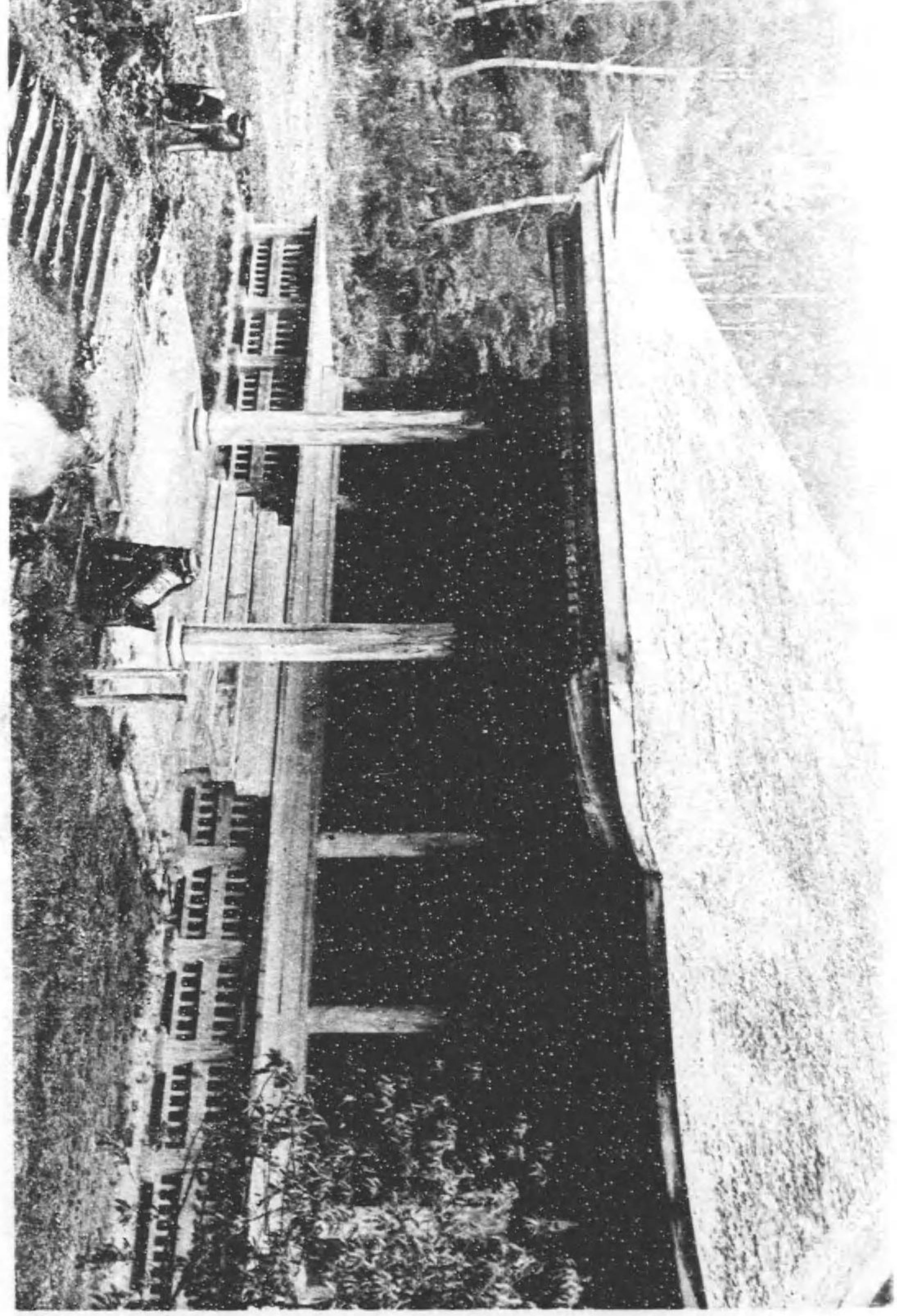




(照參上同) 堂本寺法正石黑

勅 奧州膽澤郡黑石大梅括華山圓通正法禪寺者爲奧羽二  
 州僧錄扶桑曹洞第三之本寺也住持位到迄宋代着紫衣紅服專  
 祈 寶祚延長宜奉報 國恩殊莫可爲兩國寺院出世道場者依  
 天氣執達如件

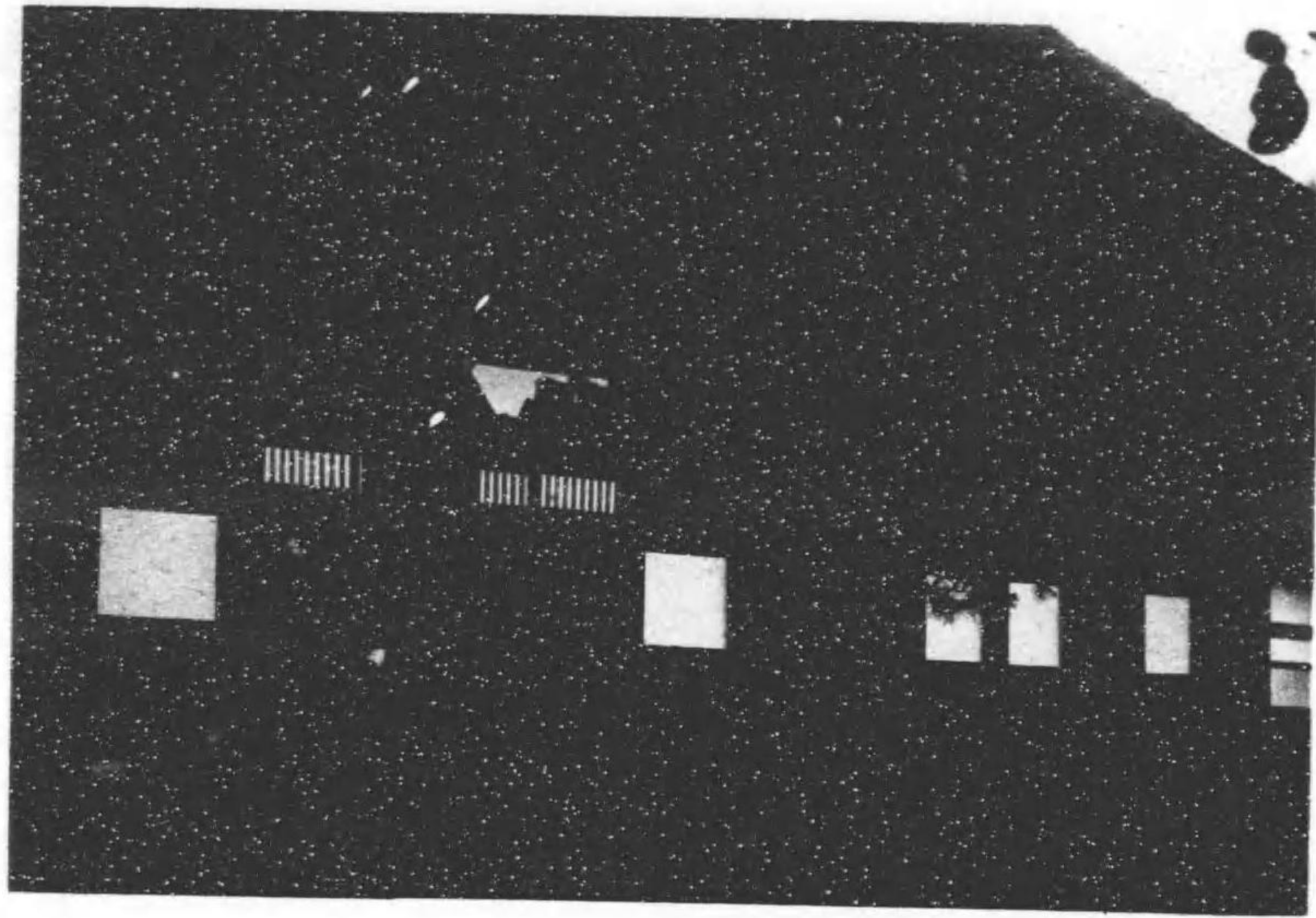
觀 應元庚寅五月六日 權右中辨經 直



(上同照參) 堂本寺石黑石黑

有寺 號妙見山黑石寺 有盆曰山中藥師 平城帝大同中所建堂  
 宇坊舍飛彈内匠斧斤也 (聞老志)

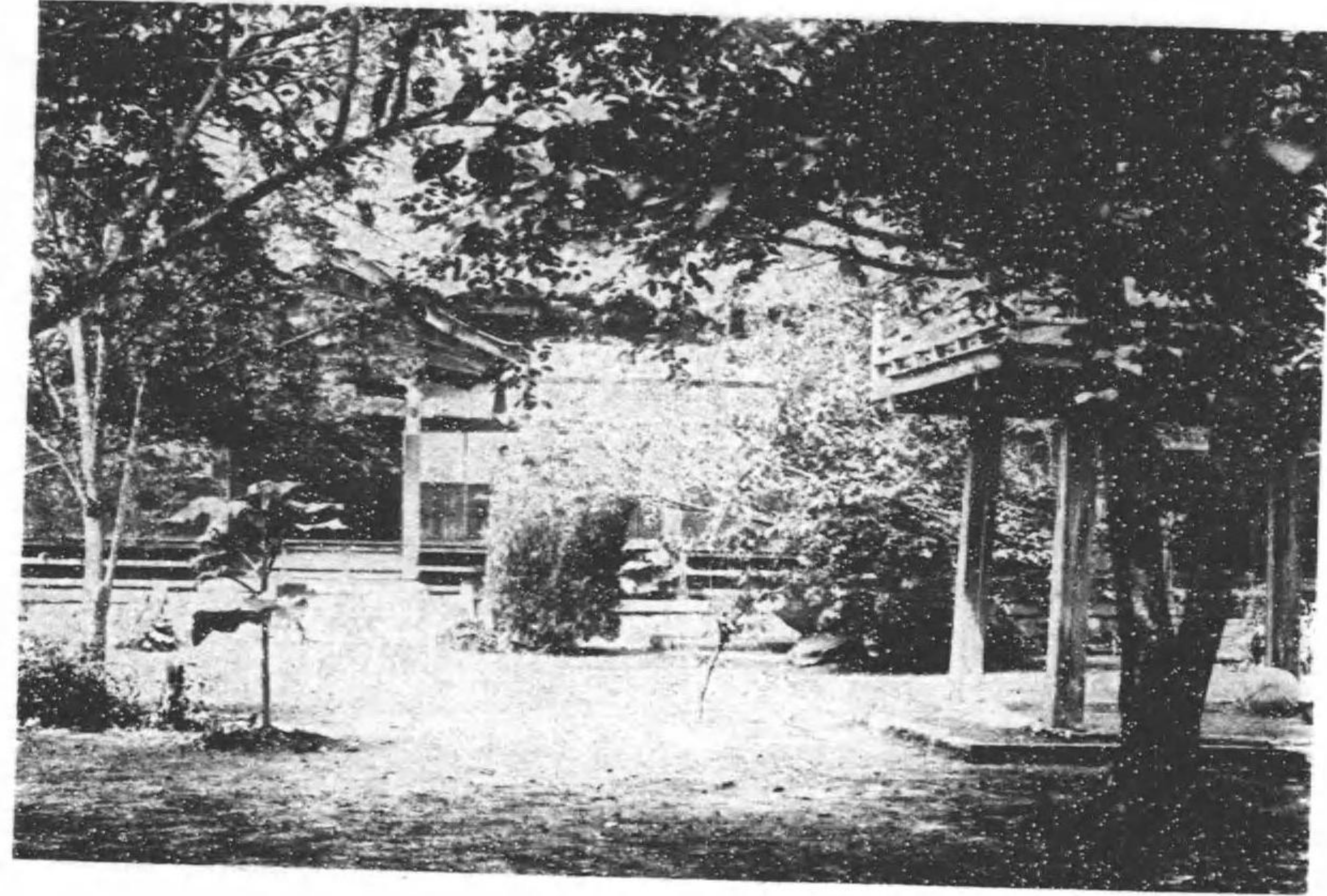




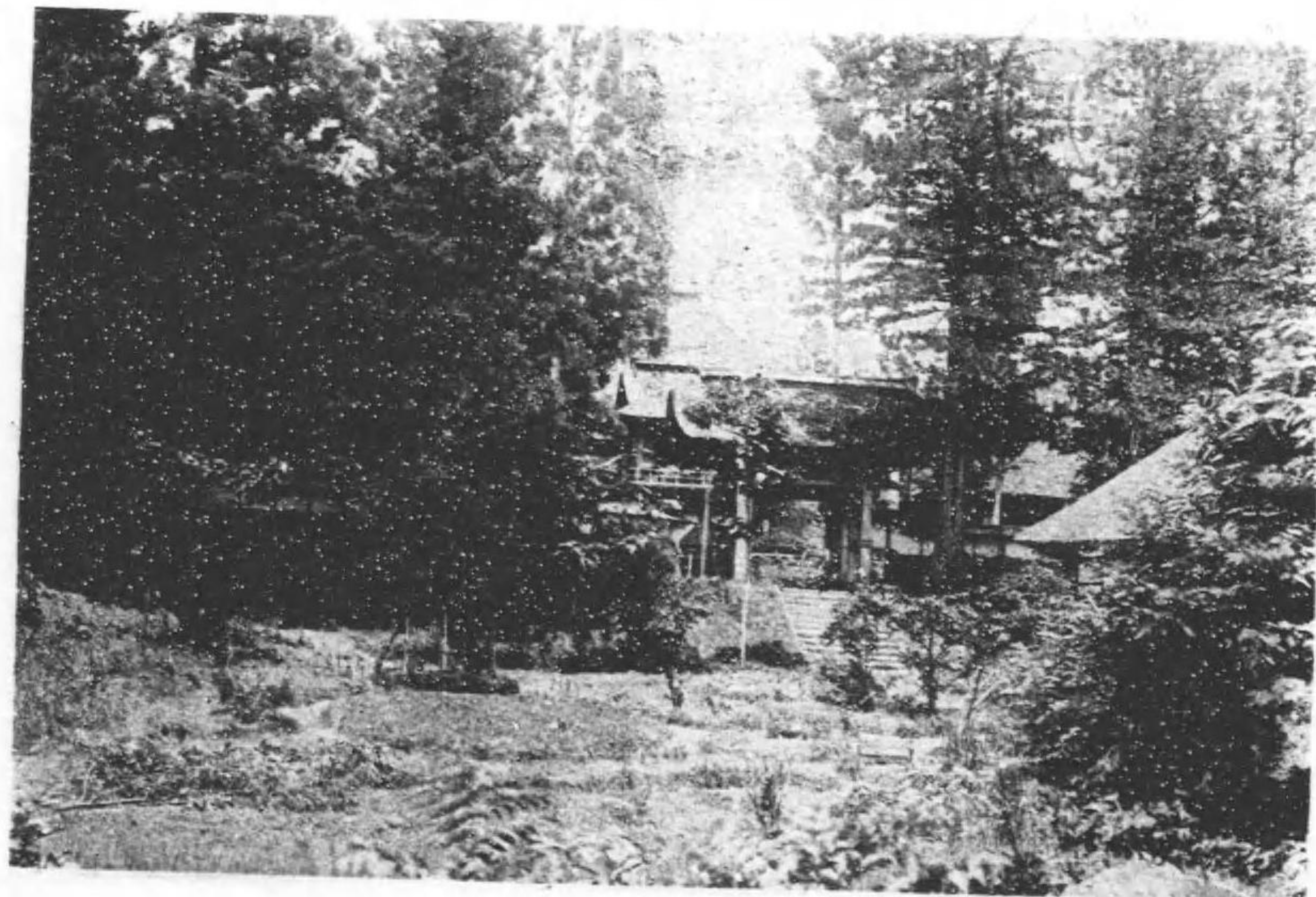
(上同) 寺藏萬岡福



(上同) 寺輪意如瀬稻

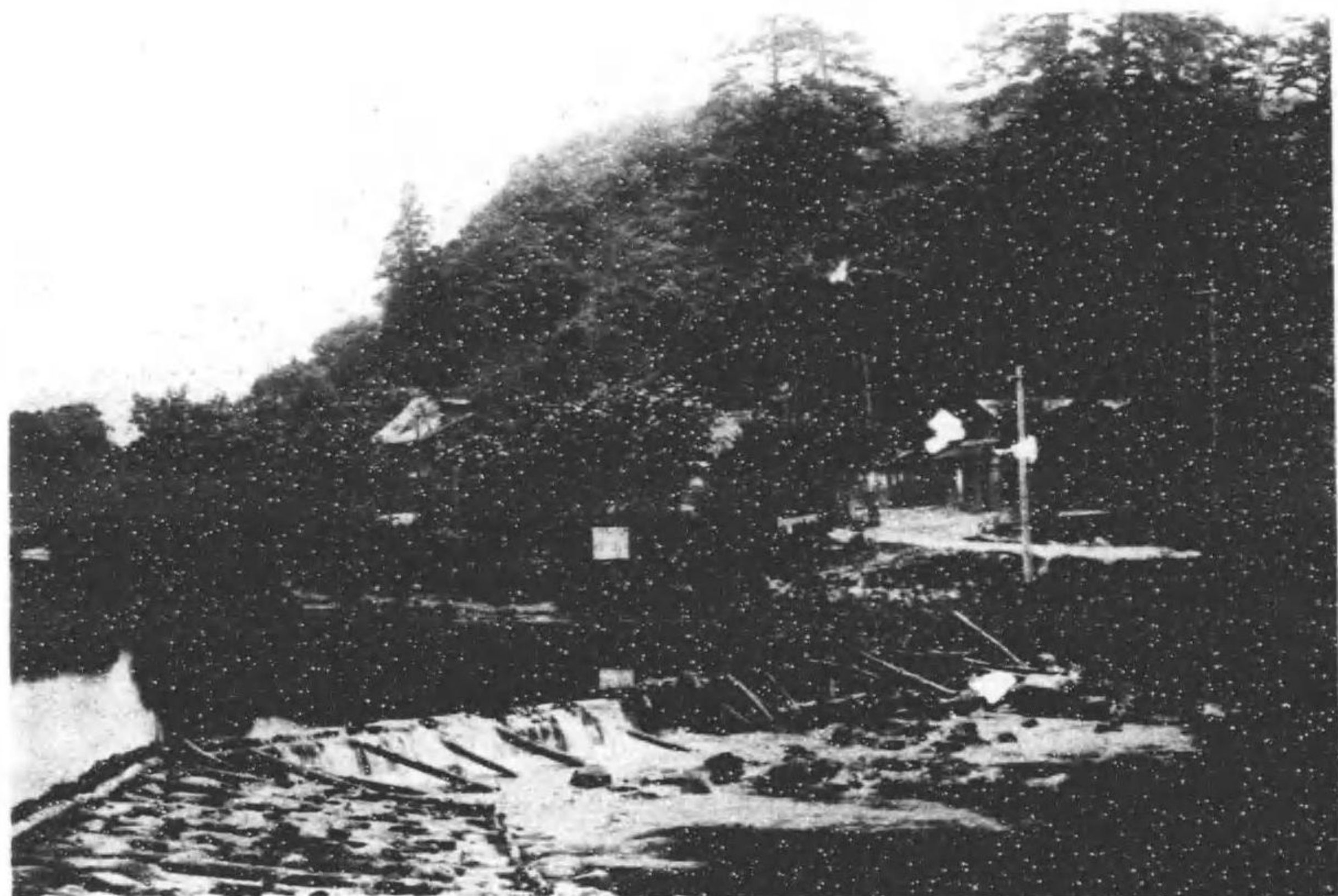


(上同) 寺德瑞里玉

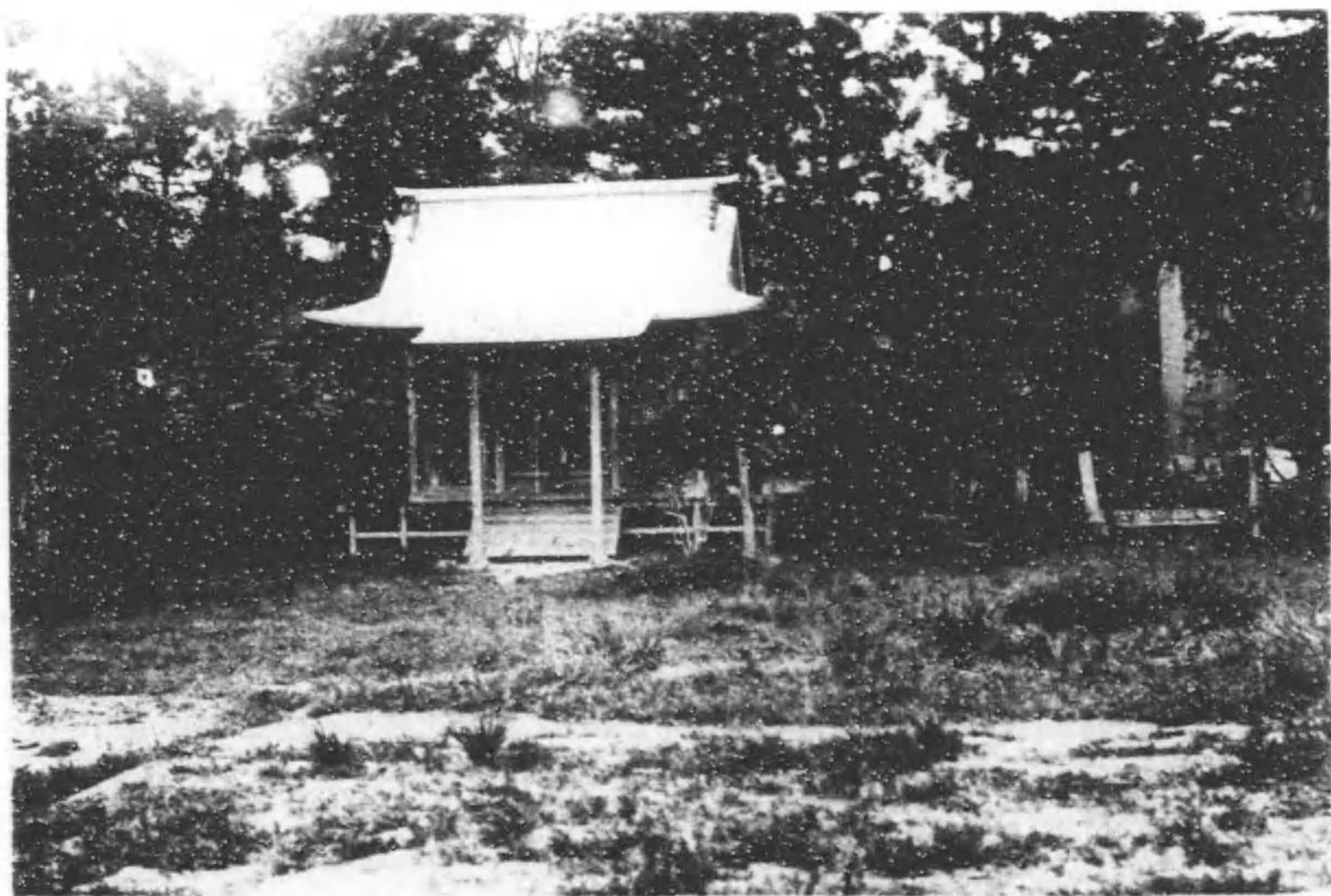


(上同) 寺國興原田





(上同) 近附址寺染重堂谷岩



(上同) 天門沙毘寺聞多堂谷岩

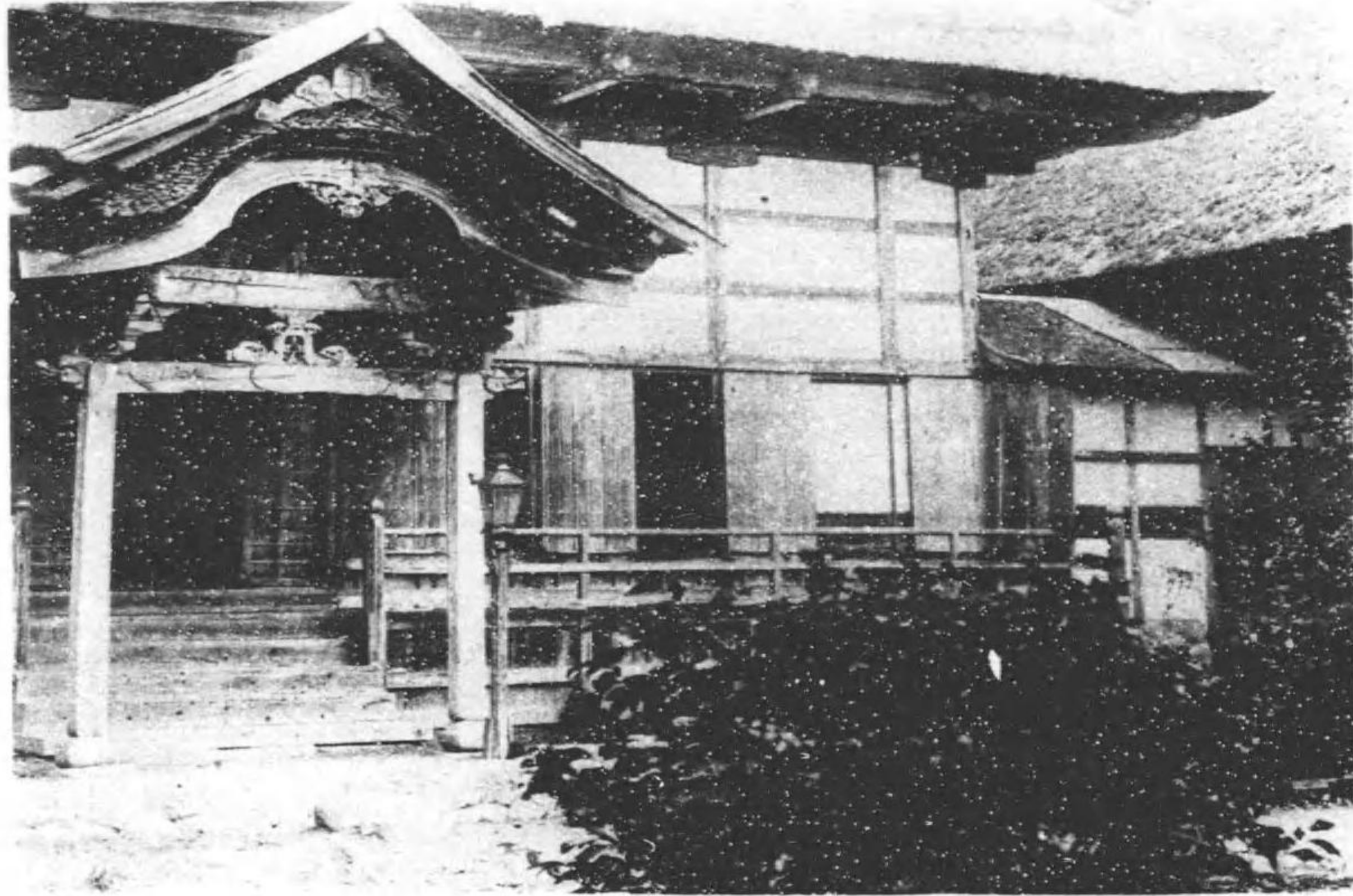


(上同) 寺樂極 瀬 稻



(照家部ノ蹟舊) 址寺福萬川梁

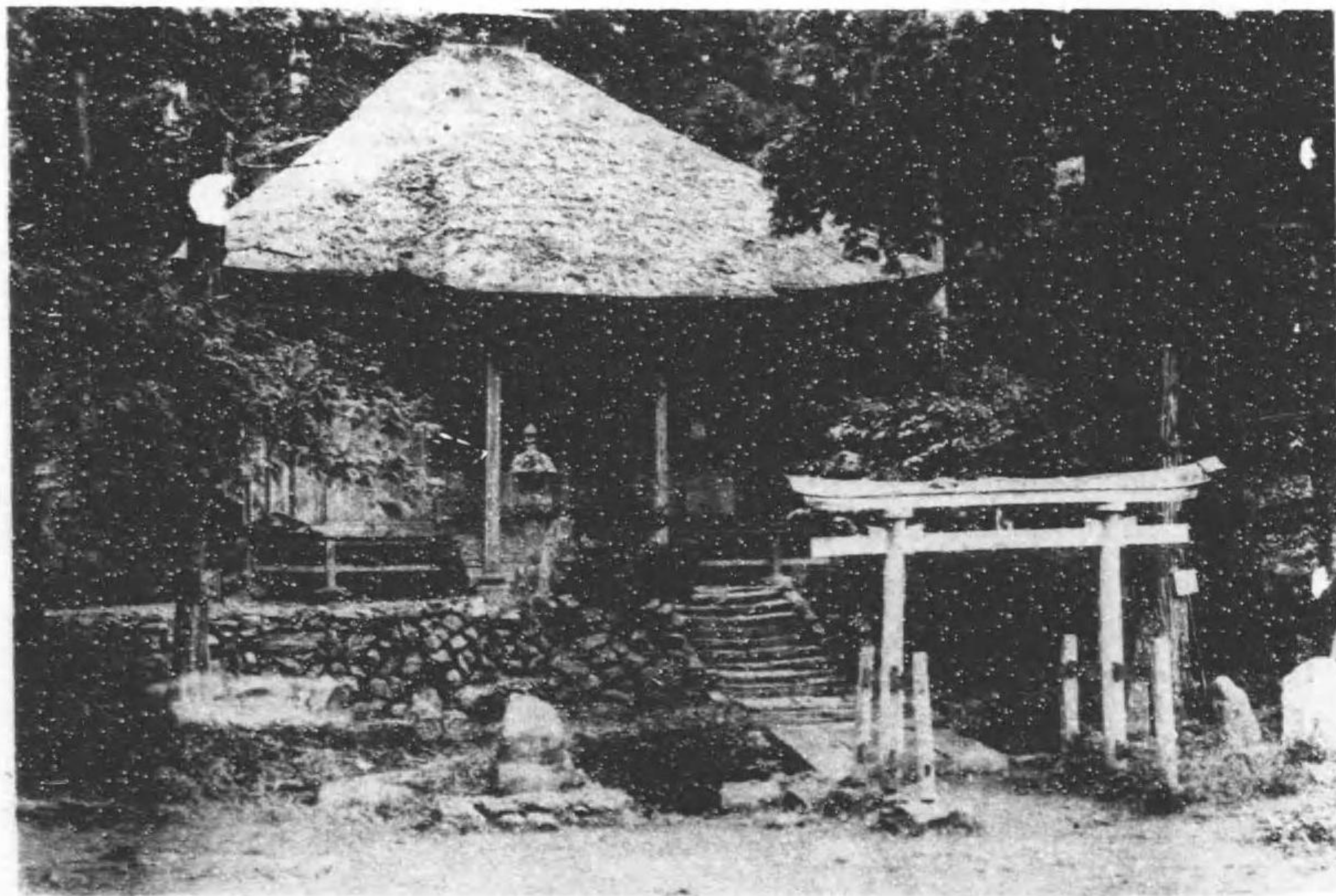




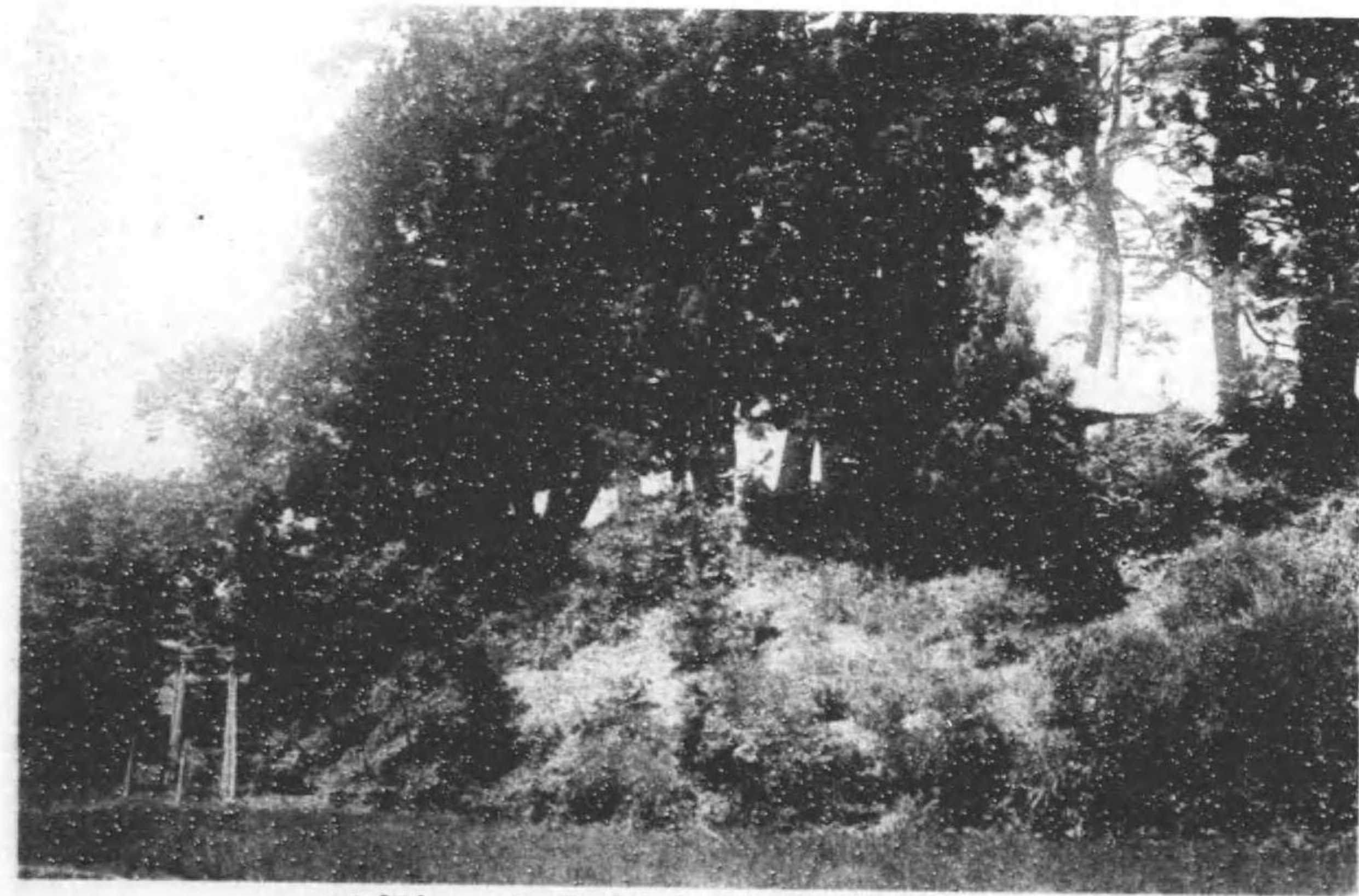
(上同) 寺 林 光 手 伊



(照參部ノ閣佛) 寺 祥 光 瀬 廣



(上同) 堂 音 觀 助 田 黒 田 羽

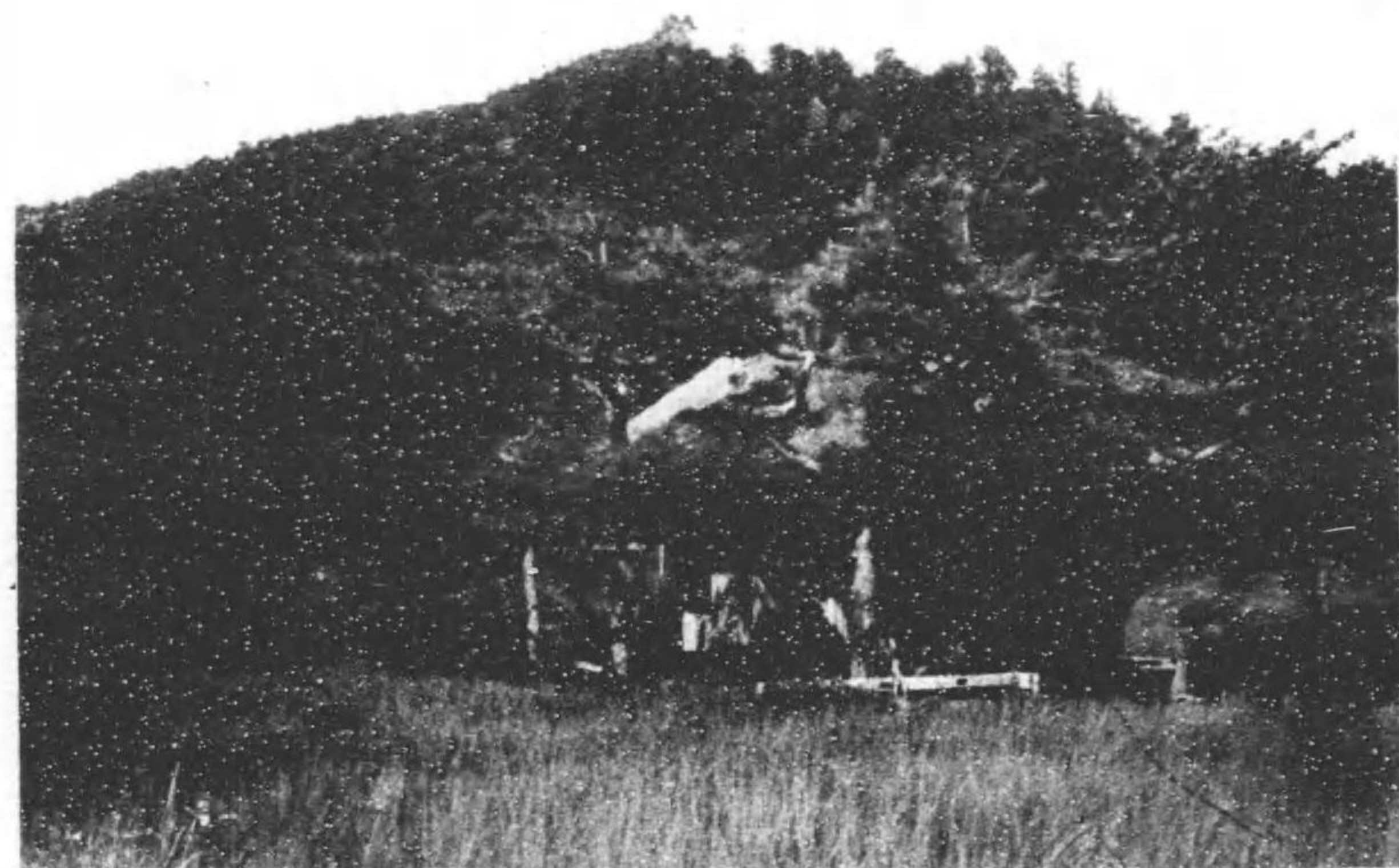


(上同) 堂 音 觀 寺 國 興 代 田 小 原 田  
(ス祀奉ヲ社神瀬十五ニ内堂シ移ニ寺國興ヲ體佛時近)





(上同) 藏地林寺松瀬廣



(照參部ノ蹟舊) 塚輪五瀬廣



(上同) 音觀森大里玉



(照參部ノ閣佛) 堂音觀寺藏萬岡福

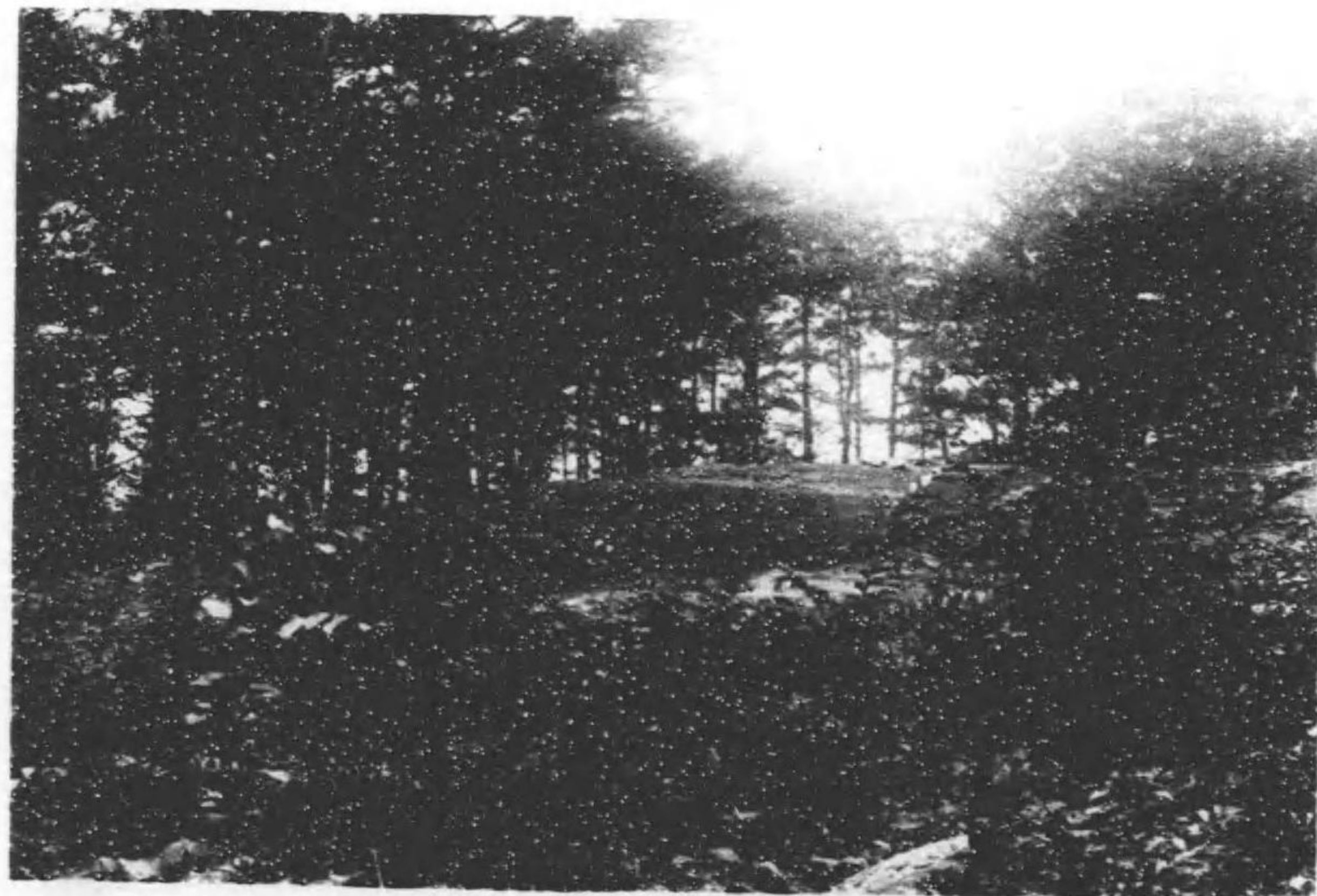




(尺五丈二廻) 杉姥内境社神羽出田羽



(上同) 音觀山森大里米

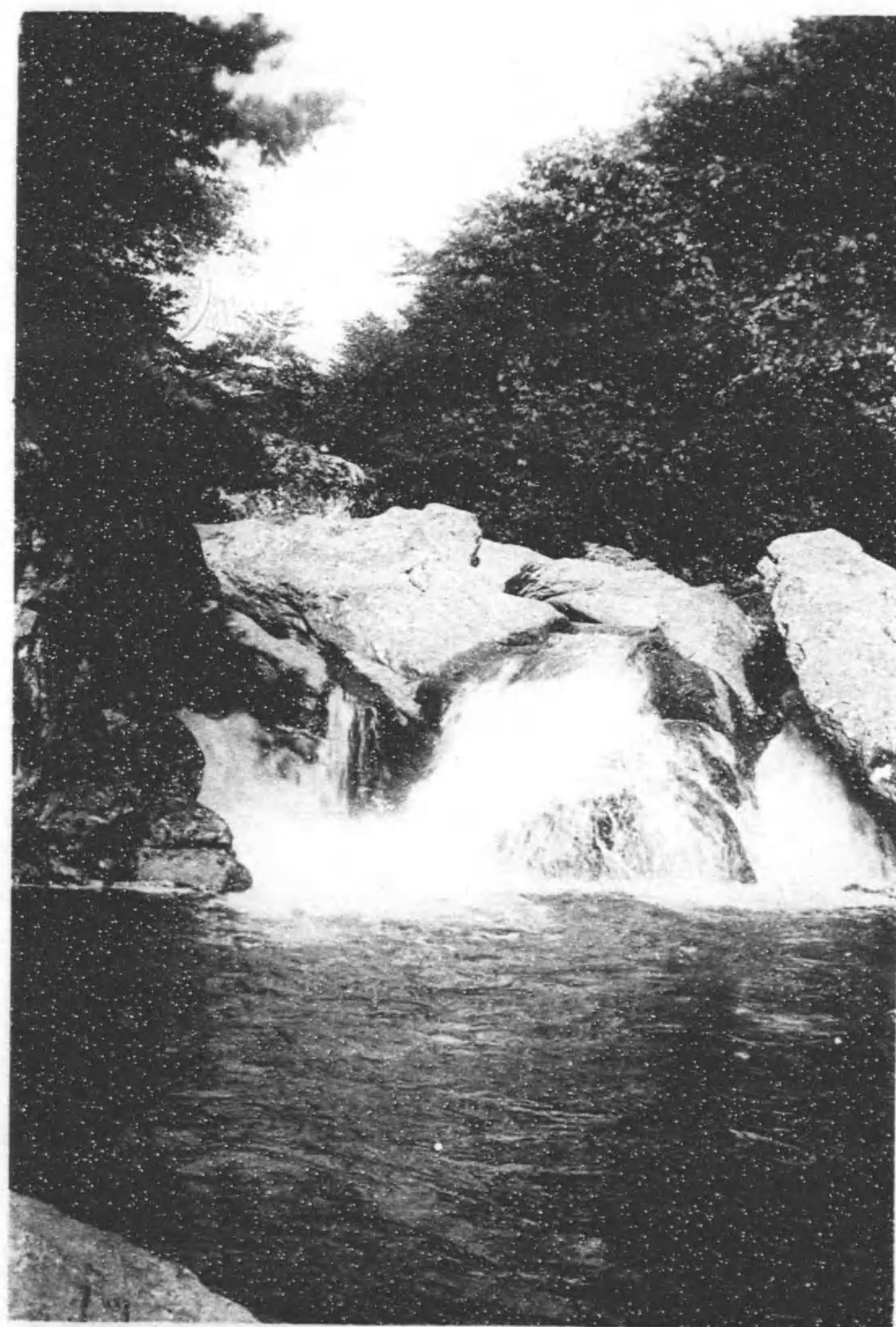


(照參部ノ所名)(間十北南半間四十西東)石大手伊



(上同) 音觀内藏原田





(上同) 動不瀧代田大原田



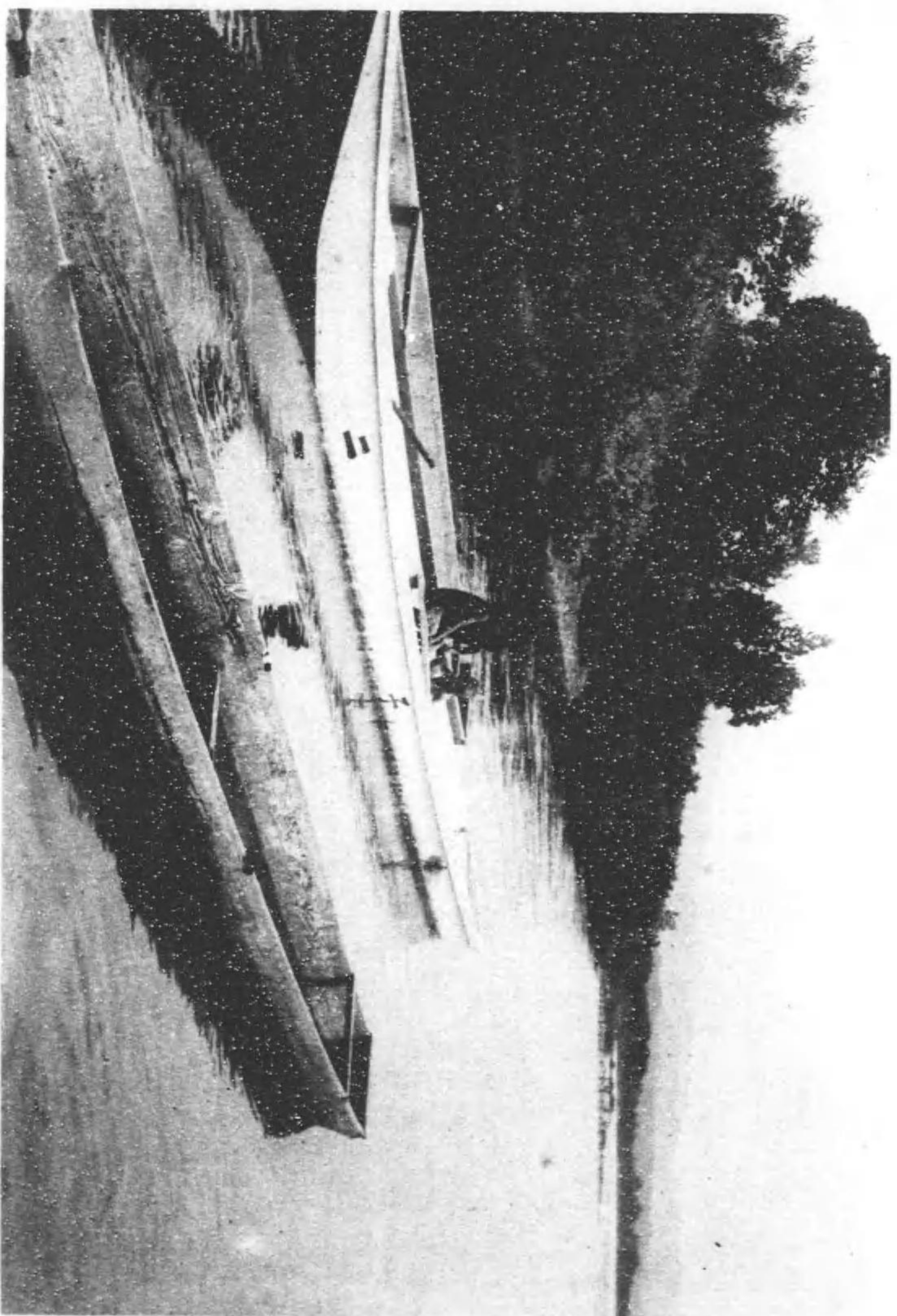
(照參部ノ勝名) 瀧門瀧石黒





白川(同上)

征東將軍奏 副將軍外從五位下入間宿禰廣成左中軍別將從五位下  
池田朝臣真枝前軍別將外從五位下安倍媛為臣墨繩等議三軍謀併力  
渡河討賊約期已畢由是抽出中後各二千人同共渡比至賊帥夷阿呂

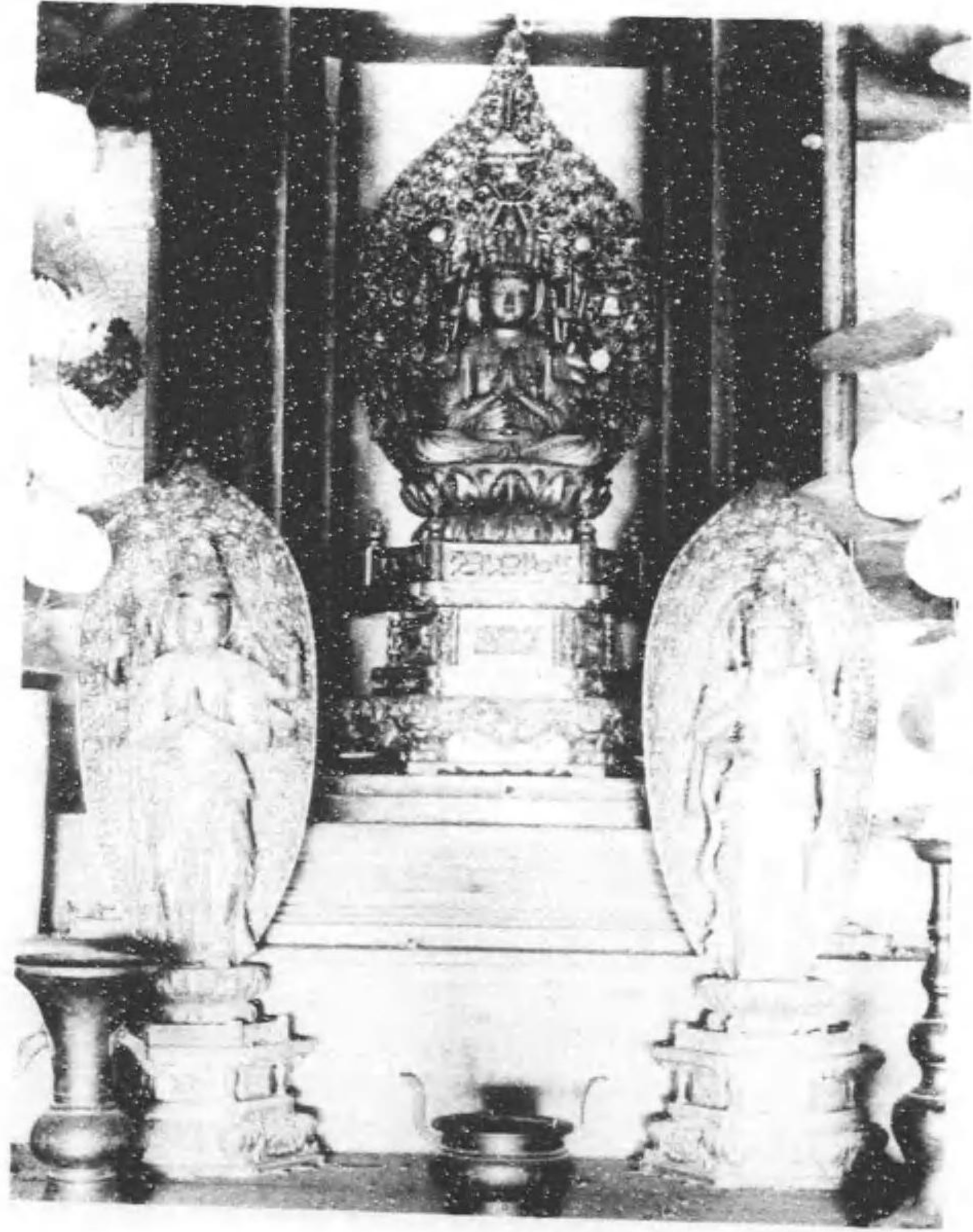
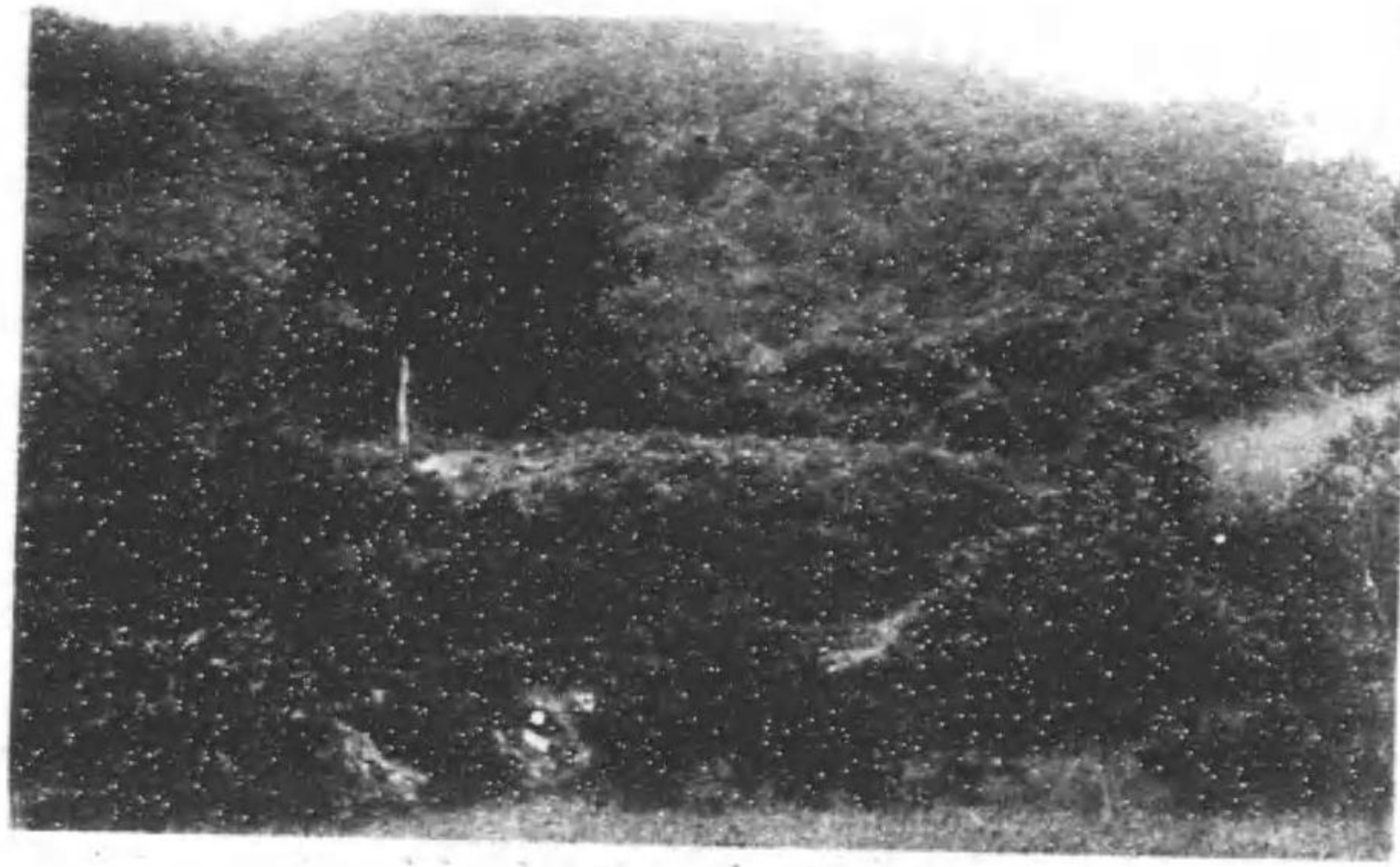


覺宕四年(征伐延曆八年)記參照

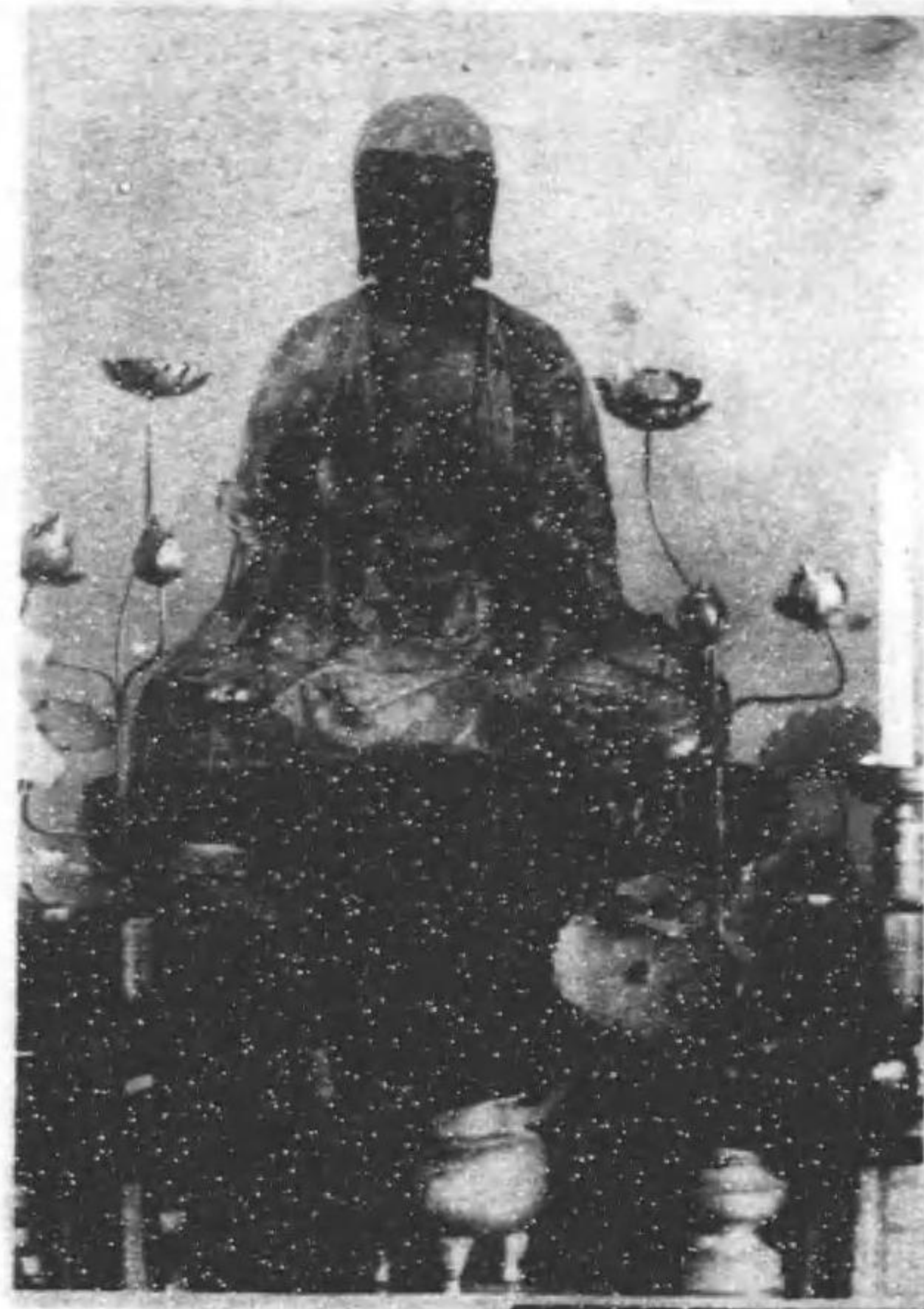
流島之居有賊徒三百許人迎逢相戰官軍勢強賊衆引遁官軍且戰且燒  
至巢伏村將與前軍合勢前軍爲賊拒不得追渡於是賊衆八百許人  
更來拒戰其力太強官軍稍退賊徒直衝 (續紀延曆八年六月條)



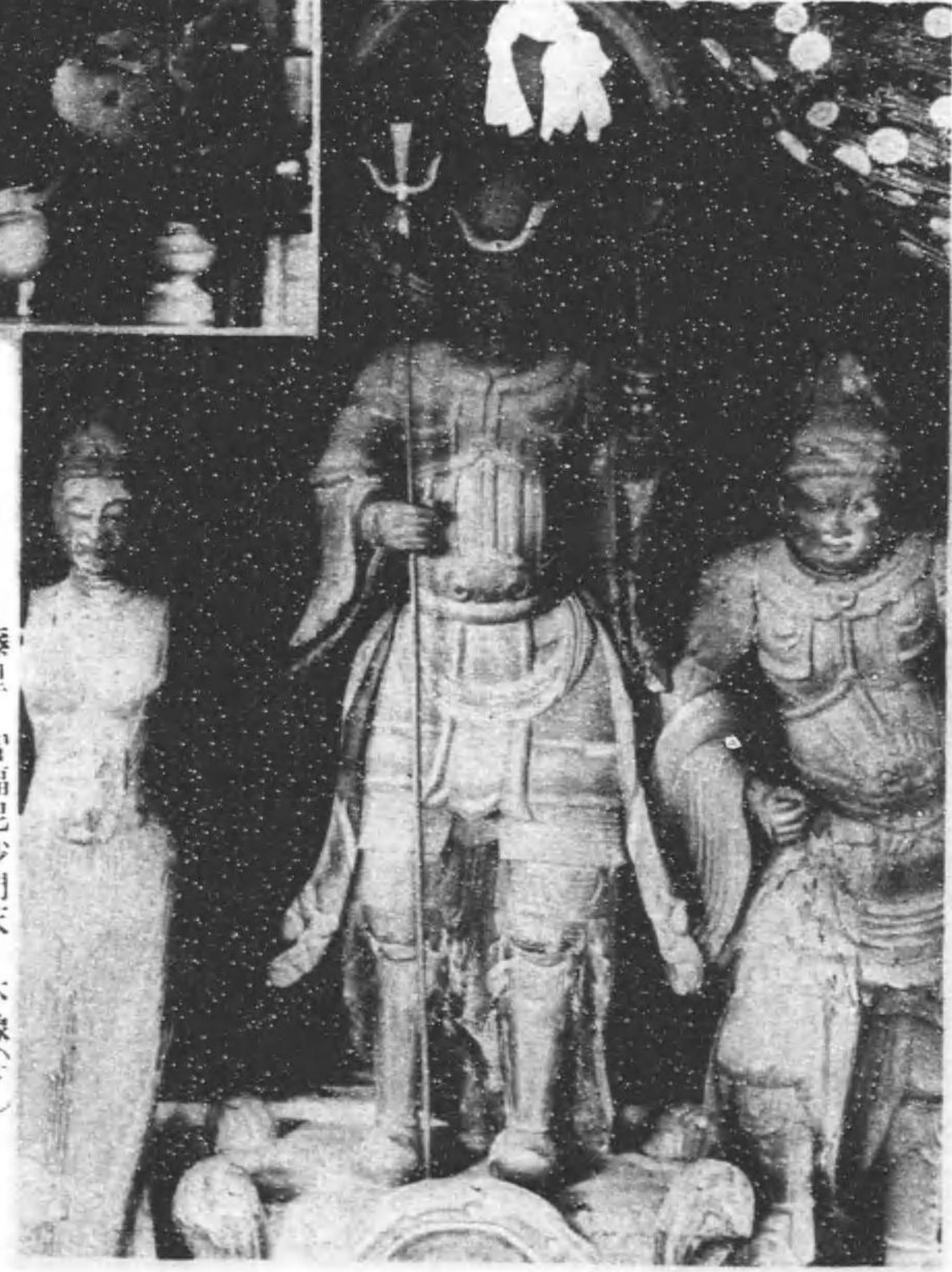
米里中里古墳



愛宕観音堂 (佛寺圓通院参照)



岩谷堂光明寺口佛像(上)  
 臺座ノ銘  
 應永九年壬午十月 日中興  
 大旦那平滿家  
 住持弘通  
 佛師立繁  
 銚永宗  
 應永八年卯六月一日再興  
 永祿二年癸未六月一日再興  
 大旦那平重恒  
 住持禪乙  
 佛師及川尾張守  
 願主壽清

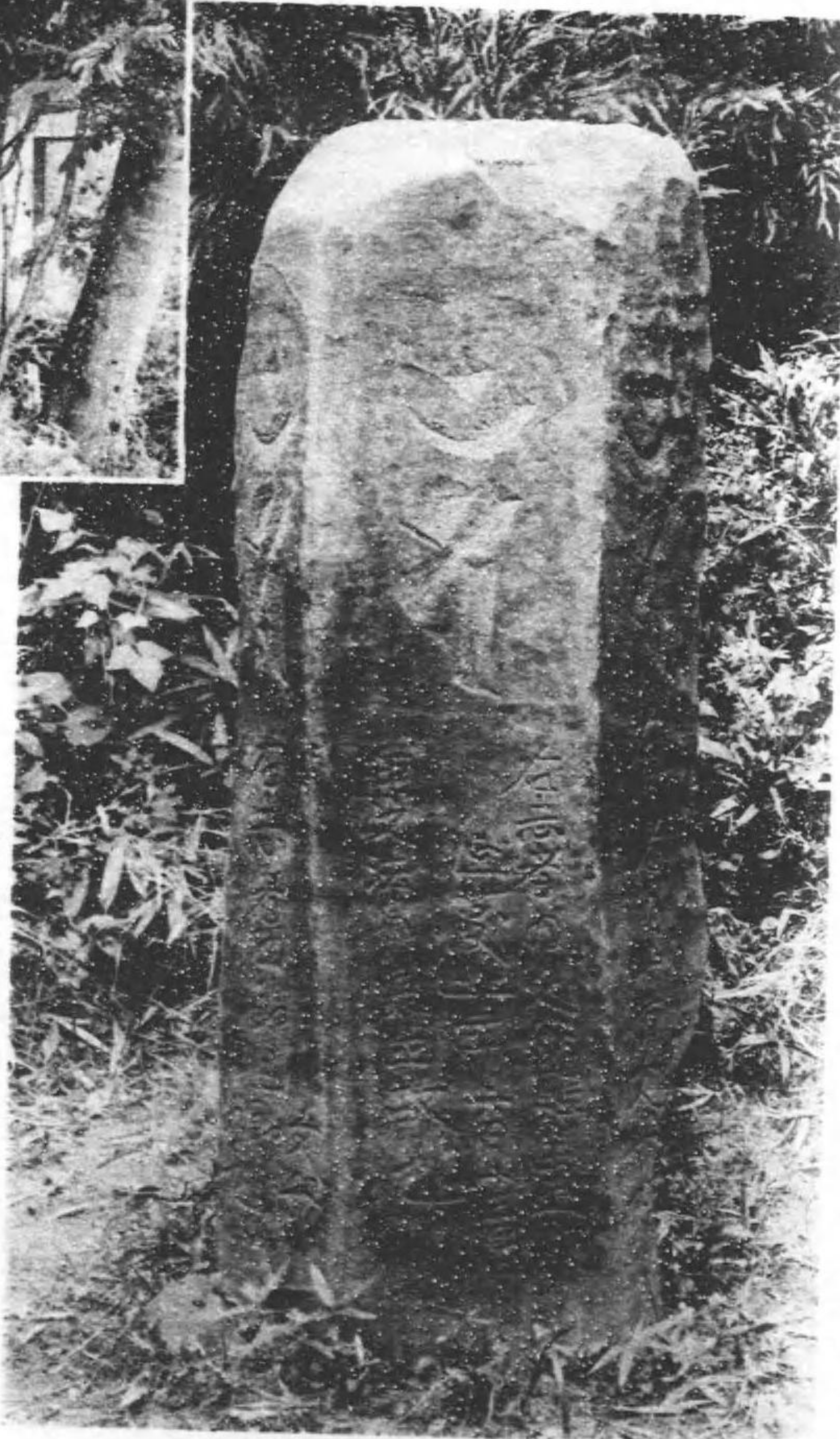


藤里智福毘沙門天木像(下)





愛宕ノ古樓 (上)  
(名勝参照)



岩谷堂柄杓城本丸ノ上ニ在ル古碑

文曰

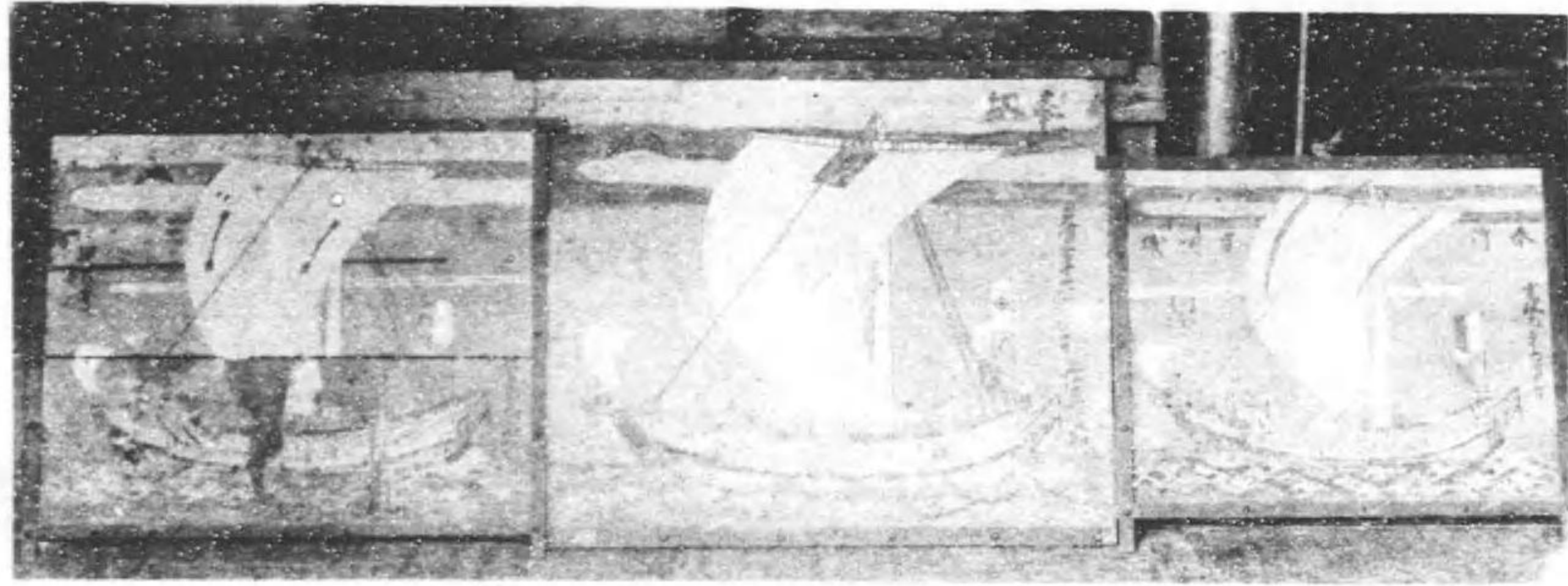
右志者爲女方父母

右志者爲父母聖靈

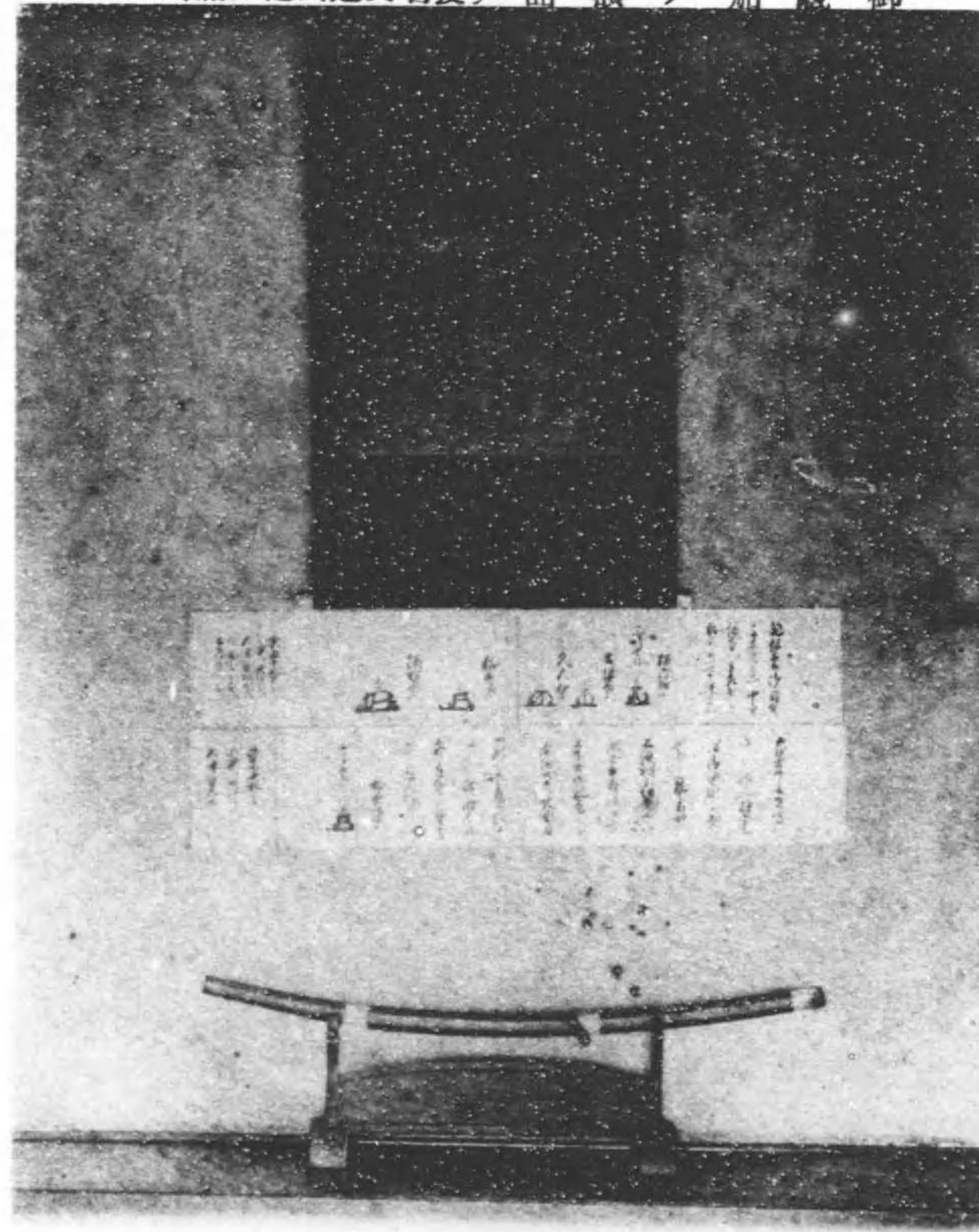
延慶二年六月十三日

佛又法界衆生故也

右志者四郎三郎 爲也



御藏船ノ額面 (愛宕交通其他參照)



小梁川氏重寶ノ一ニ

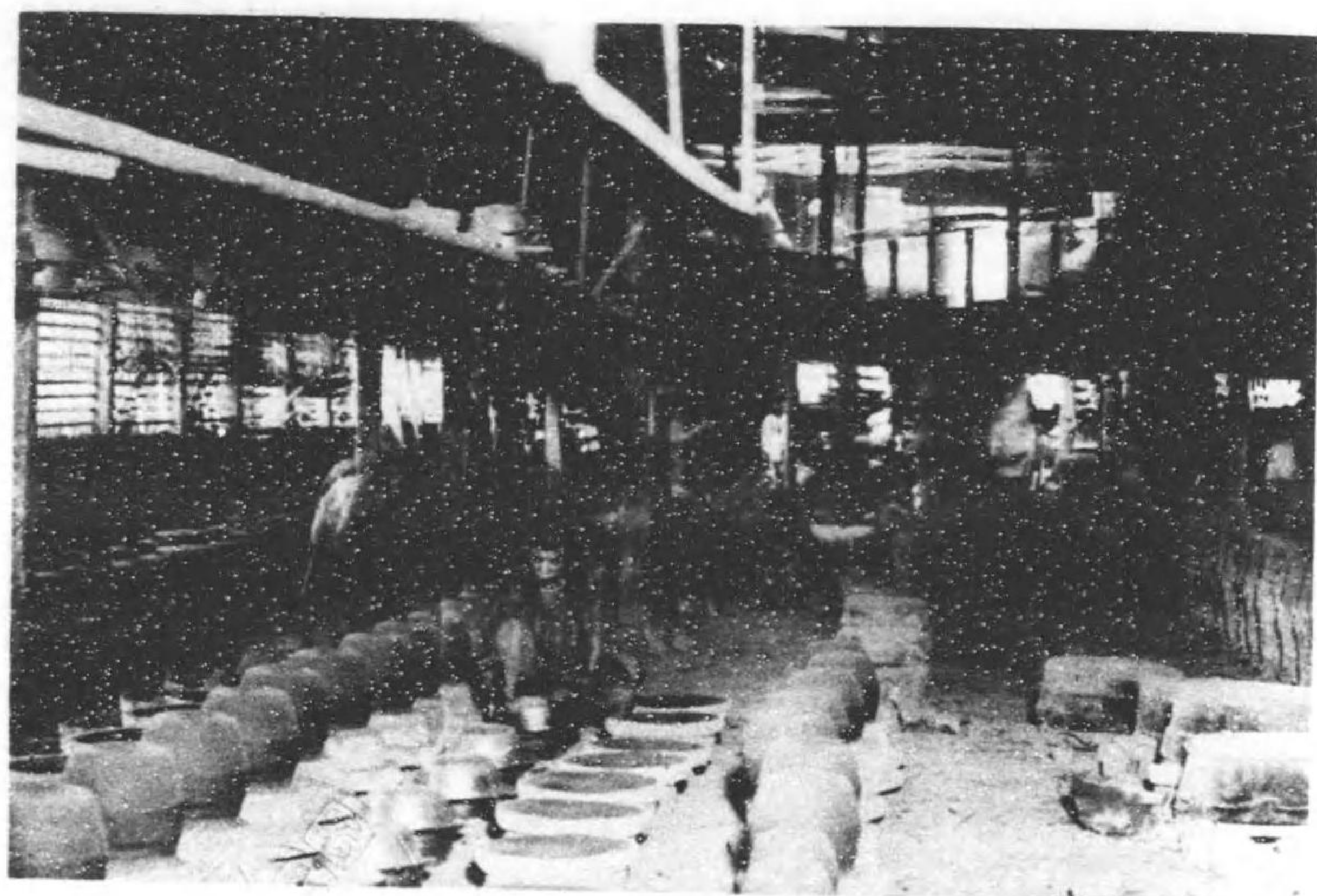
伊達政宗ヨリ小梁川泥幡ニ  
送リシ書狀

坂倉内膳正外連  
名ノ書狀

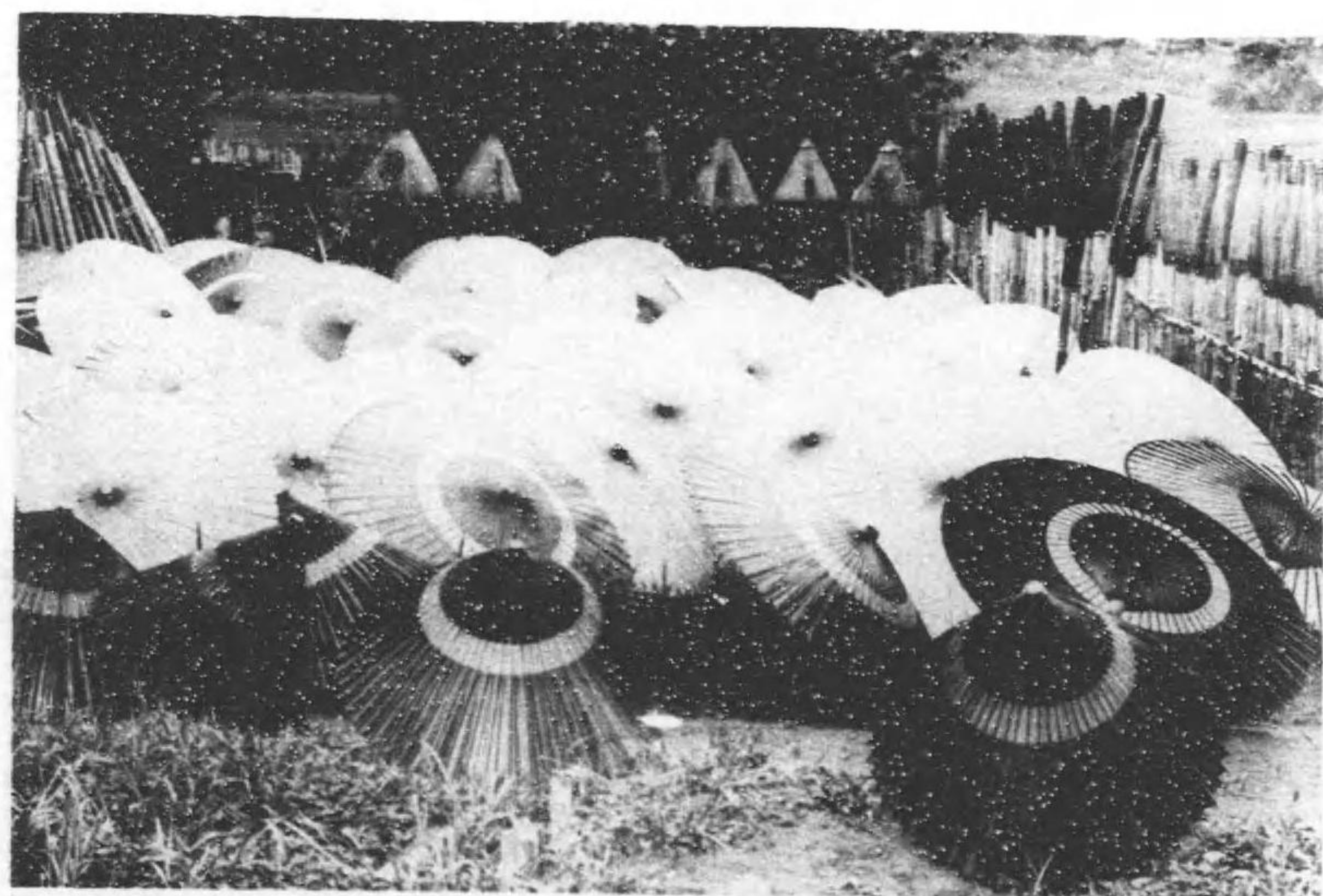
稻葉美濃守書狀

萬福寺招キ斬太刀

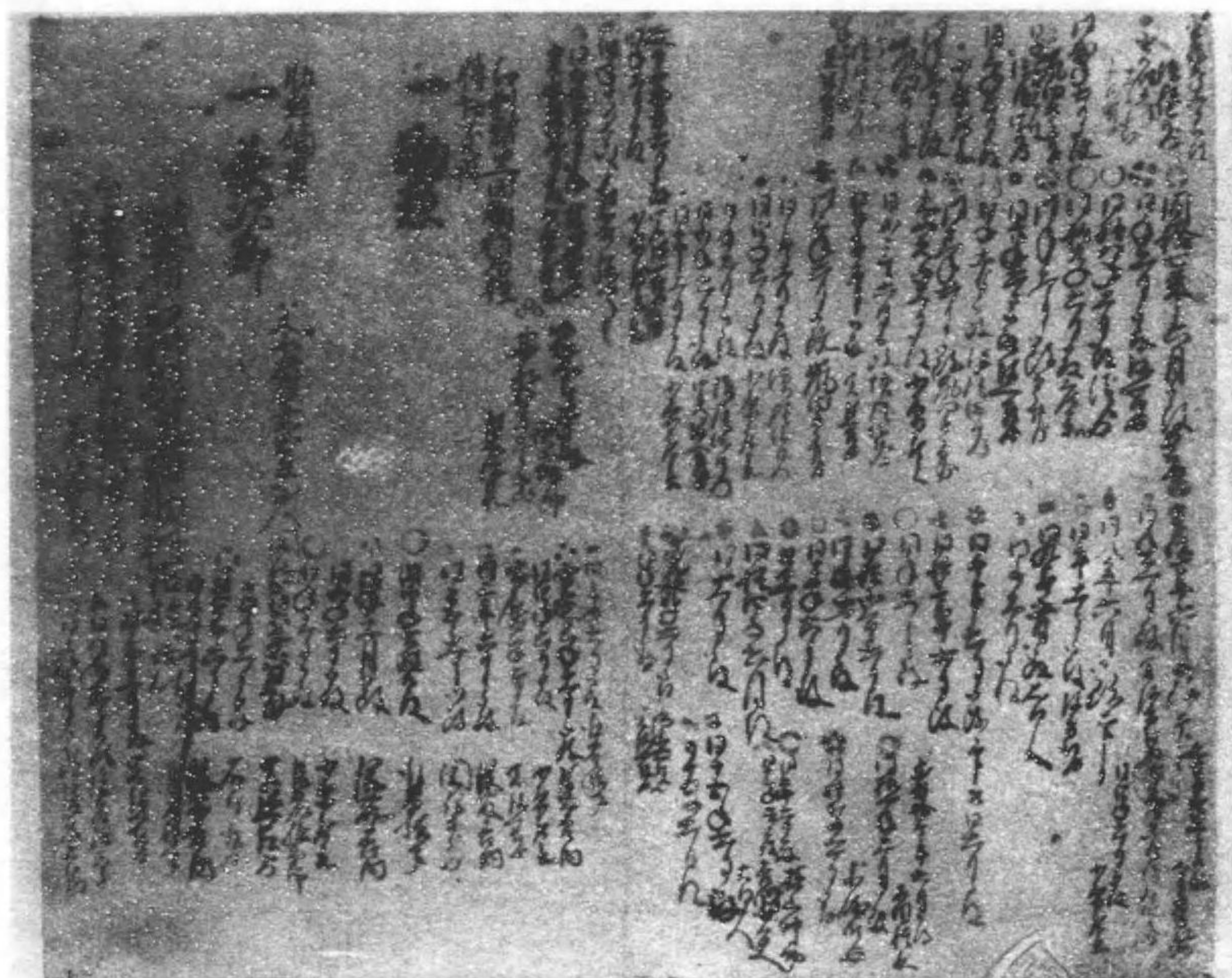




(場工田水) 部一ノ場工鐵田羽



(場燥乾) 部一ノ場工傘内口上岡福



古切支丹二季一季本牒 (表紙裏面及第一枚目半面) (宗教ノ部参照)

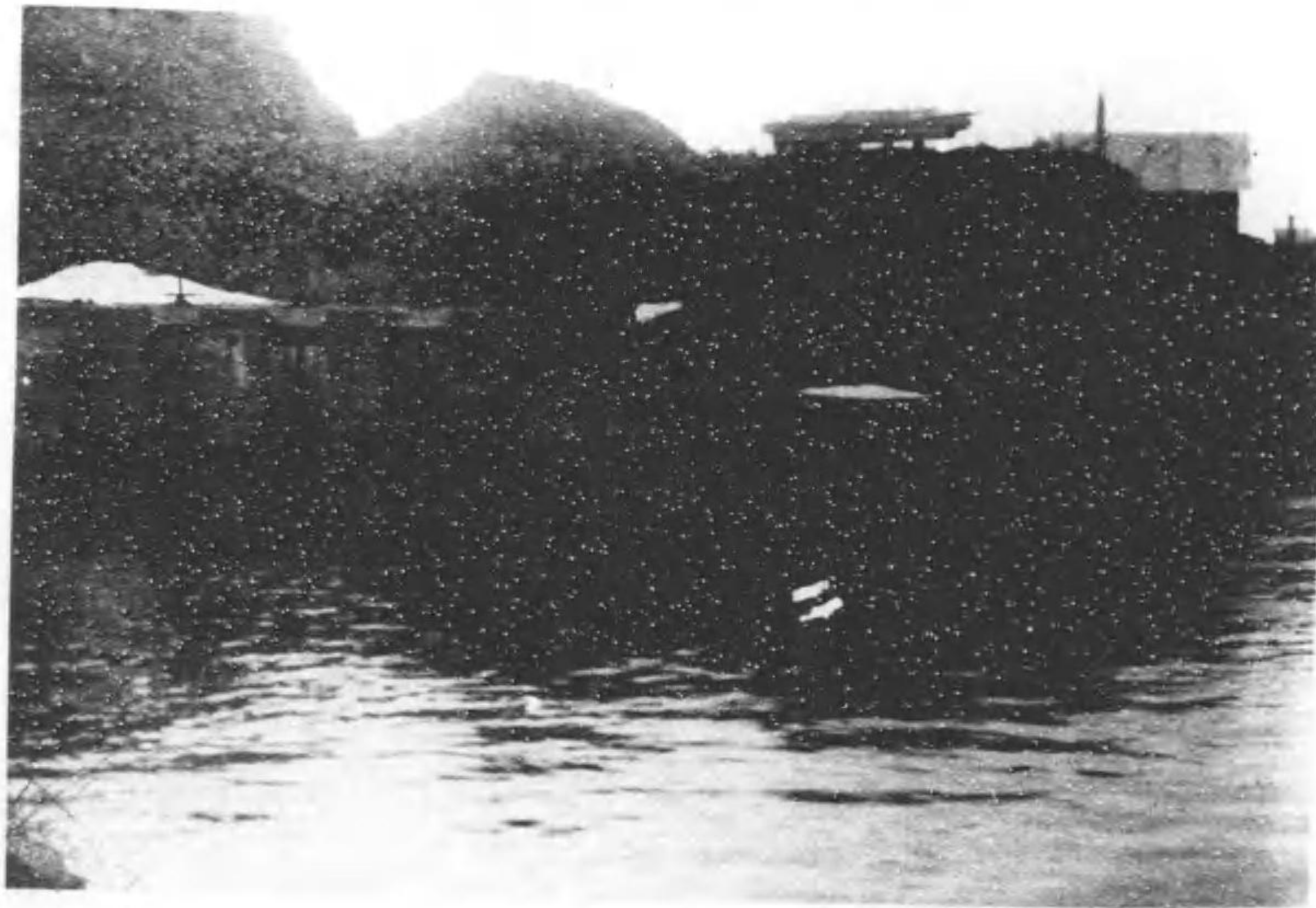


(堂谷岩) 院病立郡年初治明

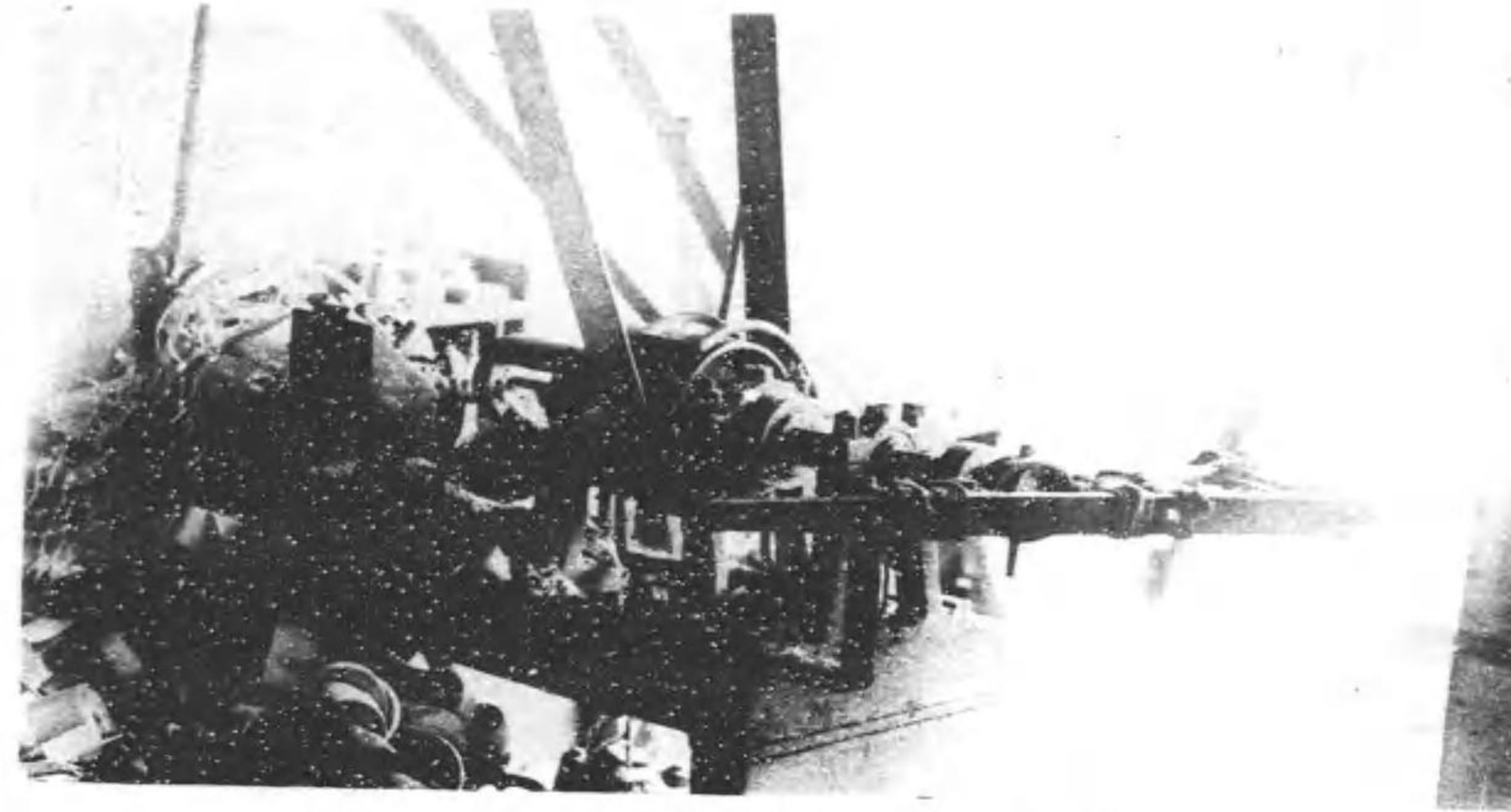




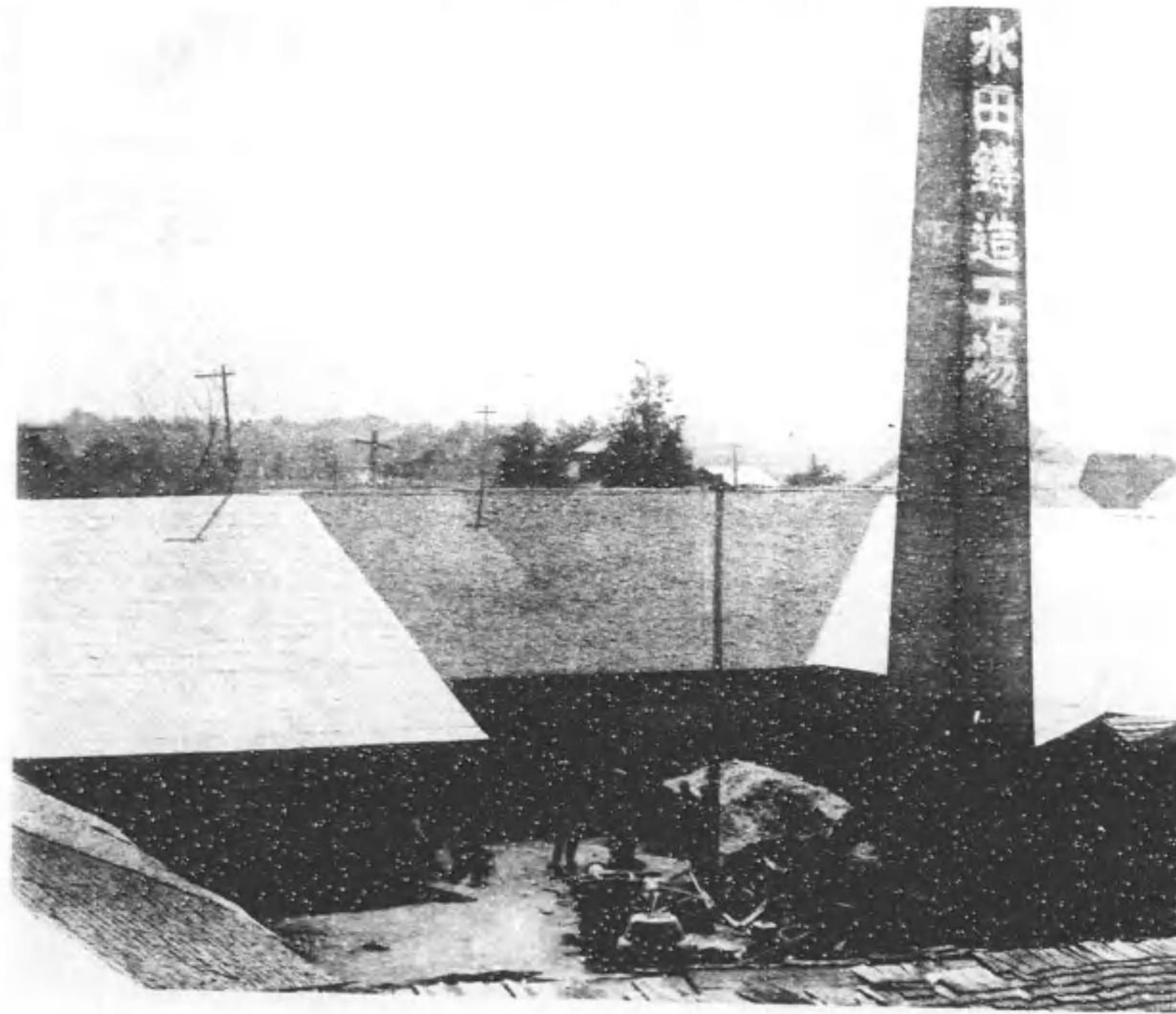
橋 木 櫻 岩 愛



事 工 水 上 瀬 稻

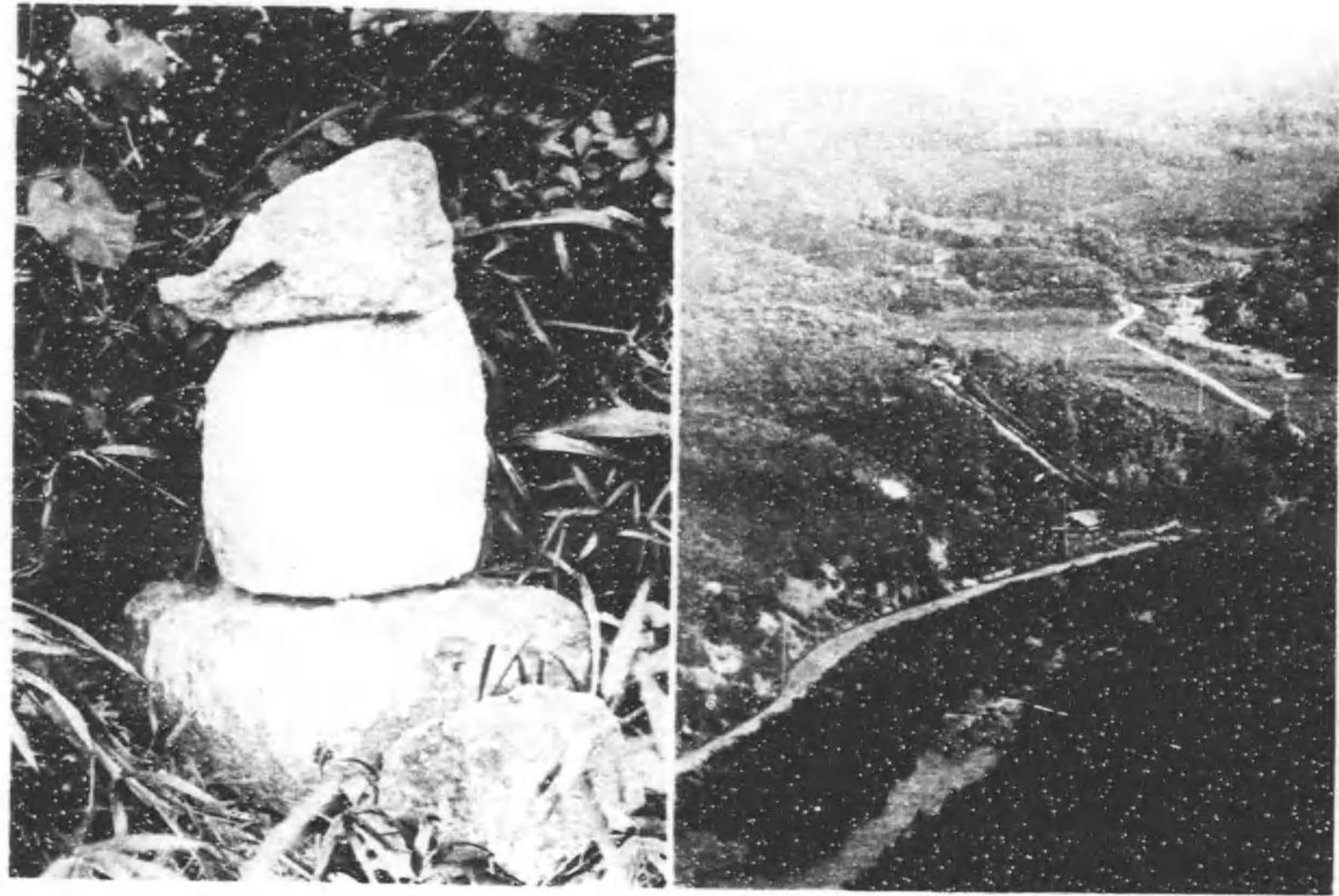


部 一 ノ 場 工 造 製 傘 内 口



部 一 ノ 場 工 鐵 田 羽





黒石高清水温泉浴場

序

地方行政の進歩發達並に其の刷新を圖らんと欲せば先づその地方の事情をして能く郡町村住民に知悉せしむるに若くはない。地方の事情徹底せずして地方の發展を期するや亦危しといはなければならぬ。

地方の事情をして地方住民に徹底せしむる方法少なからざるべしと雖先づ郡誌町村誌等を編纂し、一目瞭然情勢指摘の便に供する亦その一手段たるを失はず、民情、風俗、財政、經濟、教育、さては史蹟名勝、人物、功業に到るまで細大を掲げ長短を述べ以て之を一冊子に編纂すれば見るものをして能く地方洞察の指南に供する事が出来るのである。

今回江刺郡誌稿新たに成り將に剗剛氏に付して世に公にせんと



するに方り序文を予に求めらる、元より有益の事業にして故らに予等の序言を待つまでもなくその教育界を始めとし、地方行政上に裨益する所甚大なるものあるを信じて疑はぬ、又之を手にするの人士、啻に江刺郡誌の世に出てたるを欣に止めず廣く之を利用して地方文化發展の資に供せられん事を望む。

大正十四年四月

岩手縣學務課長

書記官 關 壯 二

### 序

本郡往時陸奥押領使藤原清衡之所居、藤氏三代文化之發生地也。爾來物換星移而修史之業未作、史蹟漸將湮滅、可謂遺憾也。抑繹既往之變遷、究其沿革、所以察知現代文化之由來與將來之趨勢而屬最重要事。本會是以企圖郡誌編纂、蒐集誌料、踏查實地、研覈有年、今將脫稿鋟梓、不堪欣快也。

顧方今世運進展、地方自治教育產業等百般施設要振興更革者甚多。方此時本書之出可謂洵得其機矣。貢獻郷土之發展蓋可不尠少也。

惟爲修誌之業極難矣。本書亦難保完璧、惟俟後賢之批正而已。

大正十三年十二月十五日

岩手縣教育會江刺郡部會長

坪松唯三郎



## 凡 例

- 一、本書は江刺郡の地理及沿革其他の事項を輯録したるものなり。
- 一、全卷を各事項により十二章に分ち、更に町村に分ち得るものは之を分ちて記述せり
- 一、記述は各章とも其の據る處を示さざるも人物傳記のみは特に原據を明かにし原文を其儘に採録せり。
- 一、統計は大正十年岩手縣統計書に據るも、或事項によりては最近の調査を用ひたるものあり。
- 一、本書は編輯に關する資料乏しきのみならず、各章委員を異にせるを以て、文體の不統一内容の精粗は暫く之を措くも材料の取捨、見解の相違より重複矛盾の事項なきを保せず他日更に訂正を加へんとす。
- 一、本書編纂については前會長笹井初之進氏及各町村有力者、各町村役場吏員、各學校職員諸氏の後援に俟つもの多し、特に記して厚意を深謝す。挿入寫眞版は永野敬太郎氏の撮影にかゝり、鳥瞰圖は佐藤春雄氏の筆に依れり。
- 一、附録は和川仲次郎氏の調査になれるものなり。
- 一、左記の諸氏は編纂委員として執筆し幾多の苦辛踴勉漸く茲に完成して其刊行を見るに至れり。芳名を録して感謝の意を表す。



大正十三年十二月

岩手縣教育會江刺郡部會

菊地萬藏氏	佐々木二郎氏	佐藤亦助氏	及川清氏	山口大五郎氏	及川時夫氏	牧野誠一氏	菊地健雅氏	鹿野武男氏	菅原藤太郎氏	菊地忠助氏	及川秀幸氏	古玉賢治氏	高野俊治氏	高橋藤七氏
多田金三郎氏	遠藤陸朗氏	及川恒孝氏	伊藤正孝氏	伊藤梅吉氏	佐藤春雄氏	十日市惣治氏	高橋松治郎氏	菅野欣四郎氏	千野田甫氏	菊地宇一氏	菊地成章氏	根田萬丞氏	鈴木壽之助氏	

江刺郡志目次

題字 (卷頭) ..... 岩手縣知事後藤祐明

序文 (同) ..... 岩手縣學務課長關壯二

序文 (同) ..... 前岩手縣教育會江刺郡部會長坪松唯三郎

跋 (卷末) ..... 岩手縣江刺郡 黒澤喜一郎

第一章 地理

一、管轄	一頁
二、位置、境界	一頁
三、面積、廣袤	一頁
四、地勢	二頁
一、概要	二、山脈及山岳
二、蛇紋岩及斑禰岩地帶	三、河川
三、古生層地帶	四、第三紀層地帶
四、沖積層地帶	
五、地質	四頁
六、氣候	六頁
一、概要	二、氣溫
三、降水量	四、風速、風向
七、政治	九頁
一、戶口	二、土地
三、郡役所	四、附表



### 第二章 沿革

一、郡の起源……………二

二、上代……………三  
 先住民族につきて、東夷征伐の擧の奈良朝の拓殖策、日高見國と日高見川の研究並北上川河道の變遷  
 桓武帝の征夷準備と實施、河東征戰の失敗と再征準備、本郡四郷の解説、小野岑守と本郡の建置  
 浮田長の權限擴大と前九年役と鶴鷹城の研究―後三年の役―豊田城―鎮守府論―藤氏三代の治世

三、江刺氏時代……………三一  
 源賴朝の奥州征伐、葛西氏につきて―附片岡氏につきて、郡治沿革の振勢―第一期―第二期―第三期  
 江刺氏家譜と郡治關係、木村氏配下の本郡、伊達氏の陰謀、江刺氏の兩部落

四、岩城氏時代……………五一  
 概説、伊達氏施設建設時代、邑主の諸家譜、藩治行政の概要

五、現代……………七〇  
 奥羽士民への諭告と本郡の五色主、地方三治時代の本郡、行政官の諭告、郡治管轄の變革

### 第三章 町村

一、岩谷堂町……………七三  
 位置、地勢、物産、交通、沿革、神社佛閣、諸官署、學校會社、表彰者

一、愛宕村……………七五  
 位置、地勢、物産、交通、沿革、神社佛閣、學校其他、表彰者

一、羽田村……………七七

位置、地勢、物産、交通、沿革、神社佛閣、學校其他、表彰者

一、黒石村……………八〇  
 位置、地勢、物産、交通、沿革、神社佛閣、學校其他、表彰者

一、田原村……………八一  
 位置、地勢、物産、交通、沿革、神社佛閣、學校其他、表彰者

一、藤里村……………八三  
 位置、地勢、物産、交通、沿革、神社佛閣、學校其他、表彰者

一、伊手村……………八五  
 位置、地勢、物産、交通、沿革、神社佛閣、學校其他、表彰者

一、米里村……………八七  
 位置、地勢、物産、交通、沿革、神社佛閣、學校其他、表彰者

一、玉里村……………八九  
 位置、地勢、物産、交通、沿革、神社佛閣、學校其他、表彰者

一、梁川村……………九〇  
 位置、地勢、物産、交通、沿革、神社佛閣、學校其他、表彰者

一、廣瀬村……………九二  
 位置、地勢、物産、交通、沿革、神社佛閣、學校其他、表彰者

一、福岡村……………九四  
 位置、地勢、物産、交通、沿革、神社佛閣、學校其他、表彰者

一、稻瀬村……………九六  
 位置、地勢、物産、交通、沿革、神社佛閣、學校其他、表彰者

目次……………三



### 第四章 産業及經濟

- 一、農業.....一九九
  - 一、耕地及農産概況ト農産一覽
  - 二、桑産業實施狀況及効果
  - 三、耕地整理ト羽田村耕地整理組合ト岩谷堂町片岡耕地整理組合ト江刺耕地整理組合
- 二、蠶業.....二〇四
  - 一、蠶糸業の沿革及現勢
  - 二、桑園
  - 三、養蠶
  - 四、製種業
  - 五、製糸業
- 三、畜産業.....二〇八
  - 一、産馬
  - 二、其他の家畜
  - 三、家畜一覽
- 四、鑛業.....二一〇
  - 一、概況
  - 二、鑛業一覽
- 五、林業.....二一一
  - 林野の概況、公有林野の整理及經營ト部落有林野の統一及入會地整理ト町村有林野の經營、私有林野の經營ト國有林野の現況、林野一覽
- 六、水産業.....二一五
- 七、工業.....二一五
  - 一、概況
  - 二、主なる工業ト羽田村の鑄造法ト岩谷堂の釀司製造業ト上口内の傘製造業、工産物一覽
- 八、商業.....二一八
  - 一、概況
  - 二、諸會社ト諸會社一覽
- 九、金融機關.....二二三
  - 銀行一覽、郵便爲替振替表、郵便貯金累年表、農工銀行貸付表、質屋表

### 一〇、郡

累年比較

其他

二三三

### 第五章 交通

- 一、陸路.....二二七
  - 附 縣道一覽表、郡道一覽表
- 二、水路.....二二八
- 三、其他交通機關.....二二九
- 四、郵便電信電話.....二二九
  - 附 郵便局一覽表

### 第六章 教育

- 一、學校教育.....二三一
  - 一、寺小屋時代 岩谷堂、愛宕、羽田、黒石、田原、藤里、伊手、米里、玉里、梁川、福岡、廣瀬、稻瀬
  - 二、小學校、學校園、實習地、基本財産及學林、町村教育費、兒童貯金、保護會、學校衛生
    - 岩谷堂小學校、愛宕小學校、羽田小學校、黒石小學校、小田代小學校、石谷小學校
    - 大田代小學校、藤里小學校、伊手小學校、上伊手小學校、下伊手小學校、人首小學校
    - 玉里小學校、野手崎小學校、上口内小學校、廣瀬小學校、稻瀬小學校、教育功績者
  - 三、高等女學校
    - 四、實業補習學校
    - 五、元江刺蠶業學校
- 二、社會教育.....二四四
  - 一、私立江刺圖書館
  - 二、町村立圖書館
  - 三、教育會
  - 四、青年團
  - 五、處女會
  - 六、少年團
  - 七、戶主會



第七章 衛生、警察、兵事

一、衛生……………一四九

    一、傳染病……………一四九

    二、衛生機關……………一四九

    三、其他の施設……………一四九

二、警察……………一五二

    一、沿革……………一五二

    二、一般狀況……………一五二

    三、犯罪者數……………一五二

    四、防火設備……………一五二

三、兵事……………一五四

    一、在郷軍人數……………一五四

    二、現役軍人數……………一五四

    三、各町村軍人分會長……………一五四

    四、戦功者戦時關係受賞者……………一五四

    五、戦死者……………一五四

第八章 宗教

一、神道……………二〇九

    一、神社……………二〇九

    二、神社の崇敬信仰……………二〇九

    三、神社一覽……………二〇九

二、佛敎……………二二三

    一、宗派……………二二三

    二、寺院の創立……………二二三

    三、寺院一覽 附かくし念佛……………二二三

三、修驗道……………二二九

    一、修驗道……………二二九

    二、修驗道の廢止……………二二九

    三、維新前後に於ける修驗寺一覽……………二二九

    四、延享三年調郡内羽黒派修驗者氏名……………二二九

四、耶蘇敎……………二三五

    一、古切支丹宗……………二三五

    二、基督教……………二三五

第九章 風俗習慣

一、民情……………二三一

二、衣食住……………二三一

    衣服、食物、住居……………二三一

三、祝祭……………二三三

    婚姻、葬式、祭日、宮參……………二三三

四、年中行事……………二三五

    一月、二月、三月、四月、五月、六月、七月、八月、九月、十月、十一月、十二月……………二三五

五、歌舞……………二四二

    神樂、獅子舞、劍舞、田植踊、大神樂……………二四二

六、歌謠……………二四四

    館賣歌、大黒舞、田植歌、田草取歌、餅搗歌、麥搗歌、木挽歌……………二四四

    地固歌、長持昇歌、相撲甚句、都々逸、颯々時雨、子守歌、手鞠歌……………二四四

七、俚諺……………二五一

八、方言訛語……………二五五

第十章 社寺名蹟

一、岩谷堂町……………二六五

    神社 鎮岡神社、秋葉神社、五十瀬神社、愛宕神社、八雲神社、新山神社……………二六五

    寺院 光明寺、松岩寺、興性寺、萬松寺、正重寺、蓮久寺、實性寺、多聞寺……………二六五

    附記 稻荷社、八龍權現社、白山社……………二六五

    名蹟 岩谷堂城趾、豊田城趾、高館、古館、常光院趾、百蓮寺趾、高水寺址……………二六五

    白旗池、丹後塚、遠野陣場、岩谷堂城址古碑……………二六五



一、愛宕村

川島神社、皇大神宮、愛宕神社

二七三

寺院 西念寺、圓通院

附記 八幡宮

名蹟 田舎城址、天馬氏館址、鈴木重家の墓、劍ヶ淵、姥櫻

一、羽田村

出羽神社、五十瀬神社、八幡神社、宇迦神社

二七七

寺院 寶全寺、花林院、千養寺

附記 八雲神社、金屋神樂師如來社、板橋觀音堂、中袋觀音堂、中清水根觀音堂、烏神社

名蹟 羽黒堂館址、鷲澤館址、黒田助館址、千手院址、長照庵址、佐々木塚、慶海塚

経塚、羽黒山内の埋藏物

一、黒石村

石手堰神社

二八四

寺院 正法寺、藤春院、黒石寺

名蹟 鶴城址、龍門瀧、網代瀧

一、田原村

五十瀬神社(土谷) 五十瀬神社(大田代) 五十瀬神社(小田代) 大山祇神社、皇大神社

二八九

寶城寺、東漸寺、興國寺、耕田寺

附記 稻荷大神、馬頭觀世音、大佛觀音、荒神社

名蹟 清水館址、大田代館址、要春院址、洞泉寺址、五位塚、田代塚松

一、藤里村

愛宕神社(智福) 愛宕神社(石名田)

二九四

寺院 圓通寺、西泉寺、勝軍寺

附記 毘沙門堂

名蹟 岩清水館址、妻之神館址、毘沙門館址、倉迫城址、雁別館址、掛上館址、沼尻城址、大手城址

一、伊手村

戸隠神社、秋葉神社、八幡薬師相殿神社、五十瀬神社

三〇〇

眞行寺、高林寺、明藏寺、的雙寺

附記 熊野神社、自性院

名蹟 菊池館、荒谷館、戸隠杉

一、米里村

麓山神社(本小路) 麓山神社(中澤)

三〇八

自徳寺

附記 觀音堂、愛宕神社、諏訪神社、神明宮、八咫神社

名蹟 人首古館、人首館、鳥谷森館、山居館、古歌葉館

一、玉里村

胸形神社、皇大神宮

三〇八

正光寺、瑞徳寺、守林寺、信行寺

附記 大森觀音

名蹟 角懸森古館、本町古館、青篠館、玉崎館、大塚の杉、白山瀧、白糸瀧

一、梁川村

松尾神社、月山神社、五十瀬神社、白山神社、水上神社

三一一

寺院 金性寺、菅性院



目次

附記 大嶽神社、二渡観音堂、岩山観音堂、阿彌陀堂、角川原観音堂  
 名蹟 鷓ヶ館址、高間館址、小屋敷館址、蜂森館址、古館寺、葛西館址、中井館址、間木館麓、高屋敷址  
 枳形址、黒木峠、樺峠、横町井戸、小萩山、壇の花、仕置場、護法塔、駒形山、金成山  
 三二八

一、福岡村  
 神社 麓山神社、國ヶ森神社、古館神社、新山神社、菅原神社、淺間神社  
 寺院 萬藏寺、寶積寺、宗賢寺、正行寺  
 附記 観音堂  
 名蹟 浮牛館址、古館址、八谷崎館址、青丸館址、小谷館址、樺木田館址、阿古屋谷、明神山  
 岩の目、櫻岡  
 三二四

一、廣瀬村  
 神社 御嶽神社、新山神社、音石神社、熊野神社、白山神社  
 寺院 吉祥寺、西光寺、大徳寺  
 附記 松林寺地藏菩薩、青谷観音、上青谷観音、江越観音、岩の目観音  
 名蹟 内館址、松館址、大内館址、一の關館址、二の關館址、三の關館址  
 鳴澤館址、小谷崎館址、十三墓壇、境界石標、廣瀬の松  
 三二八

一、稻瀬村  
 神社 熊野神社、五十瀬神社、國見山神社、愛宕神社、鞍掛神社、新山神社  
 寺院 安樂寺、如意輪寺、極樂寺、石洞寺、正源寺、廣徳寺  
 附記 駒形神社、南宮観音、葛木観音  
 名蹟 茶臼館址、鶴籠柵址、白旗城址、齋羽場城址、柏原館址、國見山、稻瀬渡  
 三二八

第十一章 傳説

一、岩谷堂町  
 牢の坂、猿茶屋、新堤、男女石、人面石、落岩、心中池、扎場、淺摩堂、愛宕神社、弘法授け井戸、糺坂  
 三三七

一、愛宕村  
 舌なし沼、鴻の巢、水引地藏、みすの尾、伊勢堂、長沼  
 三三八

一、羽田村  
 鎌子か清水、米が瀧  
 三三九

一、黒石村  
 姥杉、袈裟掛の櫻、文福茶釜、高清水、丹波山、坊主岩、雀が館、愁野  
 三四〇

一、田原村  
 醍醐寺、七里塚、磐燒観音  
 三四四

一、藤里村  
 沼御前、おせん観音、淺井戸、花見石  
 三四四

一、伊手村  
 家中町、明石掃部守重、陣場、伊手の玉川、伊手の大石、上町  
 三四五

一、米里村  
 五輪峠、古歌養金山、天保飢饉、人首  
 三四六

一、玉里村  
 白山淵、鏡石、角懸、五輪塚  
 三四八

一、梁川村  
 武道坂、烏帽子形山、柳清水、善六仇討石  
 三四八

一、福岡村  
 三四九

目次 一一



一、廣瀬村……………三五〇  
 蓬田上野、樋渡加賀、望ヶ森  
 五輪塚、男女石枕石、座頭石、獅子石、跡附石批把箱石、毒井  
 一、稻瀬村……………三五〇  
 備後塚、吉野塚比丘尼塚、ろは塚、境の碑、荒神馬場  
 高天龍寺跡、夫婦塚、お荷越坂、金比羅堂、東街道

第十二章 人物傳記

一、岩谷堂町……………三五三  
 伊達宗規、長八、次四郎、喜右衛門、喜六、五三郎妻子、齋藤新之助、伊達村將、戸田幸八、相原良助  
 藤兵衛、與右衛門、同弟茂三郎、松太郎、岩越一郎、鈴木尙賢、白土隆吉  
 一、愛宕村……………三六一  
 波奈、利三郎、善助及妻、菊池東左衛門  
 一、羽田村……………三六四  
 太郎吉母某、志村五城兄弟、佐藤シマ、千葉チエ、水田和吉、橋村禎造  
 一、黒石村……………三六八  
 無底良詔、月泉良印、宇野、惠武、山田次右衛門  
 一、田原村……………三七〇  
 奥三郎、信夫元貞  
 一、藤里村……………三七〇  
 多美、喜三郎及女計無、太郎

一、伊手村……………三七一  
 佐川五郎七(先代) 佐川五郎七(後代)  
 一、米里村……………三七二  
 太三郎妻、新田淡齊、松田良順、利府齋  
 一、玉里村……………三七四  
 菅野藤吉郎、及川伊三郎  
 一、梁川村……………三七五  
 由藏、鈴木孝信、三十郎、權右衛門及妻登里、次左衛門妻以波、彦兵衛、及川ツナ  
 一、廣瀬村……………三八四  
 久左衛門、留春、セン  
 一、福岡村……………三八七  
 伊左衛門、三十郎夫妻其子、伊藤六右衛門、由寸、渡邊茂兵衛、長吉妻  
 里乃、中島外記、小野寺善四郎、後藤玄達  
 一、稻瀬村……………三九三  
 後藤信康、五兵衛、忠兵衛、利助、淺尾湯三郎治、久三郎、太兵衛及妻  
 長太郎及妻、菊池丈吉

附 錄

江刺郡植物分類

一、概況……………一  
 目次……………一三



一、山地の地方 二、平地の地方 三、河沼水邊の地方

二、植物分類目録.....五

補遺

一、沿革篇.....一

王政維新後に於ける郡の沿革の一斑、奥羽人民告諭、郷村役人職掌規則、戸長職務概目、本郡治の關係ある職員氏名

一、傳記篇.....二六

及川莊左工門、小松原右内、岩谷堂に來られた澤三位卿、明治二年の百姓一揆、官民の意志疏通せず、草津中屬

附圖寫眞版目次

- 一、江刺郡鳥瞰圖 (巻頭挿入)
- 二、江刺郡地圖 (同)
- 三、江刺郡地質圖 (同)
- 四、寫眞版

〔一〕江刺郡役所 〔二〕岩谷堂市街 岩谷堂警察署 〔三〕膳江分學 岩谷堂市街 〔四〕松岩寺 〔五〕黒石市街 下河原市街 〔六〕人首市街 羽田市街 〔七〕伊手市街 野手崎市街 〔八〕上口内市街 柄杓城遠望 〔九〕豊田城址 小梁川館址 〔一〇〕湯手館址 柏原館址 〔一一〕人首館址 荒谷館址 〔一二〕鶴屋橋址 青篠館址 〔一三〕倉迫館址 小谷崎館址 〔一四〕人首古館 東街道 〔一五〕鎮岡神社 五十瀬神社(稻瀬) 〔一六〕出羽神社(羽田) 皇大神宮(玉里) 〔一七〕熊野神社(稻瀬) 石手堰神社(黒石) 〔一八〕騎形神社(玉里) 戸塚神社(伊手) 〔一九〕國見山神社(稻瀬) 五十瀬神社(田原大田代) 〔二〇〕愛宕神社(藤里) 淺間神社(福岡) 〔二一〕愛宕神社(藤里) 秋葉神社(伊手) 〔二二〕八雲神社(羽田) 荒神社(田原大田代) 〔二三〕川島神社(愛宕) 麓山神社(福岡) 〔二四〕御嶽神社(廣瀬) 青谷觀音堂(廣瀬) 〔二五〕光明寺 正法寺山門 〔二六〕止法寺本堂 〔二七〕黒石寺本堂 〔二八〕瑞徳寺 興國寺 〔二九〕萬藏寺 如意輪寺 〔三〇〕梅樂寺 萬福寺址 〔三一〕重染寺址 多聞寺址 〔三二〕吉祥寺 興國寺觀音堂 〔三三〕光林寺 黒田助觀音堂 〔三四〕廣瀬五輪塚 萬藏寺觀音堂 〔三五〕松林寺地藏 大森觀音(玉里) 〔三六〕大森山觀音(米里) 藏内觀音 〔三七〕出羽神社境内姥杉 伊手の大石 〔三八〕龍門瀧 〔三九〕瀧不動 〔四〇〕白山瀧 〔四一〕四手附近 〔四二〕光明寺古佛像 毘沙門天像(藤里) 〔四三〕中澤の古墳 愛宕觀音堂 〔四四〕御藏船の圖 小梁川氏寔寶 〔四五〕愛宕古櫻 柄杓城古碑 〔四六〕古切支丹二季一季本標 元郡立病院 〔四七〕羽田鐵工場ノ一部 上口内倉工場ノ一部 〔四八〕上口内倉工場ノ一部 羽田鐵工場ノ一部 〔四九〕櫻木橋 稻瀬の上水工事 〔五〇〕玉里發電所 高清水浴場

江刺郡志目次(終)



# 江刺郡志

岩手縣教育會江刺郡部會編纂

## 第一章 地理

### 一 管轄

本郡は左の二町十二箇村を管す。即ち  
岩谷堂町、愛宕村、羽田村、黒石村、田原村、藤里村、伊手村、米里村、玉里村、梁川村、  
福岡村、廣瀬村、稻瀬村。  
是なり。

### 二 位置、境界

本郡は本縣の南部北上川の左岸に沿ひ、東北は和賀、上閉伊及氣仙郡に境し、南は東磐井郡に接し、  
西は膽澤郡に對せり。今其四極を指示すれば左の如し。  
最北端 福岡村水押北方の境上



最南端 黒石村正法寺南方約千米突の境上  
 最西端 稻瀬村三照西方北上川河岸  
 最東端 米里村東境物見山

### 三 面積、廣袤

本郡は南北七里十四町、東西六里二十三町に渉り、其面積二十八方里七分七厘にして、本縣十三郡中第十二位の小郡なり。

### 四 地勢

#### 一 概 要

本郡の北東南の三方は、北上山系郡の境上を走り秀峯高岳相連るが故に著しく高臺をなし、自ら隣接郡との分水界をなせり。地勢之より漸次西南に向つて低下し、遂に北上川の流域となりて郡の低平地を作り、恰も傾ける笑狀をなす。されば郡内の河川源をこの三方に發して中央に集り、次第に西南に流下して北上川に注ぐ。

北上山系の支脈は單に郡界を環るのみならず、更に其餘脈は蜿々と延びて郡内に蟠り村界を形成す。其間小岳小巒相連りて所謂江刺の山地を構成し、平衍の地極めて少し。而して西南廣瀬川人首川荒川諸川の下流及北上川沿岸一帯の地は所謂北上川平野に屬し、本郡唯一の平野にして數千の人家茲に散在し

禾穀蔬菜茲に生産す。

#### 二 山脈及山岳

本郡の北境、和賀郡との境上を東に走るものを國見山脈と稱す。稻瀬村國見山に發して和賀郡立花村と福岡村との境をなす。脈中男岡山あり、稻瀬村の北境にあり。北上川の北岸に屹立し眺望絶佳の處たり。其東に國見岳あり遂に和賀郡駒ヶ岳と相對す。國見岳の東北福岡村に珊瑚岳・大平山及明神岳あり其他和賀郡との界に松坂山・黒木峠等あり、共に峻絶なり。

本郡の東、和賀、上閉伊郡との境上を走るものを五輪山脈と稱す。五輪山脈は五輪峠(海拔五五六米)より起る。峠は上下二里許上閉伊郡の境なる坂路にして、本郡より遠野に通ずる要路に當る。五輪山脈南走して氣仙郡との境上に至り物見山脈となる。物見山は脈中の高峰にして海拔八百七十六分物見山脈の起點にして本郡及上閉伊・氣仙の三郡に跨り東方の大岳たり。物見山脈の西南に種山原あり、東磐井氣仙との三郡に跨り東西二里餘、南北二里半に亘る。

東磐井郡との境上を西するものを阿原山脈と稱し、阿原山に發し黒石村境に及ぶ。脈中の高峯を蓬萊山(海拔七八七・八米)阿原山(七八二米)とす。共に分水嶺をなす。

其他銚子・永倉・前田の三山は阿原山脈の支脈中の高峯にして伊手・藤里二村の間に並列せり。

#### 三 河 川

北上川は和賀郡より來り膽澤郡の境を流れ、南に赴きて東西磐井郡に入る。

廣瀬川は二源あり。一は國見山脈より發し、福岡村の諸川を集めて口内川となり、一は五輪山脈より



發し梁川村の諸川を集め廣瀬村に入り、鴨澤栗生澤川を合して廣瀬川の本流となる、廣瀬川は之より稻瀬村に至りて北より来る口内川を合して南下し、愛宕村下川原に至りて北上川に注ぐ。

荒川は二源あり、一は米里村の東境五輪山脈より發し、細流相會して人首川となり玉里村を過ぎ、西流して岩谷堂町を經愛宕村に入るもの、一は伊手村の東境阿茶山脈より發する諸川及阿原山脈より發する諸川を合して伊手川となり、西北流して藤里村に入り、淺井川を合せ西南下して田原村に入り、熊川と稱するものにして二川愛宕村粟の瀬に至りて合し、荒川となりて北上川に注ぐ。

荒川の南に大田代・小田代の二川あり。又其南に大窪・山内の二川あり、四川西に赴きて北上川に注ぐ皆細流なり。

## 五 地 質

本郡内に分布する地質系統は、之を分ちて花崗岩、蛇紋岩及班禰岩、古生層、第三紀層、洪積層及沖積層となすことを得べし。

一 花崗岩層地帯 東磐井郡奥玉村より本郡伊手に連り、本郡の東部を南北に縦貫して和賀郡谷内村に及ぶ。即ち伊手・梁川兩村の大部及び米里の西部山岳地を構成し、東部は蛇紋岩（班禰岩）及び古生層の一部に接し、西は古生層及び第三紀層に相界し、概ね急峻なる山地をなし、中に阿原山・白山堂山・笠根山等を聳立す。

二 蛇紋岩及班禰岩地帯 古生層中に隆起し、米里村東境に露出するもの、及び花崗岩層に接して其兩側に帶狀の分布を示せるもの稍廣大なる地積を有せり。尙黒石中部山地には蛇紋岩の顯著なる發達を示せり。古生層と同様急峻なる山地をなす。

三 古生層地帯 郡の東部及南部の山岳地帯を構成し、伊手・米里を南北に縦走する花崗岩及蛇紋岩（班禰岩）の二層によりて自ら東西の二部に分たる。其一は伊手・藤里の村境及び其附近より第三紀層に接續して起り、藤里・羽田・黒石の各村東部の過半を構成して遂に東磐井郡猿澤・田河津・生母の三村に連亘し、他の一は米里・伊手の二村に於ける東部に發達して隣接せる東磐井郡及氣仙郡の同層に相連る。本層を構成せる岩種は砂岩・硬砂岩・粘板岩を主とし、第三紀層に比し地貌概ね高峻の狀を示せり。

四 第三紀層地帯 郡の中部以西に於ける丘陵地の過半を構成し、東部は梁川・米里の花崗岩地帯と相接し、南部は藤里・田原の古生層山岳に界し、西部は洪積臺地に相連るも、岩谷堂の一部に於ては斷崖を以て直ちに北上沖積地に面す。其廣瀬村以北より福岡全村及び稻瀬の東部に亘る山地は、安山岩質凝灰岩（角礫岩）より成り、廣瀬川以南玉里・藤里・岩谷堂・田原に至る廣大なる山地は主として砂質粘質岩より成る。地形概ね波狀の緩傾斜をなせるを以て、農耕に利用せらるゝ地積少なからず。

五 洪積層地帯 稻瀬村南部の廣大なる丘陵地、及び岩谷堂より羽田黒石に連り、北上川沖積層に接する丘陵臺地をなせり。稻瀬・羽田・岩谷堂に於ては第三地層の丘陵に連り、黒石に於ては蛇紋岩地帯に接す。前記第三紀層と共に有用なる畑地を構成し、尙開墾適地に乏しからざるを認む。



六 沖積層地帯 北上川及び廣瀬・伊手・人首其他諸川の流域に沖積構成せられたるものをいふ。北上川沖積層地帯は稻瀬・愛宕・岩谷堂・羽田・黒石の各町村に亘り、廣大なる平坦部をなせるものにして、往年北上河床の地なりしも、流水の變遷と共に増水氾濫の都度微細なる土粒を沈積して漸次河床より隆起し、遂に今日の沃野を形成せるものなり。郡内最も須要なる農耕地たり。

### 六 氣 候

#### 一 概 要

本郡に於ては未だ各町村部の氣象觀測の施設なく、随つて之が調査の資料なきを以て全區域に亘りて氣候狀態を説明すること困難なり。然れど岩谷堂觀測所及米里觀測所に於ける觀測の結果は採つて以て本郡氣候の一般を推知し得べきを以て茲に其概要を記述すべし。

#### 二 氣 温

岩谷堂に於ける大正十年度全年平均氣温（午前十時）は十二度にして米里に於ける氣温は十一度八分、岩谷堂に比し二分の差あり。兩所氣温の差は以て本郡南北山間平地の状態を察知する資に供すべきが故に今左に兩觀測所の各月氣温を表示すべし。

岩谷堂	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	全年平均	備考 全年平均
米里	〇・五	〇・八	二・七	二・〇	二・五	一・八	二・五	二・六	三・〇	一・四	六・三	〇・七	三・一	水ノ關 一・五 黒澤尻 二・一 盛岡 二・三

上表に依りて昇温の月は二月より八月迄六ヶ月、降温の月は九月より一月迄五ヶ月にして、其最寒の時期は岩谷堂町にありて二月米里に於て一月なるを知るべく最暖の時期は八月中旬なるを認むべし

三 降 水 量

岩谷堂の大正十年に於ける降水量は全年一三二九・七耗にして、米里は一二八六・一耗なり。之を各月に表示すれば左の如し。

岩谷堂	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	全年	備考 全年平均
米里	七三・五	五八・二	九三・五	九九・五	二九・三	六三・三	一七三・二	六四・九	三三・五	六四・六	九三・五	七〇・〇	二二九・七	水ノ關 一八八・四 黒澤尻 二二二・〇 盛岡 二二七・三

降水日数は岩谷堂に於て全年百八十五日、米里に於て二百十四日を算し、其各月左表の如し。

岩谷堂	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	全年
米里	二〇	一八	一八	一七	一〇	一八	一六	一〇	一九	二二	一九	一九	一八五

更に之が天氣日數を類別すれば左の如し。

岩谷堂	午前	快晴	晴	曇	雨	雪	雹	霧	電	雷	地震	暴風	霜
	午後	六	七	一六	五	六	一	一	八	三	三	三	六
米里	三〇	五〇	二四	二二	六	三	一	八	五	三	三	六	六



結霜は大正九年より同十年の間に於ては前年の十月廿五日に初り五月十七日に終り、其間一百五日間大正十年にありては初霜十月十四日なりき。降雪は十一月六日に始り翌年四月七日に終る。其間百五十三日、本年の初雪は十一月十日なりき。積雪は十二月九日より翌年三月三十日迄にしてその最も深きは岩谷堂に於て一丈三寸、米里に於て一丈三尺三寸なり。

四 風速、風向

風向の變化は前年を通じて其最多風位は岩谷堂に於て北西、米里に於て西にして之を類別すれば左の如し。

岩谷堂	北	北東	東	南東	南	南西	西	北西	靜	靜	最多方
米里	一五	三九	四四	五六	五六	一八	五六	一六	二六	三北西	二六
	一三	三	四	一六	二	三九	五	二	一西	一西	三

而して之を月別にせば一、二月の交は北風、三、四月にありて北西、五、六月の交南、七、八月の頃西、九月より十二月の頃にかけて北西の風あるを常とす。亦之を風力につきて見れば左の如し。

岩谷堂	靜	靜	軟	風	和	風	疾	風	強	風	烈	風	颯	風
米里	二二	二二	二九	二九	二六	二五	一八	二五	二	二	一	一	一	一
	一九	一九	一	一	一三	一八	三	三	一	一	一	一	一	一

七 政治

一 戶口

本籍人口五萬四千二百二十三人、現在戸數七千〇三十八戸、人口四萬七千五百一十一人、平均一方里につき人口千六百五十一人にして密度盛岡市を除き本縣十三郡中第二位なり。

一ヶ年の出生人員は二千五百五十一人、死産百六十九人、死亡は千四百六十人にしてし出生百人に對し六十七人八分二厘の割合なり。

二 土地

官有地は八十二町三分一厘、國有林野は一千三百五十八町九分、免租地は二町三分四厘、民有地は二千五百十三町四反七畝歩あり。而して民有地の内田は三百八十六町六畝歩、畑は三百九十三町六反九畝、宅地は六十六町六反九畝、山林は八百五十八町三反二畝、原野は八百七町九反九畝、其他は七反二畝ありて一戸平均三町六反二畝歩に當る。

三 郡役所

岩谷堂町六日町にあり。東經百四十一度九分、北緯三十九度十分に位す。

四 附 表 面積戸口町村別表

(大正十年統計郡勢要覽)

町村名	面積	現住戸數	現住人口	一戸平均人口	一方里平均人口	出生	死亡
岩谷堂町	一、五八	一、二七	六、六四	五、六三	四、三〇	二九	二八



愛宕村	0,818	785	4,639	5,933	5,670	33	1,700
羽田村	0,802	467	2,744	5,966	3,480	27	1,700
黒石村	1,725	366	2,615	7,122	1,310	22	1,700
田原村	3,843	533	3,874	7,281	1,010	15	1,700
藤里村	1,776	333	2,458	7,556	1,310	10	1,700
伊手村	3,766	527	3,355	6,581	1,020	12	1,700
米里村	4,322	550	3,770	6,844	1,210	15	1,700
玉川村	1,722	441	3,153	7,133	1,040	12	1,700
粟川村	2,227	777	3,556	7,500	1,020	12	1,700
福岡村	2,016	460	3,131	6,800	1,020	12	1,700
福瀬村	1,524	333	2,527	7,333	1,210	12	1,700
廣瀬村	2,233	372	3,311	6,633	1,210	12	1,700
計	26,723	7,038	27,711	66,566	12,200	111	1,700

### 第二章 沿革

#### 一 郡の起源

本郡の起源を索るに、其の建置の記録確かならざるも、蓋、膽澤郡の後にあるべし。奈良朝時代に於ける東北拓殖當時にありては、本郡は確かに膽澤郡の一部にして、東磐井郡の一部と共に河東の汎稱を以て呼ばれたる如し。而して當時の本郡には大和民族の北進と共に東北に退去せる先住民族に代りたる日高見國系の東夷住居せしなり。

王朝拓殖の歩武膽澤郡に及ぶや、東夷漸く河東に集り戸口の増加を致せり。延暦八年六月の河東の征戦は、夷虜の強硬を察するに足る。官軍此戦報を上奏するや、勅報に曰く。省比來奏。云膽澤之賊總集河東。先征此地後謀深入者。然則。軍監以上率兵。張其形勢。嚴其威容。前後相繼。可以薄伐。

と、爾來河東に備ふ所ありしが、延暦二十年九月廿七日征夷大將軍坂上田村麿夷賊を討平し翌年膽澤城を築き、駿河外九國の浮浪四千人を配置するに及び威四隣に振ふ。是に於て賊會の來服あり、河東との交渉愈々頻繁となるに至れり。

蓋し郡の建置も此前後なりしならんか。其郡名の國史上に初めて見えたるは、仁明天皇紀にして承和八年三月、陸奥國江刺郡、擬大領、外從八位下勳八等上毛野膽澤公毛人等、借<sub>二</sub>援外從五位下<sub>一</sub>と。



順從後約四十年、早くも本郡は當時行はれたる領國制の實施を見、豊城入彦命の遠孫上毛野氏之が治者となりしを見る。

抑郡治者の第一人者、膽澤公君人等の傳詳かならざるも、公は姓かほの一種にして、舊は君と書せり、天平寶字三年十月改めて公となす、諸國處々に在りて、其地に長官として治めし人を云へり、故を云て歴代の諸皇子にして、諸國に宰たる者、多くは此姓を負ひ、氏は概して其地名を稱したり。要するに此姓を有せる氏族は、孰れも其國に於て殊に權勢あり。蓋、官名より轉じたるものたらんか、降りて天武天皇の時、八色の姓を定むるに及び、公姓は制度上より亡び從來の公姓は真人朝臣等の姓を賜ふことなりぬ。然し古習の容易に改め難かりし爲かその後、公姓を賜はりしこと屢々見ゆ。之によりて按ずるに、上毛野膽澤公毛人等は、上毛野氏の一支族にして、蝦夷綏撫に因縁を有するの族により此の敘任を見るに至りしものならん歟。

其後約百年梨壺五人の一員、源順が勤子内親王の爲めに和名類聚鈔十卷を著すに及び、本郡内に四郷の名を載す。之によりて按ずるに本郡は、此書の撰述前に於て四郷の名早くも上方に聞え居たるを知る。尤も該書に關しては二説あり之れによりて確たる時代を決する能はざるべし。

(參照) 第一説。箋註和名類聚鈔の著者持谷掖濟氏は論じて十卷本は原本にして二十卷本は後人の増補せる所なるべしと云へり。

第二説。殆ど同時代に成りし類聚名義抄、伊呂波字類抄には間々二十卷本を引用せる所あり、且つ本朝書籍目録にも兩本を並べ挙げたれば後世の書にあらざるべしと云へり。

因みに記す、國郡は二十卷本のみ在存す。未だ内容上に關する定論を知らず、之れ本文に四郷の知られたる時代に多少の早晚あるべしと云ひし所以也。

江刺は和名抄に衣佐志と註し、四郷に分つ。蓋、膽澤の分郡にして、其建置は、即ち延暦中にありき。當時、膽澤江刺を以て北邊の極界となす。弘仁に及び始めて遠膽澤(和賀)を開くに至れり。この江刺とは夷語に出で、『前面』の義を有すと傳ふ。其文字に關しても續後紀承和八年の條に、『判』の字に誤り、節用及び拾芥の兩書もこの誤りを襲用するに至れり。又江差と書けるもあり、柄差と東鑑文治五年の條に載せたり。其地域に就きて必らずしも前陳現今の江刺と同一にあらざるべく、四郷の開くるに及び範圍は擴張せられたるや必せり。かくして陸奥六郡の一として知らるゝに至る。

## 二 上 代 (文治以前)

本郡地方も以前に於ては石器使用民衆の居住したること明かなり。現今、黒石、田原、羽田、稻瀬、福岡、梁川、伊手、等の各村内に、その遺物屢々發見せらる。而して其何種に屬するかにつきては暫く人類學者の研究に俟つべきなり、元來日本の石器使用民衆の本體につきては學者の論説續出して、未だ決定を見ずと雖も、現今に於てはコロボツクル説は葬り去られアイヌ説認めらるゝに至れり、而して之等民衆を以て或は亞細亞北部より轉徙したる短小なる人種とし、或は熟蕃たるアイヌが生蕃時代のアイヌを指したるものにして、結局同一種族なるが、唯時代に大なる差ありと論ずるあり、而して其故郷をば之を亞細亞大陸に求め、今より約三千年前奥羽を根據とし、中國の山中まで彌蔓したりと説き、或は沃沮の地方を原住地と推斷し、蝦夷はその訛なるべしと論ずるもあり。尙從來は石器使用民衆はたゞ一種族なりとして論ずるもの多かりしが、近來彌生式系のものを認むるに至れり。當地に於て今各地より



發見せらるゝ石器遺物に徴して、その民衆遷移の過程を考察するに、北上川に沿うて居を定め、漸を追うて山地深く入りたるものにあらざるか。之亦所謂蝦夷族の先住族に交代する順序を語るものならざるか。蝦夷は大和民族の北進と共に、次第に東北に撃退せられたるものにして、本郡に居住せる者は東夷即ち日高見國系の蝦夷なり。而して其状態は武内宿彌の奏言及び景行天皇が日本武尊に賜はりし詔に由りて之を詳にするを得るなり。武内宿彌の奏言には。

東夷之中。有日高見國。其國人。男女並椎結文身。爲人勇悍。是總曰蝦夷。亦土地沃壤而曠之。擊可取也。

又天皇の詔には。

朕聞。其東夷也。讎性暴強。凌犯爲宗。村之無長。邑之勿首。各貪封界。並相盜略。亦山有邪神。郊有姦鬼。遮行塞往。多令苦人。其東夷之中蝦夷是尤強焉。男女交居。父子無別。冬則宿穴。夏則住巢。衣毛飲血。昆弟相疑。登山如飛禽。行草如走獸。承恩則忘。見怨必報。是以箭藏頭鬢。刀佩衣中。或聚黨類。而犯邊界。或伺農桑。以畧人民。擊則隱艸。追則入山。故往古以來。未染王化。と勿論龍蝦夷にして全く化外に立てる者なりしなり。蓋し本郡居住の蝦夷は先住民族の跡を追ひて生活したるものにして、部落は小規模にして、交際等の事も行はれず。全く部落本位なりしならん。

王朝の東夷征伐の舉は景行天皇御宇以來、歷朝の屢々行はれし所なるが、未だ以て直接に本郡に關せし所なきが如し。その多少の影響を及せしと思はるゝは、奈良朝時代に於ける拓殖なりとす。抑々王朝の採れる拓殖の方策は、第一は攻伐によりて蝦夷を戡定し、城柵を設けて侵地の維持を固くする事、第

二は内地の良民及び浪人並に罪人を集めて移住せしめ、其地に屯田せしむる事、第三は狄徒を懐柔して之を同化順從せしむるの三策を講じたる結果、奈良朝末に於ては、拓殖の範圍陸前の一圓に及び間接に本郡に影響するに至れり。

武内宿彌の奏言に見えたる日高見國は、常陸風土記信太郡の條に、「此地本日高見國也」といひ、延喜式に陸奥國桃生郡に日高見神社あれば、常陸より陸前邊までを擧げたる大號と見る學者もあり、或は北上は日高見の轉訛にて、北上川流域の汎稱なりと説くあり。日本書紀の地理を案すれば、後説の思想を以て書けること畧々察せらる。次に本郡の拓殖の運に向ふ上に大關係ありし北上川につきて考察するの要あり其日高見國との關係は前述の如く、蝦夷の本國を流るゝの河なり。北上川の名辭は古く物に見えねども、鎌倉時代に至りて始めて吾妻鏡に見ゆ。その名の由來に就き、北の方川上にて北方より流るゝ川故に北上川といふ様解釋し居るものなるが、之は無理なる斷案にして古く北上川の名こそなけれ、此の川に關する事は古くより見ゆるなり。其最古の物は、續日本紀の編纂成りて桓武天皇に上つる時の上表文にして、天皇の御徳を頌す。畧譯に曰く。

伏して惟るに、天皇陛下徳は四乳かがやより光き、道は八眉に契ひ、明鏡握りて以て萬機を總べ、神珠を懷きて以て九域に臨む、遂に仁は渤海の北に被ひて箱種心を歸し、威は日河の東に振ひて、毛狄屏息す。

と四乳・八眉とは支那の古聖帝王たる文王と堯とを云ひ、陛下の御徳是にすぎ、遂に仁は渤海の北に及びて、彼の箱種族も我朝に心を寄せ、威は日河の東にまで及びて毛狄即蝦夷等も屏息せしことを陳べ



しなり。當時紀古佐美・大伴弟麿等の征夷の事ありて、事實上北上川下流地方の蝦夷は壓迫せられ、之を渤海來聘の事と相對比し、四六駢驪の文に由りて、渤海の二字に對して日河と云ふ。日河は事實上今の北上川を指せしものにて、日高見川の畧稱と解せらる。陸前桃生郡に延喜式内日高見神社の現存するも、此の地方の嘗て日高見と言はれたる傍證たるべし。又此の北上川の事は『日上』の字にて書き『ひなみ』又は『ひたかみ』とか讀みしなるべし。日上湊の名あり。これは延暦八年の蝦夷征伐の折、皇軍大敗せし時、副將軍池田眞枚なる者此地に於て味方の溺るゝ者を多く救ひしことを載す。此の日上湊は明かに北上川を指すものにして、日河も日も日高見川の古名を傳へしものなるや必せり。之を發音上より考ふるも亦相類似せるあり、其河の偶然南流する故に北上の文字を宛てしに外ならず、之を要するに奈良時代の初葉日本紀編纂時代の人士の、蝦夷の本國なりと認め居りし日高見國は、今の北上川下流方なりしこと疑なし。猶北上川河道の變遷につきて陳べんとす。河道の變遷は地方人士の等しく云ふ所なるも、其年代等を明にすべきの資料なし、今暫く愛宕村誌沿革の條に收められる地勢の變遷の論を掲げて後考に備ふ。その略に曰く。

由來本村は北上川沿岸地帯なるのみならず、廣瀨川・人首川の末流地點に位するを以て、これ等諸川の洪水によりて、地形に變動を生じ、從つて其領域に異動を來したること勿論なり。殊に治水工事の施行せられざる時代に於ては幾多の支流を生じ、一洪水毎に本支流顛倒して水勢を見る等其變遷甚しかりしならん。されば本村の現状を見るに至る迄には幾多地勢に變遷ありしを想像するに難からざる也。

故に地質地勢及び古城趾、口碑地名、發掘物等を總合して之を察するに、大凡左の三期に劃するを得んか。

## 第一期

北上川 本流は稻瀬村男山邊より三照を過ぎ、鶴羽衣・倉澤・關根・岩谷堂・餅田・下を經、南流して二子町に入り、膽澤郡安土呂井邊に向つて流る。

支流は鶴羽衣邊より南流し、沼田・沼館・白角・駒籠・宿・梁川を經・田谷・劍淵落合にて本流に合す。

膽澤川 現在のの上流より西方を北走して、三日町を過ぎて北上川の支流と合す。

地勢 當期に於ける本村の大半は膽澤郡に屬したらん。

## 第二期

北上川本流 前期の支流の流心を流る。

膽澤川 流心稍々東して、林下・宿邊より上方梁川邊にて北上川に合す。

地勢 高寺の一部、天間・林・下河原・田谷の一部二子町の一部膽澤郡に屬したるか。

## 第三期

北上川 流心次第に南し、八幡下を略現在の河心をたどり東南流す、現在漸次北下し、舊河床をたどりて流下するの傾向あり。

治水工事 第三期に於て行はれ、境界も亦この期に於て確定せられたり、現在の地勢は、蓋、こ



の期に於けるものを維持したるものならん歟。

蓋、第一期第二期の時代にありては、其大部分、川原地にして未だ耕作の加はらざる荒蕪地なりしならん、而して本村一帯は北上川其他諸村の流域にして、極めて新しき沖積層たる新開地なるべし。従つて人文史上亦新しきこと當然なり。本村内所々に於て發掘する埋木に徴するも、古壺等の破片に見るも、前住種族の使用したる遺物と認むべきものなきのみならず、その古き物に於ても膽澤城時代以後のものたり。されば膽澤城建設以前にありては、全く荒蕪地たりしを察すべきなり、と。

之に由りて考ふれば、北上川の河道の變遷ありし事と、膽澤郡として史上に展開する史實は、直接に現今の江刺郡に關係するを知るべきなり。古史河東の汎稱を用ひしも、膽澤の分郡と見たるも誠に故あるかな。以上大體本郡の上古に於ける住民と史實展開の舞臺面の概説を了へたれば、更に本郡拓殖上の大源動力たる、宮城縣の皇化に霑ふに至りし概略をば大日本史卷二百四十卷の蝦夷傳に據りて陳べ、彼の神武天皇の御製として、傳はりし。

蝦夷を一人百人、人は言へども手向ひもせず。

以來蝦夷一人に對し人百人の思想を以て見られたる、北方の強者則ち蝦夷と、大和民族の接衝に及ばんとす。

元正天皇の養老四年、陸奥の蝦夷が按察使上毛野廣人を殺せし故、多治比縣守を持節征夷將軍に任じて之を伐たしめ、討平の後鎮所を置き、大野東人をして留成せしめぬ。之れ後の鎮守府の始めなり。蓋、鎮所の所在地は多賀の地なりしならん。此時國府は名取郡の武隈にありき。然し此後も鎮所は拓殖の進

むに従ひて前進する故、國府も亦其後より前進して民政を布かれしは明かなる事なるべし。聖武天皇の神龜元年、陸奥の蝦夷叛きて其大倭を殺せしにより、藤原宇合をして之を征せしめ、又小野牛養をして出羽の蝦夷を鎮せしめぬ。此時大野東人は多賀柵を築きて夷境を鎮したり。此後將軍出征せば必ず先づ此所に鎮することとなれり。之即ち鎮守府なり。かくて國府は岩切に移され、白河・玉造の軍團も置かれ、出羽方面と相俟つて、益々鎮夷の功を全うせんとし、大野東人は雄勝の蝦夷を征して直路を通せんとし、天平九年陸奥の海山兩道の蝦夷を鎮撫し、且兵を分ちて玉造・新田・牡鹿の諸柵を鎮守せしめ置き、自ら大兵を率ゐて多賀柵を發し、部内色麻柵より出羽國大室驛に入り、玉野を経て比羅保許山に至り、賀美郡より比羅保許山まで新道を通すること百六十里今の廿六里廿四町許なりき。東人は更に賊地雄勝に入りて城柵を營造せんと欲したれども、此年大雪例年に倍して築城の後耕種の不可能なるを思ひ、軍を引きて多賀柵に旋りぬ。此後淳仁の朝天平寶字二年に陸奥の桃生城と共に雄勝城の築造を見るに至れり。之藤原朝鴉の功にして、朝鴉は又多賀城を修めぬ。有名なる多賀城碑はこの時の建設と傳へらる。稱徳天皇に至り伊治城は築かれ、尋で鎮守府の遷移となり、光仁の寶龜五年海道の蝦夷桃生城を攻めて、其西郭を陥れしより、鎮守府將軍大伴駿河麿は歴代の諸將の未だ嘗て進討せざりし遠山村の蝦夷を戡定せり。斯くて屢征討軍を出して陸奥の蝦夷を伐ち、膽澤の賊を征し、十一年には覺噉城を造りて膽澤の地をまもりしが、按察使紀廣純俘軍を率ゐて覺噉城に入る時、夷俘の種にて上治郡の大領たりし伊治皆麻呂叛きて廣純等を殺し、勝に乗じて多賀城に迫り、府庫の物を取り、遺す所は火を放ちて焼きたり。こゝに於て朝廷は征東大使藤原繼繩及び出羽鎮守將軍安倍家麻呂を任じ、盛に軍役を與して、道を分ちて征討



せしめたり。斯くて陸奥方面に於ては、副將軍大伴益立の怠慢を責め又は征東大使を更迭して、藤原小黒麻呂を任じて、征伐を督促せし故、征東使は途を別ちて經畧し賊の要害を斷ちたり。

斯の如く討伐事業の進歩するに従ひ、政府は盛に内地人民の移植を行ひ、城柵を防衛し、兼て農耕に従事せしめぬ、移民の種類に就きて元明天皇の靈龜元年に相模上總等六國の富民千戸を陸奥に配し、養老六年諸國より柵戸一千人を簡點して、陸奥の鎮所に配し、天平寶字三年、坂東八國等の浮浪人を雄勝の柵戸となし、四年没官の奴婢を雄勝柵に配して良民たらしめ、六年乞索兒ほひひと一百人を陸奥に配し、神護景雲三年、浮宕の百姓二千五百人を陸奥の伊治村に置き、罪人には藥師寺の僧の寺僧を殺したる爲に桃生の柵戸に配せられたる者もあり。神龜二年には陸奥の浮囚百四十四人を伊豫に、五百七十八人を筑紫に、十五人を和泉監に配し、夷狄人を同化せんとするの方法を講じ、且彼等を慰撫懷柔して上國の風化に染ましむる事は、其最も務めたる所なりき。かくて陸前一圓皇化に霑ひ、將に膽澤郡に向ひて拓殖の事業の進展せんとするの時に當り、英邁なる桓武帝の即位を見るに至りぬ。

天皇は又前代の後を受けて、蝦夷征伐の事業を大規模に續行せられたり。即位の初め、前朝よりの征東大使たる藤原小黒麻呂の賊衆四千餘人なるに、斬首は僅かに七十餘に止り、然も西歸の意あるを責め副使大伴益立數々征期を過まり、或は逗留して進まざりしを處罰し、更に大征伐を行ふ準備として、坂東八國に命じて散位の子、郡司の子弟、浪人の類を選抜して、専ら用兵の法を習はしめ、使を東山に遣はして軍士を簡閱せしめ、陸奥及び東海・東山・北陸の諸國に命じて軍糧を轉運せしめ、延暦八年三月を期して東海・東山・坂東諸國の步騎五萬二千八百餘人を多賀城に會せしめ、斯くて參議紀古佐美を征

東大使とし、道を分ちて賊地に入らしめぬ。然るに今度の征東使も衣川に滯留して進まず、朝廷の督促を蒙り、漸くにして賊軍と戦ふこととなりぬ。大日本史には、此の戦を記すること次の如し。

六月征東副將軍入間廣成。左中軍別將池田真枚。前軍別將安倍猿島墨繩。各遣裨將濟川進擊。賊兵引去。官軍縱火。乘勢而進。至巢伏村。將與前軍合。而前軍爲賊所扼。不得進。賊衆八百餘。更進拒戰。官軍稍退。賊四百許人繞出軍後。官軍腹背受敵。遂不能支。別將文部善理等戰死。其餘殺溺死者甚多。

斬獲の賊首八十九級なるに、官軍の死傷は二千に近く、大失敗に終りぬ。而して此の戦は平安時代に於て、直接本郡に關する重大の關係を有し、且、夷虜の強硬を示せし戦ひなれば、原文の全部を引きて參照に供ふ。

六月 壬申 甲戌。征東將軍紀朝臣古佐美奏。副將軍入間宿禰廣成。左中軍別將池田朝臣真枚。與前軍別將安倍猿島墨繩等議。三軍同謀并力。渡河討賊。約期已畢。由是抽出中後軍各二千人。同共渡。比至賊帥夷阿互流爲之居。有賊徒三百許人。迎逢相戰。官軍勢強。賊衆引遁。官軍且戰且燒。至巢伏村。將與前軍合勢。而前軍爲賊被拒。不得進渡。於是賊衆八百許人。更來拒戰。其力太強。官軍稍退。賊徒直衝。更有賊四百許人。出自東山。絕官軍後。前後受敵。賊衆奮擊。官軍被排。別將文部善理。進士高田道成。會津壯麻呂。安宿戸吉足。大伴五百繼等並戰死。總燒亡賊居十四村。宅八百許烟。器械雜物如別。官軍戰死二十五人。中矢二百四十五人。投河溺死一千三十六人。裸身游來一千二百五十七人。別將出雲諸上。道島御楯等。引餘衆還來。於是勅東將軍曰。省比來奏云



膽澤之賊總集河東。先征此地。後謀深入者。然則軍監已上率兵。張其形勢。嚴其威容。前後相續。可以薄伐。而軍少將卑。還致敗績。是則其道嶋等計策之所失也。至於善理等戰亡。及士衆溺死者。測怛之情。有切于懷。征東將軍奏備。膽澤之地。賊奴奧區。方今大將軍征討。剪除村邑。餘黨伏竄。殺畧人物。又子波和賀。僻在深奧。臣等遠欲薄伐。糧運有艱。其縱玉造塞。至衣川營。四日。輜重受納二箇日。然則住還十日。縱衣川至子波地。行程假令六日。輜重往還十四日。惣縱玉造至子波地。往還二十四日程也。途中逢賊相戰。及妨雨不進之日。不入程內。河陸兩道。輜重一萬二千四百四十人。一度所運糧。六千二百五十斛。征軍二萬七千四百七十人。一日所食五百四十九斛。以此支度。一度所運。僅支十一日。臣等商量。指子波地。支度交闕。割征兵加輜重。則征軍數少。不足征討。加以軍入以來。經涉春夏。征軍輜重並是疲弊。進入有危。持之無利。久屯賊地。運糧百里之外。非良策也。雖蠢爾小寇。且遭天誅。而水陸之田不得耕種。既失農時。不減何待。臣等所議。莫若解車遺糧。擬支非常。軍士所食日二千斛。若上奏聽裁。恐更多糜費。故今月十日以前解出狀。牒知諸軍。臣等愚議。且奏且行。勅報曰。今省先後奏狀。曰。賊集阿東。拒官軍。先征此地。後謀深入者。然則不利深入。應以解軍者。具狀奏上。然後解出。未之晚也。而曾不進入。一旦罷兵。將軍等策。其理安在。的知將軍等畏憚兇賊。逗留所爲也。巧飾浮詞。規避罪過。不忠之甚。莫先於斯。又廣成墨繩。久在賊地。兼經戰場。故委以副將之任。佇其力戰之効。而靜處營中。坐見成敗。若入裨將。還致敗績。事君之道。何其如此。夫師出無功。良將所恥。今損軍費糧。爲國家大害。閭外之寄。豈然乎。

此征戰効なきのみならず、將軍は子波・和賀の地は陸奥に僻在し、糧運に困難なりとの口實の下に解軍したり。朝廷は其戰功なくして私に軍を解き、巧に浮詞を飾りて戰勝を奏したるを詰責せしが、九月に至りて遂に班師せしにより、諸將の逗留敗軍の狀を勘問し之を貶黜し了りぬ。

此に於て再び征狄の準備をなさんとし、諸國に命じて三年を限り革甲二千領を造らしめ、使者を東海・東山に遣はして軍士を簡閲し、戎具を檢せしめ、或は鍔甲三千領を新式に修理せしめ、或は征箭三萬餘具を作らしめ、又坂東諸國に命じて軍糶十二萬斛を辨備せしめ、斯くて延曆十二年大伴弟麿を征夷使に百濟俊哲・坂上田村麿を副使に任じて大に蝦夷を征せしめ給ふ。翌年弟麿等振旅して歸る。此役や地點明かならずと雖も、前敗に報ゆるの活動たるは明か也。戰の結果は斬首四百五十七級、捕虜百五十人、獲馬八十五疋、燒拂ひし部落七十五ヶ所にて、官軍の兵力は十萬、軍監十六人、軍曹五十八人なりき。公郷補任に據れば、十五年田村麿功を以て陸奥出羽按察使兼陸奥守となり、尋いて征夷大將軍となり本郡治の任にあたられしを知る。

延曆二十年に至り、田村麿を征夷大將軍とし、節刀を賜ひて第三回の夷賊討伐を行ふこととなりぬ。此役の兵力は征軍四萬、軍監五人、軍曹三十二人にして、大に蝦夷の巢窟を進剿し、閉伊に至り、殺戮殆んど盡く。翌二十一年膽澤城を築き、駿河・甲斐・相模・武藏・上總・下總・常陸・信濃・上野・下野の浮浪四千人を配して留戍或は耕種に従はしむ。田村麿の鎮壓綏撫其宜しきを得、膽澤城の勢威大に振ひ、同年四月十五日蝦夷の酋、大藁公阿氏利爲、盤具公母禮、部落五百餘人を率ゐて來降す。これ河東に勢力を擴ぐるの機也。役終りて田村麿二會と京に歸り、請うて本郡に放還し、以て黨類を招がんと



所謂以夷制夷の策を上りしも、公卿の議養虎遺患を陳べ、河内植山に於て二酋は斬殺せられぬ。

膽澤の築城は以て本郡内蝦夷の部落を控制し、浮浪の移植は農耕の道を講じて各所に屯田し、兵農相俟ちて拓殖の効を全うせしを知る。和名鈔に現はれたる本郡の四郷は蓋し此の名残なるべし。時に將軍現今の膽澤の地に八幡宮を勸請し、江刺の地に出羽の羽黒山の分靈を勸請す、屯田移民の衆、亦各郷土の神を祀るに至れるならん。

和名類聚鈔に現はれたる江刺郡の四郷。

**大井郷。**故吉田博士の地名辭書には、黒石の邊と云へるにや、然らば郡の西南にして、黒石・羽田・田原にわたると假定せん歟と、今の何地なるを詳にせず。

**甲斐郷。**今その地詳かならず。和名抄に大井・信農・甲斐とするを地理に應ずる所ありとせば、岩谷堂・愛宕・稻瀬等一郡の西北偏に當るが、猶考ふべし。稻瀬村誌には伊勢神宮參拜記録に、甲斐郷の名ある由を記せり。

**信濃郷。**或は大井郷の東北、伊手川の溪谷に當るか、即、伊手村、藤里村の邊ならんか、未詳。

村岡良弼の地理志料云。按高山寺本。農作濃。以是依信濃國例。當讀云之奈乃。亦移民所居。大同類聚方。江刺郡人信濃連勝騰。蓋貫于此。

陸奥郡郷考。信農未審。今之何地。按封内風土記。伊手村有戸隱明神祠。祀手方雄命。爲近邑崇社。豈影祀信州戸隱神耶。と云へり。

**橋井郷。**原書的一本、橋井に作る、今高山寺本に據る、其地を知らず、もしくは郡の東北にて人首。

角掛・口内・野手崎等の舊郷名にやあらん。一書にはサヲキの説あり。此點に關し狩谷氏の考證もあり。箋註本參照。

大同類聚方に江刺郡人藁井畜多麿と云ふあり。蓋、本郷の人ならん。

按するに、信農・甲斐は共に國名なれば、かの延暦二十一年に之等十國の民を移されし時、信農・甲斐の浮浪の屯田せしに起因し、拓殖の範圍の進展に伴ひ、位置にも境域にも變遷ありしは想像し得べしと雖も、今より知るの資料なし。

延暦二十二年三月、坂上田村麿志波城を築きて蝦夷に備ふ。翌年、田村麿再び征夷大將軍となる。坂東の糯米二萬餘斛を陸奥小田郡中山柵に運びて蝦夷に備へ、志波城と膽澤城と相距ること百六十餘里、山谷峻遠なるを以て、間に一驛を置き、機急に備へ以て統制的施設の完成を期せり。蓋、膽澤城は縣南諸郡の鎮にして、志波城は縣北諸郡の鎮たりしならん。東夷は坂上田村麿の力によりて討平せしかど、其遺孽猶山谷に逃竄して、未全く盡滅せず、嵯峨天皇弘仁二年陸奥爾薩體・幣伊二村の蝦夷叛す、文室綿麻呂時に陸奥出羽按察使たり、二國の兵を發して之を討つ。此役や俘囚夷俘の戦功多く、賊巢を衝き窮討して之を滅す。仍て蝦夷をば中國に移配し、俘囚をば本土に置けり。此に於て邊患始めて息むを得たり。帝大に其功を賞し給ふ。又綿麿の奏によりて、寶龜五年より茲に至るまで三十八年の間、壯丁は征伐に苦しみ、老弱は輒運輸に疲れたるを以て、四年の間給復し、又非常の爲に鎮兵一千人、兵士二十人人を留め、其他は停廢して百姓を安んず。而してこの年三月諸國に夷俘計帳を進めしむ。

弘仁三年膽澤の鎮所を陸せて鎮守府となし、官員を定め、將軍一員、軍監一員、軍曹二員、醫師醫師



各一員とし、陸奥の屯田一百町を以て、鎮守の儲に充つ。蓋し、田村麿の遺圖にして綿麿の奏せし所也。綿麿平定の後、夷俘と同類相推擇して長を立てしめ、笏を執り君と稱せしむ。其馴化せるは一に平民に準じ、位を授け氏名を立つ。其長に爵八等あり、其一等は外五位に相當す。此年六月諸國に夷俘長を置きたれば、本郡内にも其叙任ありしならん。今徴するの資料なし。時に紀元一千四百七十二年にして、之より膽澤城は邊要の鎮となり、北上川を隔てたる本郡亦その鎮撫の下に入れり。五年には此鎮守府が遠く國府を距り、塞外に孤立し、賊下及び津輕の夷俘、野心測り難きを以て、豫め精鹽を備へて城内に充實す。六年小野岑守を陸奥守とす。岑守治國の才を有し、善く蝦夷を綏懐し、野心を俊めて聲教に服せしむ。氏は戦後の經營に當り具さに田村將軍の勞苦を思ひしが、その死を哭したる詩、凌雲集に傳はれり。

蠢爾蝦夷不息亂。羽書勾斗日夜傳。此時承命鑿幽出。千里戰勝獻勝旋。

郡の建置は確實に知るの史料なしと雖、延曆二十三年第、四回の征夷準備の前後たるべし。同年十一月に秋田城を郡とせしは明かなれど、本郡に關して明記なし。其後四年即ち大同三年に、衛門佐安倍眞直・侍醫出雲廣貞等の撰進せる大同類聚方百卷の中に、本郡二郷の名ありしは前述の如し。

蝦夷征伐當時に於ける本郡内の古戰場と稱すべきもの米里・梁川の兩村に存すと傳ふ。何れも人首丸に關係するものにして、其詳細は傳説に譲る。藤里村誌は人首丸の系圖に於て異なれるを見る。延曆年中移植の十國民四千の中、駿河・甲斐・信濃等の人士は本郡内に住し、農耕の事に従ひ、鎮守府の保護の下に蝦夷を順化して狩獵の俗より農耕に進ましめたり。當時に於ける郡住民は移民・俘囚・夷俘・蝦

夷と區別して考察するを得べし。

移民は或は柵戸の住居もあり、屯田者もありて共に農耕の外武術の鍛練を受くるの人士をいふ。俘囚はもと蝦夷なれど王民に順化したるものを云ひ、夷俘は夷の降服したる者をいふ、蝦夷は化外の民、所謂北方の強者と謳はれたるものなり。

順服せる蝦夷は所謂俘囚として俘囚料を、夷俘は夷俘料を官給し、且選叙の法を講じて盛に優遇策を採り、弘仁三年以來俘囚長を置きて之が統括をなさしめたり。更に王朝の綏懐策を續行せるは、文徳天皇齊衡年度に於ける史實之を證して餘ありと云ふべし。

一、齊衡元年四月廿八日壬午。陸奥奏。去年不登。百姓困窮。兵士逃亡。已乏屯戍。今虎狼之徒。爭事強盜。逆亂之萌。近在目前。請發兵二千。以備不虞。勅許一千。

同年五月十五日戊戌。勅陸奥。以穀一萬石。賑給俘夷。

二、齊衡二年正月十五日丙申。陸奥奏。奥地俘囚。殺傷同種。事須警備。請加發兵二千。許之。

正月二十七日戊申。陸奥復請加兵二千。勅曰。夫邊要之寄。安危所繫。慎微慮萌。理固當然。今臨農時。多動士衆。恐懷患役之嗟。終乏如歸之志。凡用兵之道。未必貴多。苟奮其力。一以當千。宜簡拔近城兵一千人。和誘其心。精練其武。能守衝要。以備機急。又知騷擾之由。發於飢困。故賜賑給料糶一萬斛。不論民俘。務加優恤。開以恩惠。慰其窮窘。

俘囚長は俘囚計帳により俘囚料の交附、墾田の整理等の權を掌り。當時戶籍の整理、班田の制正しからず。二代に限る俘囚料の官給また誤られたること多く、益々俘囚長の勢を強めたり。而して其雄な



るものを安倍氏とす。安倍忠頼世々陸奥に在り、俘囚長となり。子忠良陸奥大塚となり、其子頼時安太夫と稱す。大塚の職掌は大寶合に「掌糺判國內。審署文案。勾覈稽失。審非違。」とある如く、其權益々日々加はり、子頼時父祖の業を継り、陸奥に横行し、人民を劫略し、遂に六郡の豪帥と爲る。八男有り長子井殿は盲目、第四子官照は境講師といひ、僧となる。外六子を六郡の要鎮に封じ、城柵館宅を設け驕奢に日を送りしが、本郡には第七子鳥海彌三郎家任を鶴脛の柵に配し、江刺郡を鎮せしむ。第三子宗任は膽澤郡鳥海の柵に、第五子正任は黒澤尻柵に、各地名を冠して鳥海三郎・黒澤尻五郎と號す。尙ほ女婿藤原經清を豊田城に配す。

かくて前九年の役起る。此役の本郡に關する史實は、藤原經清の出兵、鶴脛の落城等なり。此役經清は兵を率ゐて源頼義に屬す。即ち郷中の正丁従ふ者八百、公道に殉せんとする壯舉也。然し平永衡の斬らるゝを見、咽戚關係上より不安の念を抱き、流言を軍に放ちて頼義を國府に還らしめ、間に乘じて安倍頼時に奔る、私に符を作り郡毎に官物を徵納せしめ、各地に轉戦して、厨川の戦に虜となり鈍刀を以て除斬せらる。妻及び子清衡二歳にて清原武則の爲めに捕はる。その地は豊田の柵なるべし。

康平五年九月十二日、鳥海柵を占領せる官軍は早朝、黒澤尻及鶴脛の兩城に向ふ。黒澤尻方面へは源義家二千五百餘騎。鶴脛へは修理進景道・荒川太郎武貞に三千餘騎を相添へて進發す。鳥海彌三郎家任は望み見て「猛將の大勢にて寄來るに勝利を得難かるべし」と其勢千三百餘騎を城の西にて拒ぐ。戦は午の刻より始まる。家任支ふる能はず厨川に退く。

備考。鶴脛城の位置學界に定説なし。現今江刺郡稻瀬村の臺地にその趾を存す。制式一に鳥海柵に似

たり。北上川流心第一期の頃、この城下を流れ支流は稍々西方より南方に流れ居たりと傳へらる。現今此の附近を鶴羽衣つばいと稱し戸數三十戸を有す。文字を羽衣と改めたるに就きては、一狩獵人の傳説ありと言へり。

吾妻鏡には安倍頼時の第七子の名なし。蓋し此城を捨てし後青史にのすべき程の事蹟なき爲ならんか。

此役ありて郡内四十一郷の統治の中心は豊田城となるに至れり。

### 江刺郡四十一郷。

片岡、倉澤、高寺、三照、上門岡、下門岡、歌書、楓木田、水押、小池、上口内、一ノ關、二ノ關、三ノ關、輕石、石關、鴨澤、野手崎、栗生澤、菅生、人首、角掛、次丸、横瀬、淺井、原體土屋、鶯澤、田茂山、羽黒堂、石山、田谷、太田代、小田代、黒石、黒田介、増澤、餅田、二子町、伊手。  
(拓殖當時の四郷  
後三百年後)

因に記す。膽澤郡金ヶ崎村誌沿革の條に、城西根村十二郷の中に、荒屋、駒籠の二郷あり。現今江刺郡愛宕村の字名に存す。以て北上川河道變遷の傍證となす。

比間各郷に於ける作地、墾田等の業行はれ、益々戸口増加す。源平藤橘の姓を有するの人士にして、此奥地に來住し、俘囚長の下に應じて、拓殖上に貢献したる者も尠からず。爲めに俘囚の文化向上せるもの尠からず。安倍貞任の義家が『衣のたてはほころびにけり』と歌へるに對し  
年を経し糸のみだれの苦しさに



の即吟にて死を免れたる逸話にても、亦宗任の捕虜となりて京都に至りし時、大宮人より『彼の夷狄梅を知らざるべし』との事にて一枝を示されたる時。

我國の梅の花とは思へども

大宮人はなにと言ふらん

と早速に詠じたる爲、大宮人も返歌も出来ざりしと傳ふる事にも知らる。

後三年の役を経て、藤原清衡は陸奥・出羽兩國の押領使に任せられ、江刺郡豊田の館に居る。二歳にして捕はれ。壯年此職と領土とを拜し、郷土に歸りし亘理清衡の得意思ふべし。之より豊田城は郡の中心たるは勿論、六郡の中央廳となりし也。清衡六郡を傳領し居を茲に卜したるは、蓋し父經清の領地ありし爲めならん。居ること數年遂に平泉に南遷す。同地は安倍氏の舊據衣川の遺跡に近、要勝の地勢にして、安倍氏の餘黨懷柔上の必要より此舉ありしものと認む。其南遷の年代に就きては平泉誌に吾妻鏡を引きて

清衡。康和年中。移江刺郡豊田館。於岩井郡平泉爲宿館。三十三年。とあり。

在任年數三十三年は事實なりとせば、その移動は康和年中なるべしと思はる。此間數年は實に江刺郡黄金時代といふべく。産業の奨励、神佛の信仰に力を注ぎたる如し。本郡羽田村の鑄造業の起源、羽黒山社堂の造營、社領の寄進、黒田助觀音堂の再建、皆清衡のため行はると傳ふ。南遷後は中尊寺を建立す。其供養願文の中にも、東北地の治まれることを記せり。

生逢聖代之無征戰。長屬明時之多仁恩。等の句あり。

### 三 江刺氏時代

(自文治五年(一八四九)至天正十九年(二二五一))

義經京師を落ちて陸奥に奔りて秀衡に據れり。秀衡は文治三年十月に死し、其後を襲ぎて陸奥の押領使となりし泰衡は、文治五年閏四月先代以來隱容せる義經を衣川館に襲ひて殺したれども(一説に曰く義經平泉を脱れ岩谷堂、人首世田米を経て東海岸を傳ひて八戸より蝦夷地に渡り、遂に滿州に入り成吉思汗となり元の始祖たりとか)。頼朝の討伐を免れ得ず、頼朝は遂に泰衡の謀反人隱容を口實とし奥州征伐を企て。文治五年(一八四九)自ら大軍を率ゐて泰衡を討ちて之を滅ばし、葛西清重を奥州總奉行に任じて其の地を治めしむ。

奥羽二州に於ける濫行の停止、罪科の糺斷を行はしむ。尙又民政上の事にも注意し、戦争の爲め荒され、又當年穀類實らず、人民の困難不尠を思ひ、種々秘計を廻らし、和賀・稗貫兩郡は種子を秋田郡より取寄せて給與し、岩手・伊澤・江差三箇郡には山北より農料を給し、二國の住民は各本土に歸らしめて祖先の物を給し、田地の數も調べて段々と鎮撫せよとの沙汰もありし事は、吾妻鏡に見ゆ。其他戦功ありし者を封じて之が開發に當らしめたり。然るに幾何ならずして藤原氏の餘威は、大河兼任の叛を起すに至れり。兼任は故泰衡の郎従にして、舊主の遺領を復せんとし、文治五年の暮より兵を陸奥・出羽の間に集めて叛し、多賀國府を突かんとして鎌倉の方人と戦ひ、奥羽の地大に亂れぬ。鎌倉にては軍を山海兩道より進めて東征せしめ、賊徒と平泉・衣川の邊に戦ひ之を破れり。兼任脱走して後樵夫に圍まれて殺されぬ。建久三年三月此に以て頼朝は伊澤家景を陸奥留守職となし、民庶の愁訴を聞かしたり。是よ



り此職は奥州奉行と共に陸奥の庶政を司る事となれり。

平泉の落人の本郡に來住歸農したる、關東人の遷住せる、或は被官衆の來任等によりて革新の期を劃するに至る。當郡の治者葛西清重は彼の阿津賀志山の戦に功を建てしものにして當時拜領せし郡郷左の如し。

伊澤郡	上、三十三郷 下、二十四郷 西根、九郷	合六十六郷
松良郡	東、三十三郷 西、二十四郷	合五十七郷
岩井郡	一、道、七郷 二、道、七郷 流、二十四郷	合三十八郷
高倉郡	一、郡	
氣仙郡	二十、四郷	合六十郷
本吉郡	二十、四郷	
桃生郡	二十、四郷	
竹駒郡	一、四郷	
江刺郡	一、四郷	
杜鹿郡	一、四郷	
岡郡	一、七郷	合六十一郷

葛西氏、姓は平氏、村岡五郎良文の二男忠頼より出づ、忠頼の子秩文又六郎將常の子武常豊島に居し下總葛西を領す、其子常家葛西六郎と稱す。康家以來豊島氏と稱す、豊島三郎清光の時源頼朝に従つて兵を擧ぐ。其子清重同じく頼朝に仕ふ。豊島・葛西を併稱す。子孫葛西を氏とす、文治五年頼朝の奥州

征伐に従つて戦功あり、磐井・伊澤・杜鹿等數郡の地を賞せらる、世々石巻城に居す、五代清宗、六代清貞父子鎮守府大將軍顯家に從て忠勤す、十七代晴信の時天正十八年豊臣秀吉、小田原陣に會せざりしを以て、領地を沒收せらる、晴信屈せず、蒲生氏等の兵と戦ふ、然れども終に敗れ力竭きて自殺す、葛西氏凡そ十七世四百二年にして滅じするまで、本郡との關係絶えざりき。而して紋所三柏につきては知入の領地見祝ひに因みたりと云ふ。

永徳以來片岡邑(現今の岩谷堂町)は、片岡氏居館の地となる。上棟古牒の寫一條あり。

其一、嘉慶元年八月十七日 施主片岡北方

其二、永正八年二月吉日 施主片岡平重朝

片岡は葛西の家臣なるか未詳。猶永正八年(一一七二)は、明應四年(一一五五)の江刺氏と重複するが如し。

抑々葛西氏の勢力範圍に入りし我が郡は、資料の明かなる物を標準にして、時代を劃せば三期に分るべし。第一期は鎌倉時代より、吉野朝時代に及ぶ約二百年間にして、舊領の維持凡て舊型を脱せず、鎌倉方人の轉任、藤原氏家人の落任等の事實を見る。愛宕村誌に曰。

藤氏没落の結果竄徒四方に散じたりしは勿論なるが、一部本村に逃遁したるは察するに難からず、高寺小屋に鈴木を稱するあり。口碑鈴木三郎重家の家臣(或は重家と)なりと傳ふ。其隣別當に古碑あり。子孫今に之を祀る。實に嘉暦元年と刻し、其彫刻近世のせのにあらず、泰衡没後百四十年を経過すれば、子孫其祖先供養の爲めに建設したるものか、以て當村移住の狀況を推知すべし。と



奥州總奉行葛西清重、陸奥鎮撫中の治政として見るべきは互市の設定之なり。爲めに國中大に治る。清重は最も頼朝の信任の士にして建久年度の頼朝入京の時隨朝し兵衛尉と爲る、初め頼朝勇敢なるもの一人を選び、毎夜寢室に宿直せしむ、清重之に預る、後那須野に狩する時、親臣の弓馬に堪能の者二十一人を選び、獨り弓矢を帶せしむ。清重復預る、凡頼朝の出入に隨從せざるはなし、其陸奥にあるや、母家において疾む。頼朝使を遣はして訪問し清重に報ず、其深遇せらるゝ此の如し。かくの如き故鎌倉に止ること多く、特に和田義盛の亂に力戦功あり、後壹岐の守となりしより、當地方は直接の治を受くること極めて短しといふべし。承久の亂には鎌倉に止りて大江廣元と軍謀を參決したりといへば、此の役に東北健兒の出動はなかりし也。承久の亂後幕府の基礎益々確立して、令の及ぶ所全國隈なきに及び封建の實益々揚り、簡易實行を主として、政治の徹底を見るに至る。大領拜領の士は家臣に領を分ち與へその家臣亦小領を拜して、平時は農耕に従ひ戰時招集せられて軍務に服す。臨時に國々の守護地頭に命じて田文を注進せしめ、以て公私の領地を分ち、領家地頭の隱蔽偽作を防ぎしを見る。抑田文は即ち田籍にして後世の所謂水帳なり。而して全國の田文を大田文といふ也。その初めて見ゆるは小右記にして萬壽五年七月の條に。

左中辨經頼。持來源中納言道方。加大安寺作料物文。常陸田文。云々となり。

之を以て此時代に於ける田籍検査は如何と見ば、東鑑、文治九年の條に

二品令求奥州、羽州兩國省帳田下文書給。而平泉館炎上之時燒失。云々。

とあれば、源頼朝も奥羽兩州の田籍検査を行はれたるを知る。又太平記三十五卷には。

貞應に武藏前司入道日本國の大田文を作て庄郷を分ち、貞永に五十一箇條の式目を定て裁許不滯とあり。

北條義時の時に當地方まで田籍調査の實行せられたるを知る也。

建武の中興後、北畠顯家卿の下向を見るや、葛西氏五代の清宗・六代清貞従つて忠勤す。爲めに新領地。

登米 十七郷。袋中 二十四郷。佐沼 七郷。

合せて四十八郷と、寺池郡 一郡とを賜はる。

仍て寺池城・佐沼城を築きて之を鎮す。本郡亦、その配下たるを失はざるべし。

保曆間記を参照せば、護良親王の尊氏關東に勢力を得るを慮られ、關東武士の根據地たる奥州は地域の廣さ日本の半分もある故に、此地に朝廷の確固たる勢力の根據を置かんとして、義良親王に従ひて顯家と父の親房とを下されて、關東の勢力を割き且つ背後より之を制せしめしなりとの意を記するによりて一層明か也。元來後醍醐天皇の大方針は皆皇子に大將を添えて四方へ下し、天下の人心を皇室に集注せしめ、彼の崇神帝の四道軍派遣の再現にありしかば、義良親王を陸奥太守とし、顯家を鎮守府大將軍として之を補佐せしめ、翌年國衙諸職の任命さへ見るに至れり。以て規模の大なるを察すべく、奥州振興の策亦直接に本郡に及びしを想像するを得、何んとなれば南に葛西氏の心服もあり、且つ北には津輕方面に北條氏の殘黨逃竄し、王化に服せざりしと雖、南部師行の忠勤順服は葛西氏の右にも出で殊に現今の岩手管内はその委任統治内に屬し、師行は顯家の命を奉じて政令を出したる有様は、中尊寺保存の古



文書に徴して明か也。要するに陸奥の國府に於ける治政はよく行はれぬ。

多賀國府には式評定衆・引付衆・政所執事・評定奉行・安堵奉行・侍所等の職制布かれ、式評定衆は政事の骨子を成す。冷泉家房・藤原式部少輔英房・結城宗廣・親頼・伊達左近藏人行朝等の叙任を見るに至れり。

中先代の亂は、陸奥にも影響し時行一黨の者は陸奥に於て背叛し、爲めに全國混亂と云ふ一大變革を起しぬ。南北兩朝に對する向背此に仍りて起る。本郡は王化に浴して中先代の黨にあらざりしことは前陳の如し。南北爭亂五十七年の關係史は資料乏しく記する事なしと雖も、劣敗者の落住の記を見る、梁川村誌曰。

北朝後光嚴院の貞治元年(二〇二二)楠木正儀・其子伯耆大學・對島内膳(兄弟四人)等共に細川頼之と交戦すること數回、其間朝廷に策を献ずるも容れられず。遂に正儀は天を仰ぎて其往く所を知らず、四人の兄弟は身を脱して浪々の姿と變じ、三河國大井川の邊りに居を構へ、大なる槻の木有りしを採りて、槻の木太郎と變名し、四隣を壓したる爲衆の忌む所となり、該槻の木を伐採せられたるに之に屈せず、切口太郎と名乗り彌益々衆の忌む所となり、此事北朝の廳に訴ふる者ありて嚴重の調べを受くる事となりたるを以て、兄弟四人は同地を脱して源顯信を尋ねんと東奥に志し、栗生澤村に來り長兄伯耆は現今の芦澤に住し、次兄大學は現今の桂に、三男對島は現今の中野屋敷に、末弟なる内膳は現今の字落合川畑の地に、大井川内膳正義といひ、永徳二年七月十五日卒す、其系統絶えず今に及ぶと云ふ。

伯耆大學・對島の直系は絶えて、今日に残れるは其末葉のみ。維新の際姓を冠せる、合ありし時、楠の後胤なるを以て、楠と姓を届け出てしに、其の筋よりの注意に依り大井川と届出づ、時の筆耕者は及川と誤記せる結果として、其儘今日に至る、而して、正儀が鎮國の神として將又氏神として居住地に八幡大神を奉祀したるは、若宮八幡宮にして、其當時よりの神木今尙存す云々。

又稻瀬村に於ける備後塚・吉野房塚に關する傳説、或は護領權現は即ち護良權現にて護良親王を祭れる社なりとの傳説、一は兒島高德の落ちて居を構へし地、卒後所持品をも併せて埋めたりと傳へらるる地、一は護良親王に關し、祭る戸約六十戸、皆土藏造を忌む、蓋し牢御所に因めるならんか。其他玉里村に菊池氏の多き、皆建武中興當時の奥州に着眼し、石卷より北上川沿岸を辿りて北上し南部氏の勢力の下に落人生活を營めるにあらずや、暫く疑を存す。

因みに記す。兒島高德の墳墓と見做さるゝは全國に九ヶ所ありて、其一は和賀郡妙見寺と云へば或は偶居せるにや。

葛西清貞の苦忠。石塔頼房のために荐りに破られ、止むなく清貞は常陸なる北畠親房の許に援を請ひ爲めに興國二年顯信の奥州下向となり、北部經營に着手す。この時前陳落人の本郡に入れるなるべし。而して單に之に止まりしとも思はれず、史料缺けて真相を得難し。暫く疑を存す。

第二期は吉野朝の末年より、室町時代の中葉に及ぶ迄約百三十年、其後末は戰國時代にかゝり。下剋上の風潮の盛大なる時、各所に争鬪を起し、爲めに領地併呑の行はれ、前期封建の態聊が一變するの時代片岡氏本郡に威を振ふ。其傳の詳細今知るの資料を有せず、而して此期に於ける國史上の大勢は、彼



の關東管領足利氏滿以來、關東と共に奥州は東方に獨立し、京師の制馭を脱するに到りし事是なり。第三期は明應年間より秀吉の全國統一に至る約百年を包括し葛西の一族江刺氏の岩谷堂城に鎮せる時代なりとす。

葛西氏御分領中古城書上

沼尻城	山	東西四十五間	南北三十間	横瀬村	城主	及川彌兵衛
歌書城	山	同二十四間	同四十間	歌書村	同	菊池左馬之允
三ノ關城	平	同二十五間	同二十七間	三ノ關村	同	三ノ關讚岐
大田代城	山	同十八間	同二十間	大田代村	同	大田代伊豫守
清水城	山	同三十間	同二十間	小田代村	同	小田代肥前
栂木田城	山	同三十間	同三十二間	栂木田村	同	栂木田大炊
栗生澤城	山	同十間	同三十間	栗生澤村	同	栗生澤内記
山館城	山	同十六間	同三十六間	鴨澤村	同	菊池掃部
青笹城	山	同二十間	同六十間	角掛村	同	菊池右馬允
新谷城	山	同四十六間	同十六間	伊平村	同	及川左近
中田城	山	東西二十八間	南北二十三間	野手崎村	城主	不鮮
豊田城	平	同七十八間	同四十六間	餅田村	同	江刺三河
倉迫城	山	同二十四間	同八十間	淺井村	同	

黒田助城	山	同三十間	同二十三間	黒田助村	同	菊池内膳
羽黒堂城	山	同二十三間	同三十間	羽黒堂村	同	羽黒堂修理
鳥城	山	同二十三間	同十三間	次丸村	同	次丸道海入道
輕石城	山	同十間	同二十間	輕石村	同	輕石治兵衛
茶臼城	山	同二十九間	同十七間	石關村	同	石關左近
羽山城	平	同十五間	同四十間	角懸村	同	角懸右近
齋羽場城	山	同三十二間	同十五間	下門岡村	同	及川若狹
田茂山城	山	同二十七間	同三十八間	田茂山村	同	小澤右馬之允
小屋敷城	山	同四十四間	同六十六間	野手崎村	同	不詳
人首城	山	同十一間	同十間	人首村	同	安蘇修理

之に據りて考ふれば本郡分治の概報を察するを得る也。城廓築造の年代は先後あるべく、具さに年代を調ふるを得ず。

梁川村誌に據れば、正親町天皇天正十一年の條に、武門の流れ來るとし註して曰く。

此の頃武門の當郡に來住するもの多く、何れも永住の地と見立て、規矩準繩を敷き館の構を築けり。

- 高間館城主 野手崎村
- 和賀郡十二ヶ村居住南部家に仕ふ。
- 青笹城主 角懸村・右馬之允と稱す
- 菊池次郎親孝
- 同 經貞
- 同 經義



鴨澤 城主 鴨澤村・後掃部と稱す

武貞

小屋敷館城主 野手崎村

敏勝

栗生澤城主 栗生澤村

栗生澤内記

等とす。とあれば天正年間の移住にして、築城また此頃なるを知る。之を前表と比較せば、異名同城を指せるかと思はるもの多し、中田城は高間館をいへるにや、然かなれば不詳。とせる城主も自ら明かなるべし。

因みに云ふ。城は時代の進運に連れて山上より山麓に下るを見る。鎌倉時代の初期迄は鎌倉・一の谷の如く、自然の天險を以て城とせしも、南北朝の頃に及んでは楠木正成の赤阪・千破劔などの如き山城を形成するに至り、戦國時代には平野に城廓を構ふる事となりたり。其變遷を知る。典型は武田氏の甲府の城にして、甲府の北方の山城より山麓に下り、更に平町に移れり。是れ蓋し時世の進歩に伴ひ、一騎打の部隊に變じたる結果なるべし。これ城廓觀察の一要素なれば之によりて探知せば了得するを得べし。

次に第二節を終るに當り、泰平百年、藤氏三代榮華の跡を忍び本郡との關係の一端を叙述せしが、今又第三節を終るに當り、江刺氏大凡そ百年、四代の治政を略述せん」とす。

江刺氏畧系圖

(岩谷堂町誌に據る)

葛西清重—十二代略—宗清—  
1 晴重  
1 重任—2 重胤—3 輝重—4 重恒—隆直

古城書上の明示する如く、江刺氏の岩谷堂城に居を構へて、江刺郡を傳領するに當りても、家臣に領地を與へ家臣また其家臣に領地を與へ若くは石を與へて扶養し、小身者は平時農業に従ひ、戦時召集せられて家老より足輕まで統率して軍に従ふこと前述の如し。現今の愛宕村に關聯する下川原氏・天馬氏皆江刺氏の家臣と傳へらる、而して居城址と傳へらるゝは膽澤郡佐倉河村字館と稱するの地と、本郡愛宕村の天間となりしと言ふ。又羽田村方面に於ては、羽黒堂に千葉氏(對馬といへるも、其名傳はれり)ありて、之の地を領し、鷺澤に鷺澤氏(四郎兵衛といへるも、其名傳はれり)ありて之を領せり。田茂山は如何なる狀況にありしや不明なるも、黒田助には菊池内膳ありて之を治む、之當地菊池家の祖なりと云ふ。斯くて江刺重任は岩谷堂城に占據して郡内の治政を布きし也。今四代の傳をば岩谷堂町誌を中心に古書を考覈して左に録す。

○重任 彦太郎後號播磨守。明應四年與弟晴信同上洛。拜謁公望義澄。歸郷之砌賜友長太刀衣服羽織等。始住干江刺岩谷堂城。自此以往以江刺爲稱號。天文七年卒。法名乾庵晴公。

明應四年上洛して將軍に拜謁賜物の事、是れ當時に於ける大身者の行ひたる行動、而も重任は以前何地に占居したるを疑はざるを得ず。此疑問を解決するの資料愛宕村誌に詳し、曰。

只茲に疑を存するは田谷池向にある城跡なり、諸城跡に比するに規模大にして極めて形勝の地にあり。口碑傳ふ。江刺舎人の城跡にして、當時は北上川其城下を流れ、舟運の便あり今のツーズと稱する個所に倉庫ありし跡なりと。而して其東隣に光明寺屋敷と稱するあり、五輪塔の殘片あり、里人五輪と稱し、無縁佛と名づけて今に至る。先年江刺氏の子孫と稱する者尋ねて之を拜せりと云ふ聞く太田代氏系圖に田谷城登城の事ありと、太田代氏は元菊池氏を稱し、本郡太田代に居り江刺氏



の家臣たり。之を併せ考ふるに江刺氏は岩谷堂城移轉前或は此所に居りしか、而して光明寺も城主の移轉と共に岩谷堂現在の地に移れるか。暫く疑を存す。

同年始めて江刺岩谷堂城に住み、江刺を以て號となすとの事、家譜の一本に據れば、葛西信太郎信詮の次男、信満葛西次郎と號し、晴成・晴義・晴盛の三子あり、長をば江刺五郎と稱し、葛西領の内江刺郡を領して氏とし、岩谷堂城に居り、次は三ヶ尻七郎、次は太田代九郎と云ひ、此間代數未詳と雖、代々岩谷堂城に居て葛西氏に屬すと、又葛西實記に、千葉頼胤は葛西清重の聲となり、其三男を江刺三郎といひ、葛西の一族として、子孫繁衍せる由見ゆ。是れ或は岩谷堂、淺井等の諸家の起因をなすか、前掲略系に明かなる如く、明應以ては直系十三代宗清の第二子にして、將軍に迄拜謁し、歸郷後現今郡衙所在の岩谷堂城に居を定め、郡との關係一層大となれり。即ち諸城に據れる城主は其知行内の治を圖り以て江刺氏に隸屬せり。時恰も關東に於ては伊勢長氏の小田原城に據り、北條早雲と號し四隣の經路を始めたると年を同うして、我が郡亦此の英主を得、關東兵亂多き時偏安を保ち得たる一に之に原因す。

。重胤。三河守天文年中關東公望晴氏。當欲征伐北條。請援兵於重胤。其書狀二通。永祿二年卒。

法名樹庭葉洞。

家譜の一本には隆之とし、或は重親となし實は葛西左京太夫晴胤の五男なりとす。天文頃の人にして江刺郡並に傍郡合せて六萬石の地を領す、葛西七黨の内也。三子あり長は家を繼ぎ、次は人首如清、三男は口内帶刀とすと云へり。

天文二十三年、北條氏康の古河を襲ひ、晴氏父子を波多野に移すに及び、晴氏恢復を圖り諸所に援兵

を乞ひし時、當郡は東奥に於ける一勢力なりし故、前後二回に亘り、出兵を請ふの書狀送らる。當郡の存在の明なりしを知るべし。重胤は出征に及ばず後輝重に譲りて、淺井村三州館に隠棲せしことは

江刺三州様葛西御次男淺居村御隠居被遊候、右淺井に三州館と申所有之候（齋藤甚助氏藏古文書）にて明かなり。

。輝重。治部大輔。永祿九年。羽州秋田守護下國近季企私謀。欲略南部領鹿角。南部守護三戸城大

膳大夫信直遣兵於鹿角。防戰十餘回。雖然。信直非利。輝重聞之。使家士栗生澤治兵衛・鷲澤

藤一郎。引率三百人。往救焉。

時秋田近季敗北由聞干途中乃旋兵。蓋輝重以有戀交之親。及干此也。

元龜二年伊達輝宗・同政宗父子率餘騎催擊輝重。輝重與一族葛西時胤。相共帥三千餘騎接戰。

時輝重之兵高屋豊前指揮三百人。驅入干敵軍中。前後左右任手而斬之。於是敵兵撒亂。伊達父子不得當之而退。天正元年卒。法名蘭窓芝公。

之によりて戰國の爭亂攘奪の餘波の陸奥に及ぼしたる事と、戰國時代諸將の外交振を察知し得べく、本郡江刺氏は既に南部氏に親しみ、伊達氏に對抗せんとする形勢と、高屋豊前氏の奮戦は郡郷民の勇敢の風を發露せるを推察するを得べし。

。重恒。兵庫頭。天正五年拜禮子織田信長。時賜泰光脇差並衣服。同七年獻馬應於信長。賜感喜之書。同十八年。太閤秀吉當誅小田原北條。天下之諸侯多從秀吉。此時葛西江刺在國不隨陣。場于秀吉。於是秀吉凱旋之極大怒。被沒收於累代之領地。故重恒及葛西等相共流浪。時重恒漂迫于南部領塾。



居于乙茂村。同年奥州九戸修理亮政實叛。攻木村伊勢守居城。南部大膳大夫信直遣使依前田利家而達于秀吉。秀吉乃命蒲生氏郷・淺野長政・堀尾帶刀・井伊兵部少輔等擊之。先是重恒家族三ヶ尻加賀嘆息重恒無罪而遭沒收領地。懇頼於京師之商人高屋清六而達淺野彈正長政。今幸長政爲討手將。發回于奥州。三ヶ尻加賀喜得節而乃迎長政于途中。欲歎討之。既而於奥州蒔田宮。逢于長政。三ヶ尻依淺野之家臣。以聞于長政。曰。重恒非挿逆心而不從。太閤於軍中。只住于遠國偏塞之地。而所以被召放於累世之領地而今沈淪於衰微。仰願依君之憐愍。明重恒之無逆意再安堵于本領也。云々。

長政乃對面于三ヶ尻。曰。汝之所告件々聽獲焉。重恒之式微可以憐焉。及還馬我猶可解之。汝暫待焉。云々。

於是加賀沈謝而退。既而諸將屠九戸城。滅於政實之賊類。凱旋之時會大膳太夫信直於高清水城。互相談此回之戰功之序。淺野長政告曰。足下之領內葛西兵庫頭重恒流浪蟄居矣。我以時節告于太閤。可召出於渠。其際爲養育賜於二千石。於予可慶焉。且又葛西家族三ヶ尻加賀深悲於重恒之流浪。而其無逆意之趣審訴于我。其志可謂忠義之士也。是亦別賜三百斛。則我慶猶大乞足下領掌焉。信直肯焉。於是長政召葛西重恒告件々。且呼三ヶ尻又達焉。兩志拜謝而去。自此以往葛西爲南部家臣。先是不從秀吉於陣中之輩。如重恒猶在焉。此等之類被沒收領地而其居宅各々所々使蒲生氏郷請取之。云々。

兵庫様三州様御嫡子。

此時南部遠野則橫田城主遠野孫三郎三河守より兵陣相催、片岡村遠野陣場於而合兵有り南部勢せうえ堤の邊まで押散さる兵庫様御隆運に罷成候處其後又一亂發其時南部丹勢へ御移。と

(齋藤氏藏古文書に據る)

關東の北條氏の小田原に據ると年を同くして、岩谷堂城に據れる江刺氏は當に治政の効を奏し、本郡小康を得たり、爲めに各地より移り來る者多く武門の流れもあるは前陳の如く、皆江刺氏の配下に歸せり。特に天正十三年正月、美濃國大垣の人小林某事により(秀吉の征伐にあひし傳ふ)其地を退去し、田茂山村に來住す。之れ羽田村小林氏の祖となすと同村誌にあるは、之を證する也。

かくて藩封制度を採用して領内を知行し、更に藩屏として一族を要地に領土を與へて置く。三河守の人首如清を人首村に、口内帶刀を口内村に配したるが如き、或は兵庫頭の妹の柏山伊勢の守明好の妻となり、膽澤郡との結婚政策による親善を重ねたる三ヶ尻氏の膽澤北部に威を振ひたる等、施設見るべきものありしかば、隆運を致したる豈偶然ならんや。動員しては南部氏に對する義舉となり、伊達氏・遠野氏の擊退となり、施政の最全是富國強兵の實舉り、古河公方の請援となり、没落者の投入轉住となる文化方面に於ても無底良詔禪師の後村上天皇正平三年四月五日、入山により創開せられたる正法寺を中心に、新興隆の勢を以て普及し、全郡に亘り末寺の建立多きを加へ、藤氏三代榮華當時の宗教と代はるに至り。全國に特立して安穩なりし際、豊臣秀吉の全國統一、四海混同策の波及を見るに至れり。

九州平定後其號令已に五十餘州に及び、坂東の諸族皆使を遣し歎を送る、然れども當時猶未だ秀吉の命に従はざるもの二人あり。一は北條氏直にして、一は伊達政宗とす。秀吉仍て北條氏の封疆を收めん



と欲し入朝を論ず。氏政受けず秀吉乃ち天正十八年三月諸國の兵を發し大舉して小田原城を圍む。四月にして氏政自殺し城陷る。政宗は小田原軍陣に來謁す、秀吉陸奥を平定せんと欲し、遂に會津に下る。伊達政宗・南部信直來り途に迎ふ。されど葛西十七代晴信・大崎義隆・江刺重恒・柏山明宗・和賀義忠・種貫廣忠等は秀吉の召に應せず、爲めに知行召上げ立除觸として淺野長政・石田三成・大谷義綱を遣はす。時に葛西晴信登米郡寺池城に在り、拒戦せんとす。其の御陣觸に應じて出陣したるもの梁川村誌記載を轉載す。

一、深谷・和淵の戦

高間館城主菊地次郎親孝・小屋敷館 菊池敏勝・鴨澤館 菊池武貞。

栴木田城主栴木田大炊

二、中通には

栗生澤館 栗生澤内記

三、佐沼城には

倉迫城主 江刺三河守徹虎。

等にして、葛西氏の寺池城も遂に陥れらるゝに及び、何れも戦死し領地歿收せらる。かくて混一策は直ちに大小名の興敗となり、天正十八年より十九年に亘り、秀吉の代官淺野彈正の奥羽筋を廻り、其政策の實行を勉め、續きて徳川家康・前田利家・上杉景勝の巡察に由り政策の徹底を見るに至れり。而して葛西・大崎等の滅亡後蒲生氏郷を會津に封じ、木村伊勢の守を岩出澤に置き、江刺・氣仙・本吉・桃

生・杜鹿・登米・遠田・栗原・岩井・志田・加美等の十三郡を被下天正十八年九月初めて知行入す。本郡其後下に入る。

。正法寺年譜中左の二條あり。

一、天正十八庚寅 大閤亡北條。自三月六日出陣七月小田原落城關八州奥羽檢地。江刺城大亂。

二、同十九年辛卯 伊達黃門政宗殿知當國移岩出山城。葛西之臣大半於深谷原戦死。大崎敗北江刺三

郎於深谷生害。南部出仕和賀・種貫流浪于彼此也云々。

按。深谷に生害す云々は其臣高屋左近ならんか。

。江刺家略系中に曰く

伊達政宗贈書於重恒曰。足下無逆謀之事懇々訴于秀吉。故秀吉免足下之罪。令安堵於本領。此旨會于足下欲告達之。速來深谷云々。重恒不信之。而其使節及三回故重恒不得默止而以高屋左近。爲名代附岡家士十騎許遣深谷。時政宗家士北郷長門者。引率雜兵三千許。見高屋左近。而圍渠於四方以責擊焉。高屋等進退失度強驅敗於一方。入其近畔之民家從士數人相共自殺。

伊達政宗の江刺氏を圍るや久し、秀吉の混同策又政宗を抑壓し、南部氏を保護するの處置をなしたれば、英傑の陰謀を企てしものならん歟。秀吉の奥羽經略は頼朝の時と異り、施政を根本的に改革せしが新任の木村伊勢守秀俊は政治の才に乏しく、且小身者の榮達の常として暴政虐令多く、葛西の殘黨を緩懐する能はず、是に於て是等不平黨結束して一揆を起す。木村氏平定する能はず、淺野長政二本松迄來りて、蒲生氏郷・伊達政宗をして之を討たしめ、翌十九年平定す正月かくて同閏正月木村除封せられ蒲



生・伊達兩氏分領す。本郡は則ち伊達氏の領知内となれり。

先、是江刺氏没落して野手崎村菊池次郎武懿・大幡因幡に立寄り、更に和賀郡田瀬に渡り猶西方同郡十二ヶ村附近に落合(現今は地名なる)たりと云ふ。淺野彈正は天正十八年十月九日南部へ出陣の途城を納む。

重恒之舊宅岩谷堂壘者。酒井伯耆守・溝口九郎左衛門・月岡半兵衛等、奉秀吉之命勤番云々。

文祿元年七月二十一日重恒没。法名明叟淨光居士。

重恒二男あり、長は重俊。天正十九年部屋住にて父に先立ちて死し、次は重隆家督して稗貫郡新堀館に居る、慶長中死す、一本云ふ重隆は兄重俊の家督を繼ぐと、重隆の子は隆直なり、慶長中家督を繼ぎ和賀郡土澤館に居る。加増を受け南部利直公元和九年御上洛の時御供し、同十一月京都に於て死す。

斯く小田原の北條氏と亦年を同じくして、故封を轉じて南部家の被官となり、和賀郡に食祿を受く。其故封退去の前日に、封内の金山役の事につきて古簡あり。兵庫頭重恒へ與へし者とす。之を以て豊臣氏の諸國檢地、山河盡利の政法を立てし當時を想像するに足る。南部家寛政記録の畧に曰く。

尙々金山御役相濟候て、可然存候、定而下々は何かと申べく、葛西等輩中之ありさま、御覽候は、分別あるべく候。以上。

金山之御役、相濟候て、砂金六文め返し申候、近日御奉行御上候、急度御濟、於我等満足仕候。天下何も、山河兩、領主之物になく候。不及是非候。筑前殿御國も越中之金山、御奉行相附申、佐渡、越後・甲斐・信濃・何もく其分に候間。我等手前計に不限候。少くも如在不存候。御分別尤候

十月 八日

南太信直(判)

江刺殿。

猶江刺氏没落と共に口内氏・鶯澤氏・菊池氏等も走りて南部氏に仕ふ。蓋し南部氏懇親の儀を果せし者と云ふべし。而して豊臣氏の領地没收より、伊達氏の拜領に至る過程左の諸記録を参照せば大綱を察知し得べし。

一、奥南舊指録云。江刺本姓葛西、天正十八年、江刺兵庫頭重恒、岩屋堂の城を追落され、淺野長政の取持にて、翌年、南部家へ出仕す。其一族家人をば豫參と申。

二、封内記云。岩谷堂館。一名柄酌城。葛西家臣兵庫信恒所居寛文八年。賜伊達宗規。而子孫相繼居之。

三、奥羽永慶軍記云。元は江刺の領主なりし、千葉兵庫頭が、岩谷堂の城に、溝口外記といふ者を目代として、淺野彈正長政下知として此所に置けり。是また木村に劣らぬ政道邪なる悪人也。

(天正十八年十月)

文治以後大凡四百年の郡史は、要するに葛西氏繁栄の時代にして後末の百年は江刺氏大名格として、郡を統一し小康を得、時遂に豊臣氏の經略に遇ひ、久しく中央の威烈外にありし奥州も、再び其の威令を仰ぐに至りし也。爾後仙臺藩に屬し以て王政維新に至る經過は節を改めて記さんとす。



## 四 岩城氏時代 (自文祿元年(二二五二)至慶應三年(二五二七))

四百有餘年武家政治の下に養はれたる葛西の一族家臣は、皆先亡となり、流浪生活をなすの時、新司木村秀俊の施政宜しからず。百姓怨嗟の聲は先亡の煽動と合して天正十八・十九兩年の兵亂と化し、平定難は遂に伊達・蒲生の援を借りて、正月鎮定を見るに至りて木村氏の除封となり、其領地は九月に至りて北部の二戸・九戸・閉伊・志波・和賀・岩手の諸郡は南部氏に、南方の膽澤・江刺・磐井・氣仙の諸郡は伊達氏の所領に歸し、政宗は玉造郡岩出澤に築城して新領の統御をなせり。

政宗は深く木村氏の前敗に鑑み、葛西氏の遺民綏撫の術を採り、腹臣を以て新領の統一を計り、其の城主の人選は最も重視し、失政なからんことを期せり。而して主従相俟ちて轉封遷住を斷行せり。天正十九年九月桑折攝津政長を江刺に置き、十月十五日には岩谷堂城に猪苗代彈正盛國を置きて郡中を統御(遙任か疑はし)せしめ、同時に野手崎方面には、政宗の臣大立目内匠・中村九平治等に領地を賜ひ、各隸屬の臣を伴ひて來往し、伊達家の一族瀬上淡路上口内の領主となる。續きて十二月には桑折攝津長政に江刺郡岩谷堂城を賜ひ、口内方面に於ては瀬上淡路桃生郡鹿又に轉封し、小梁川修理領主たりしも登米郡に移りぬ。かくて岩谷堂城主桑折攝津は一に高野點龍様と申し、民政に意を用ひ、桑折堰其他水利を興し治績今猶存す。次に古田伊豆代りて慶長七年より元和四年まで十七年間の城主にして、其後は増田將監代りて五年より七年に至る三年城主となれり。次は藤田但馬の任なりしが元和八年より、義山公御部屋詰となり爾後寛永二十年まで二十二年間城代被指置。而して御子は兵衛様と申し口内村に居住す

寛永十九年八月五日、藤田右兵衛侍分二十八人にて、田畑合高二十九貫八百四十五文。足輕二十四人にて九貫九百七十八文、小人五人にて一貫二百三十三文、合高四十一貫五十六文の檢地竿を答領す。

但馬守藤田左衛門尉、伊達郡藤田村の産にして輝宗の弟(正宗の叔父に當る)にて、伊手村釜屋に足を止め、新谷城を守る。初め岩谷堂に居りしが、後伊手村に轉居さる、其を遺恨に思ひ松島瑞巖寺に於て、正宗公の三回忌に際し位牌に斬りかけ、其れより跣足の儘伊手村に歸り、やがて追手の手に捕へられぬ先きに割腹せりといふ。男二人ありしが高林寺後山に於て割腹せり、妻伊手驛に隠れ、其後男子を分娩す。名を一郎左衛門と稱し、釜屋の先祖となる。と以て當時の武士氣質を知るべし。

福岡村誌には藤田但馬岩谷堂より移領すといへば、或は第二回の移轉か、若くは失意の没落か、新谷城を守るの時は郡政上樞要の地位に非らず、格と位置と不相應なるは遺恨發主の原因なるべし。先、是慶長十一年伊達郡沼邊村の領主、沼邊玄蕃頭重仲は彼の天正年間に安藤修理と申す仁、人首村に來り、城を築き館を建て、當村を統治したりと傳られし館に轉封せられ、知行千石を賜はり伊達公に仕へ人首村を統治す。

寛永二十年より正保元年まで二年間、古内伊賀様と稱する實綱の次男義實城主となり、其後は義實の子義如古内志摩様と稱し、正保元年より萬治元年まで十六年間岩谷堂城主となる。古内志摩様の同伊賀様に代る正保元年には、口内領伊手邑に移り田手肥前高實、柴田郡小泉村より移り、同年八月十四日には、伊達郡小梁川邑主小梁川中務宗影野手崎村に封せられ、志田郡大幡村とに於て知行一千三百七十



石を下賜せられ、館を堡山に築き(今御館山と云)此所に居る、萬治二年に至り口内領主東山大原に移領し、其後に古内治太夫領主となれり。實に紀元二千三百十九年にして仙臺藩の領土となりしより六十六年を経過せり。此間城主の轉換多きは蓋し藩封政治を敷かんとするの前提として、成るべく位置高き政治の才を有するの士を選任し、大領の施政に適せざれば小領邊隅を治せしむるの策を講じたる結果、移領の度數も尠かりしが、又叛亂なく皆伊達氏の領民たるを喜ぶに至り。世襲城主の來任を見るに至れり故に此の六十有餘年は伊達氏施政の基礎建設の時代と云ふべし。

萬治二年岩城宗規五千石の地を領して、江刺郡岩谷堂の館に住してより、交代の制なきに至れり。而して寛文元年十一月には中目氏の江刺郡上門岡村に采地を賜はるあり。元祿七年十一月九日には口内なる古内治太夫は中島氏と所替の事となれり。古内氏は翌八年加美郡宮崎邑に於て高三千二百八十三石九斗八升を拜領せりと云ふ。元賀美郡小田邑の領主中島家五代監物利成公、上口内邑領主古内治太夫元屋敷へ引移る時に元祿八年三月なり。是に於て本郡は先に沼邊家の入首に、小梁川家の野手崎に治するあり、續いて岩城氏の岩谷堂に治してより、中目家の新封あり、中島家の來郡となり、五邑主歴代綿々善政見るべきものあり、以て廢藩置縣に及ぶ、いでや各家につきて其事蹟の概略を述べん。

岩城家。姓は平、桓武天皇の曾孫上總介高望王の孫陸奥の守繁盛より出づ、岩城次郎政隆を祖となす伊達世臣家譜、曰。

伊達岩城氏。以岩城邦君常隆嫡男(按族譜。左京大夫常隆天正十八年七月。屬大閣秀吉麾下。死于相州星谷。時年二十八。其臣等立佐竹義重第三子貞隆。爲後。遺腹子曰長治郎政隆。家譜略記又

云。常隆初無嗣。養佐竹義重子貞隆爲嗣。而後生政隆。而今其家以政隆爲嫡子者疑非是乎。姑從其家所告而記之)長治郎政隆爲祖。慶長十二年。政隆年甫十八。始來于仙臺。謁于貞山公。告以素意。公待遇殊渥。姑給客食百口。亡幾。與田千石。後公竊諷將以一門之例侍之。政隆以有素意不從焉。以羈族不受官爵。時々班于朝儀而已。公嘗。遣文書以敵者之禮行之。政隆不敢當。數請降一等。以家臣之例事公。公不聽。十五年。政隆介片倉備中景綱。請稱伊達氏。自此後列于伊達家一門之班。食栗原縣一迫清水邑一千石。政隆子薩摩國隆。仕義山公。無子。養公七男配女爲嗣。稱之左兵衛宗規。

宗規。萬治二年賜要害地於江刺郡片岡邑岩谷堂(先是以栗原郡一迫清水邑爲在所)秩凡三千二百石。村隆。宗規の子。初名基貞又村貞といふ。數馬又薩摩又左兵衛と稱す。貞亨四年雄山公の長女清姫に尙す。元祿七年祿を増し五千餘石となる。享保十四年八月二十七日歿す。年六十七。法名傑心崇英紹隆院と號す。村隆男なし三澤信濃宗直の季子村望を嗣となす。

村望。初の名村常通稱萬次郎。又主殿左兵衛下總勲負能登等を稱す。明和二年三月四日没す。年六十九。法名德禪雄威光院と號す。第三子數馬村富嗣ぐ。

村富。步卒百二十人を屬せらる。其家嘗て拜賜する器物多し。世々忠勤を以て顯はる。凡そ國家の事知て言はざるなし。言ひて切ならざるなし。是を以て忠賞殊に多しといふ。寛政四年十月廿七日歿す。年五十二。法名徹名俊光寶珠院と號す。

村將。村富の子幼名藤德後能登又下總又左兵衛と稱す。性聰敏にして温恭學を好み孜々怠らず



宴安鳩毒を以て堂に扁す。天明癸卯年荐に饑ゆ。倉粟を開き臣民を濟ひ重器を鬻ぎ弘く惠む。遂に社倉を立つといふ。寛政七年二月十二日歿す。年三十二。法名覺聰明靈淳德院と號す。

宗隆。村將の子。幼名萬次郎後大炊又右近と稱す。文政七年正月二十六日歿す。年四十二。法名清崇德雄淨憲院と號す。

宗嵩。宗隆の子。幼名養次郎後鞞負と稱す。文政六年七月二日歿す。年二十二。法名天庵眞公自性院と號す。子なし。伊達安房宗賀の次男義隆を嗣となす。

義隆。幼名榮三郎後右近と稱す。文久二年八月二十日歿す。年五十一。法名丹雄良照覺光院と號す。子なし。伊達安房宗恒の三男邦規を嗣となす。

邦規。數馬と稱す。明治維新の際本姓岩城氏に復す。九年一月二日歿す。年四十四。法名賢應良功義恭院と號す。邦規の子基隆秀力と稱す。明治十六年二月二十一日没す。年二十五。法名基隆道一義琛院と號す。子基規嗣く。

小梁川家。中村常陸介朝宗は藤原鎌足第十七世の孫にして、文治五年源頼朝に従ひ、藤原泰衡を伐つ功を以て伊達郡を賜ふ。因て氏となす。之を伊達氏の祖とす。今其の正系を伯爵伊達邦宗とす。朝宗は第十一世持宗の三男也。

盛宗。伊達郡小梁川邑に住す。中務少輔に任ず。長享元年九月二十五日宗家香山公尙宗幼なるに方り、公を佐けて政治を統べ、永正元年京師に適き將軍に謁す。尙宗十五歳にして政を返し一門に列せらる。明應九年十月二十八日逝去す。年六十一。之を小梁川氏の祖先とす。法名崇山、羽州東置

賜郡夏刈村資福寺に葬る。親朝。尾張と稱す。天正六年五月二十八日逝去す。年六十八。法名峭山、資福寺に葬る。親宗。亦尾張と稱す。保山公晴宗の籠臣也。天文十五年八月十七日逝去す。年五十。法名淨清。葬地同前。盛宗。中務と稱す。伊達郡第十五代晴宗君の女婿にして、第十六代輝宗公、第十七代政宗公に仕へ帷幄の謀臣たり。輝宗公の遭難の後、老を告げて入道して泥蟠齋と號す。常に政宗公の左右に侍し。征韓の役、大阪の役共に軍議に參畫す。天正十九年十月十五日城を岩沼に賜ふ。文祿四年正月十四日公に従ひて京師に在り。病を得て逝く。年七十三。京都二條要法寺に葬る。宗重。刑部と稱す。妻は白石若狹宗實の女なり。文祿元年正月八日父泥蟠齋と共に朝鮮の役に従ふ。其他の軍陣政宗に従はざるなし。慶長七年十月二十日逝く。年五十八。法名法山。

宗影。中務と稱す。妻は瀬上筑後時綱の女なり。寛永二十一年（正保元年）八月十四日、采地を江刺郡野手崎村及志田郡大幡村に於て一千三百七十石を賜ふ。從屬家中亦至る。萬治三年大守綱宗公の品川に退隱せらるゝや、公に従ひて品川の老となる。延寶四年五月二十五日逝く。年七十二。法名知山。

宗敬。修理と稱す。妻は高泉布月定康の女也。始め大番頭となり、又江戸番頭となり職を辭して、采地野手崎に歸る。時恰も仙臺騒動の起れるあり。事後、藩政整理として、幕府老中の選拔を受け、寛文十二年十二月四日奉行職拜命。延寶四年九月節儉の令を布き、大に藩の財政を治む。同年四月六日幕府の命に依り、稻葉美濃守正則の女仙姬の背山公（網村）に入與せらるゝや、其婿僕を掌り江戸に往復數回、其任を完うせり。藩職俸二千石を増賜せらる。天和二年三月十日病を以て退職。



同年十一月野手崎村に退隠す。元祿九年十二月二十一日逝去。年六十八。法名雪山。

宗英。金之允と稱す。天資病弱元祿三年五月十八日逝く。年三十三。祿を減じて千四百餘石となる。

宗辰。亥之助と稱す。實は伊達肥前宗房の二男なり。主命により元祿四年三月十四日相續す。其後實

兄黒川郡宮床の城主伊達助三郎村房(肥前宗房の長男)の宗藩に入りて世子となるや、元祿八年五月二十二日

宗辰復籍して實父宗房の家を繼ぐ。

宗永。中務と稱す。實は村田主膳宗門の長男なり。(村田家は伊達家第十四代直山公植宗の九男、萬好

齊宗殖の後裔)。元祿八年五月二十二日相續。妻福原李資濟の女也。正徳二年二月二十五日逝く。年

三十三。法名。苔巖。

盛鎮。中務と稱す。實は大町主計頼直の二男なり。(大町家は小梁川泥蟠の女婿大町備前定頼の後にし

て、盛鎮は其四代の孫也)。正徳九年九月二十九日相續。妻は中務宗永の女也。享保十五年三月二十

四日逝く。年二十七。法名清林。

盛明。中務と稱す。實は石川大和村弘の二男也。(石川照光は保山公晴宗の四男にして、貞山公政宗の叔

父也。昭光の孫宗昭は政宗公の女、牟宇姫を娶り血統伊達家に連綿たり)。藩主の命により享保十五

年五月十五日相續。妻は後藤孫兵衛元康の女なり。同年十一月近待拜命。十九年十月大番頭となる。

和歌及詩を善くす。遺詠及遺書多し。寶曆五年五月十七日逝く。年四十六。法名觀實。

盛平。典膳と稱す。妻は石川大和村滿の女也。盛鎮の長子なり、寶曆五年九月相續す。八年十月大番

頭となる。安永五年幕府に使命を勤む。天明四年九月十日逝く。年五十六。法名通達。

盛明。帶刀と稱す。妻は後藤筑前壽康の女也。文化九年五月御申次拜命。十四年十月七日逝く。年四

十五。法名專山。

康盛。内膳と稱す。妻は平賀美濃雅幹の女也。文政二年三月より大番頭拜命。在職十年。天保九年九

月十八日逝く。年四十七。法名法壽。

邦盛。出雲と稱す。妻松前主水廣憲の女也。安政三年十月十三日奉行職拜命。忠勤の功に依り安政五

年九月七日、菅生村二百石を加賜せらる。同六年七月五日辭職。

宮城縣廳の許可を得て、本姓伊達に復す。

明治二十六年十二月三十一日逝く。年八十。法名錦山。

沼邊家。清和天皇の第六皇子貞純親王の長男六孫王經基の長子多田滿仲の五男檢非違使判官大藏權太

夫源頼平より十七代從六位上太田備中守資寛の二男、太田攝津守資仲山内管領上杉顯定の老臣とし

て、上州多胡郡平井庄に住し、五千貫文を領す。永正七年六月主顯定に従ひ、長尾氏を越後に討ち

大に敗る。同年七月平井城陥落、爾來漂泊して奥州に下り、始めて伊達尙宗に仕ふ。其後柴田郡沼

邊村に住し百貫文を領す。尙宗の命により氏を沼邊と改め、姓藤原と賜ふ。重朝は沼邊源四郎と稱

し、子、重俊また攝津守と稱す。

重仲。沼邊玄蕃頭と稱す。領柴田郡沼邊村・沼田村・福田村・大谷村・大河原村・手塚村・伊具郡

白岩村・神治郎村。

天正十八年。志田郡新沼へ移封。賜百貫四十一文。慶長十一年江刺郡人首村へ移る。



重次。沼邊越後と稱す。寛永十九年總御見地之節。割出目二十貫文。切添之地五貫九百五十九文從義山君。寛永二十一年八月廿五日以古内主膳。賜百二十六貫文。寛文十二年正月廿五日。從青山君以柴田中務大貫四百五十四文。起目都合高百三十二貫四百五十四文を賜ふ。

重長。初め内記と號し後沼邊大炊と稱す。

武雅。沼邊下野幼名長之丞と稱す。

武能。沼邊淡路。幼名隆之進と稱す。

武伸。沼邊越後。參嘉と號す。

武族。沼邊内藏人と號す。

武雅。沼邊内藏人と號し、初名長門。幼名長八と稱す。

武德。沼邊玄蕃と號し、幼名勝五郎と稱す。

武房。沼邊梓之助と稱す。明治維新開城而歸仙臺。

母者下郡山氏。室者伊達將監宗衛女。

中島家。家格。伊達家の一族なり。役向番頭・若年寄・奉行職。

秩祿 通知行目録。元祿八年三月。上口内邑領主古内治太夫元屋敷へ引移る。

知行御割目録

一、貳百五拾貳貫四百貳拾五文

内譯 壹百參拾七貫五百四拾九文

上口内邑

外に居屋敷

壹軒

侍屋敷

八拾軒

足輕屋敷

八拾軒

七拾貳貫貳百拾四文

下口内邑

四拾貳貫六百六拾貳文

野手崎邑の内。

右之通被下置旨仍如件

元祿七年十一月九日

其他

上口内邑山

中村山

南越田山

小越田山

齊六山

向山

後山

高橋山

計八箇山 此坪七拾五萬二千四百八十四坪

古之通被下置旨御意候

元祿七年十一月九日

尙足輕として御預足輕二十軒あり

中島右衛門

前澤御屋敷の内二十人相被預旨御意候

閏二月二十三日

以上



上口内水押邑之内拾貫二百文全可爲配分者也仍如件

家來の數は百八十戸、外に預り足輕二十人あり、領地は江刺郡上口内邑及び下口内村なり。

中島氏は其祖先を詳にせず、中島成範と云ふもの伊達家に仕へて一族に列せられ、其孫宗意天正十七年六月田村郡門澤城に戦死す。其子孫相傳へて明治に至れる也。猶之を詳述せば、中島宗意、右衛門と稱し、姓は藤原舊姓傳記姓源に作る其先を知らず、中島玄蕃助成經を以て祖となす。世々一族に列す。

成經の子、大學之助成範、成範の子、遠江守宗範、宗範の子を宗意とす。

天正十六年閏五月小手森城を攻め、首を獲る五百餘級延寶故牒此時祿千石十七年五月佐竹岩城の兵、大手・門澤・二城を攻むる甚急なり。貞山公・宗意等三人をして、門澤城を援はしむ。敵兵雲集其鋒甚銳なりければ城兵皆逃去す。唯宗意固く守りて去らず。自ら撃て首三級を獲て遂に茲に死す。世臣公、門澤城陥ると聞きて曰く、宗意は逃去するものに非らずと果して然り、公特に嘆賞す。宗意が親族小泉兵部の第三次を以て苗族と爲す。三次私闘の罪に坐し自刃を命せらる。公、宗意が忠節を稱述し守屋貞成の子を以て宗意の女に配し、苗跡を立つ、之を監物意成と稱す。奉行職となる。意成の子右衛門近成早世す。二男雅樂久成嘗て上遠野高秀の養子となる。是に至り久成が長子を以て意成の家を承く之を日向常成と稱す、亦子無し。其弟清十郎宣成を嗣となす。官、宗意の忠死意成の勤功を命じて祿の半を以て其家を立つ。是に於て二千餘石の祿となる。宣成の子監物利成、利成の子監物宴成、宴成の子兵藏紹成を以て嗣となす。紹成年未だ十七ならずして歿す。請うて紹成の叔父豊後以成を後となす。祖先の功を以て特に命祿の三分の二を以て、以成に賜ふ。千六百餘石の祿となる。以

成次男日向寛意嗣ぐ。寛意子なければ、弟を以て嗣となす。豊後意任と稱す。意任の嗣子を監物意實となす。嘗て要害の地を上口内邑に賜ふ。世臣家譜意實の後主計意元、近江意時相承く家譜猶本郡との關係者を表示せば左の如し。

監物利成	享保九年三月三日	逝去	法名	秀柏院
同 宴成	同 十四年九月二日	同	同	萬秀院
豊後以成	寶曆六年正月二十六日	同	同	桃興院
日向寛意	同 十二年五月廿一日	同	同	機關院
豊後意任	明和三年三月二日	同	同	宵漢院
監物意實	享和二年十月二日	同	同	不昧院
主計意元	文政元年十月二日	同	同	英徳院
外記意時	明治四年	同	同	永隆院(水量院)
兵衛輔意徳	明治四十一年十二月廿日	同	同	泰光院

序に田手及び古内兩氏の家譜を略記する左の如し。

田手肥前高實。宗彦。其先は大祖念西公子實綱より出づ。實綱君六郎と稱す、伊達郡伊達崎に居る。因て伊達崎氏を稱す。伊達崎伊達相似たるを以て後田手と改む、實綱君より三郎實烈に至り世數詳ならず、實烈の子式部宗光初め時實、薙髮して宗月齋と號したり。宗光の子式部宗時初め三郎と稱し又助三郎と云ふ。伊具郡角田城に住す。



〔族譜及家譜略記を案するに、角出城に移住するもの宗光の時となす、且云ふ宗光曾て相馬氏に通じ性山公に類く、其子宗時父に從はず、能く臣節を執る。且之を以て父の罪を赦し、本領を宗時に賜ひ、一族に列す、貞山公其忠を賞し、田手家の祖となす。故に宗時を以て〕天正九年四月相馬の役に戦死す。其の子肥前宗實初め助三郎と稱し、柴田郡小泉邑に移住す。宗實の子肥前高實も亦初め助三郎と稱し、江刺郡口内邑に移住す。高實子なし。義山公の第八子を養ひ女に配し嗣となす、是れを宗房と爲す。萬治二年祿を増し三千石となり、一門に列し、伊達氏を賜ふ。磐井郡東山大原邑に移住す。屢々祿を増し四千餘石に至る。宗房の子は即ち獅山公なり。二子村興を以て嗣となす。村興は小字亥之助、初め助三郎と稱し、又肥前、致任して六郎と稱し屢々祿を増し八千餘石に至る。享保六年黒川郡宮床村に移住す。明和四年八月歿す。法名教外院空山元真といふ。

古内氏。古内志摩と稱し初め治大夫、其の先は主膳實綱より出づ。實綱の二男伊賀義實を祖とす。義實義山公に仕へ、要山君の老となり漸く祿を増して二千五百石となる。寛永二十年岩谷堂城主となる。子義知は寛文六年五月奉行職となり、祿三千三百石に至る。

原田宗輔の變に勤功あり。桑名松雲嘗て人に謂ふて曰く。吾初め板倉氏に仕ふ。適々伊達氏の獄あり、内膳正酒井氏あり歸り相語りて曰。今日奥羽の臣原田甲斐・伊達安藝を斬る、柴田外記甲斐を斬る。酒井氏の諸士事由を知らず併て之を殺さんと欲す。古内志摩腰刀を擲ち呼びて曰く。大獄未決せず、同僚皆死す、誰か敢て此局を了する者ぞ。某寡君の爲めに生を保たんと欲す。請ふ某を誤る事勿れと、是に於て皆退去す。志摩應猝の智あるにあらざれば、則ち豈其難を逃るゝを得んや是を以て志摩の苟も生るに非ざるを見るべし。延寶元年六月十二日病みて歿す。年四十三。義如病

漸く篤く死期の近きを知り、強めて筆を執り諫言の遺書を奉る。其言十一條より成り、學問を勵み躬行を専らにし、人を觀る法、職を任する事等を説く。懇々數千言實に五月二十一日也。

此の日幕府申次島田出雲守へ遺書して執政黜陟等に關し請求せり。出雲守返書して老中に申達するの言あり。又奉行柴田中務・小梁川修理・大條監物へも遺言して急務を説く等死に至るも國を思ふの情深きを見る。宮城縣國分古内村慈眼寺に葬る。法諭して、涼樹院殿前志州刺史一源曹性居士と云ふ。義知の弟段右衛門義連嗣ぐ、義連・片倉重長の弟を養ひて嗣となす。左門義憲と云ふ。義憲子無し、義連の子を立て、嗣となす。此を治大夫義長とす。義長仕へて少老となる。義長の子備後義清・義清の子治太夫義周・義周の子松之助義如相繼ぐ。義如後に筑前實徳と改稱す。其義子勇五郎實道家を嗣ぐ、其家永代着座班に列す。何年此命ありしかを知らず。因みに記す。義知は正保元年より萬治二年まで十六年間、岩谷城主として本郡との關係大なりし人也。

中目家。中目氏の祖先は代々刈田郡中目に住す、因て氏となす。元伊達家の一族なりしが、中目日向長政なるもの、弘治四年七月始めて一家の列に進めらる。寛文元年十一月伊達吉村より采地を江刺郡上門岡村に給せられ、此所に住す。而して秩祿四十九貫文にして、役向は番頭・若年寄・奉行職等に任せられし也。

増田氏。先祖宗繁。伊達輝光の二代に任ふ。曾て摺上原の合戦に武功あり。其子孫太刀上の列となり江刺郡高寺に於て五十石の地を領し仙臺に住す。

伊達氏の所領となるや、藩内一統の政を布かれぬ。今其の組織の一斑を元祿以前に就きて述べん。郡



を南、中奥、奥七郡に分ち郡奉行を置き、年二回領内を巡察し、春は民情を察し良民・孝子・節婦を表彰し或は産業を奨励し、秋は立毛の検見を行ひて貢米の率を斟酌す。本郡は奥七郡の支配を受けたり。郡奉行の下には代官・横目を置き、年四回領内を巡視し、代官は行政上につき、横目は警察事項を調査して奉行に報ず、代官の下には代官下役あり郡に一人常住して領内を治む。代官下役廢止後は大肝入に於て其事務を取扱ふこととなれり。其他は元祿以後の職制と大差なければ次に元祿以後の組織に就きて述べんとす。

御代官。仙臺藩御領分中に御代官屋敷三十一ヶ所あり、年十兩の御手當ありて、人事訴訟等其郡中一切の政務を取扱ふ。本郡には岩谷堂にありき。

出入司。宗藩より被仰付ものにして、取次一人、並増八・九人乗馬一疋、年御手當二兩二歩。

大肝入。御代官會所に詰め、代官の命により、人事・訴訟等を司る。當時郡を東西兩方に分ち各一人を置く。

御穀改役人。宗藩御藏入の米穀検査役にして、百二十日分の骨折金一兩二歩なりき。

仙臺藩檢地法は上田一貫は六反六畝二十歩にして、此上納米六石二斗也。

肝入。村肝入にして邑主に屬せざる百姓即ち伊達家直屬のものより、又御藏入地の分より貢米を取立て之を伊達家（館様）へ納むる世話役にして、受入所は愛宕村石川原なりき。

組頭。村肝入の命により年貢米收納の世話役也。御手當七百文。

組合。屋敷中心の小組合にして、村肝入の命により、相互相助けて組の統合を計るもの也。

又邑主にも夫々の職ありて拜領邑内の行政に任ず

家老職・小姓組・武頭・町扱・下代・目付・金石元・御用人・御徒組等あり小姓組は亦分れて山林方・赤子方係・御侍係等となり。以て一家一邑の政を掌れる也。

其他南部領との境界に立てられたる御番所ありて、仙臺より詰役人駐在し、罪人の護送、通行乗馬等に關し警戒を與ふ。往還の要所には、問屋といふものあり。駄馬・人夫等の指揮をなす之を馬差とも稱す。愛宕村には御藏場あり、北上川漕運にて貢米を運ぶ、檢斷としてその地の取締をなし又地方貢米を取立つる役もあれば、御郡檢斷として岩谷堂代官役所の命を受け、順番に邑主若くは地頭の仙府へ上り下りの荷物駄送を岩谷堂まで無賃にて運搬し、又は御居館泊り掃除、薪伐採運搬等に勤むる者もあり。かくて邑主の屬地も、直屬の地も皆統一の政に浴するに至れり。

藩治行政の概要。本郡が木村氏の配下を脱して伊達氏の所領となりて六十有餘年は、屢々邑主の交替あり、隸屬者の移轉亦しばしなりき。此の間に於ける施政は、皆宗藩の主義に立脚して良民の安堵と産業の奨励と、文教の作興とを圖り以て泰平三百年の基礎を建設したり。此間邊隅には早くも邑主を封じて邑内の施政に従はしめ、續いて邑主の來任となり、東北西の三方に五邑主を封置せらるゝに至れり是に於て本郡内は或は邑主に屬し、或は直屬して邑地・直隸地參差して伊達宗藩の配下であり、直隸の地には家柄高く、文筆に熟せる士を選叙して大肝入となし、行政に參せしむ。而して肝入萬事の世話役たり。

以上の諸邑皆仁政善政を謳歌せるを見て、邑主其人を得たるを想ふ。直轄の地と雖も或は知行地とな



り、或は藏入の地たりし也。羽田村誌傳ふる所にて其一班を察知し得べし。其の要に曰く。

黒田助は寛政二十一年より寛文十一年までは御藏入にて延寶四年以後宮城與右工門の知行となる。

鶯澤は延寶中黒澤久右工門の知行ありしのみ、其前後は御藏入地

羽黒堂村は延寶中小林八兵衛の知行たりしが、御藏入となり維新前に至り遂に地頭あり、田茂山村は久しく藏入地たりしがこれ亦維新前に地頭の知行する所たりし也。と

而して經濟の源泉は土地にありしかば、その檢地は最も重大なる政治の一也。村誌所傳の檢地としては、梁川村誌に、慶長九年九月八日御竿入水帳調あり。菊地次郎武孝以下三十五名合計五萬八千九百六十五貫の檢地を記せり。之各地檢地の參考資料たるべし。其後寛永十九年檢地の事あり。其後は新田開發ある毎に之を行へり。(時語。(檢地するを御竿入といひ、檢地を受くるを御竿答といふ。)其の概況左につき知るべし。

一、羽黒堂村御竿入。

二、鶯澤御竿入

田。 二十三町五反三畝四歩。

十四町一畝二十二歩。

畑。 二十五町五反一畝十歩。

二十一町六段八畝十一歩。

茶畑。 一町二反一畝二十六歩。

一町二段五畝十二歩。

屋敷。 一町七反七畝。

二町八段三畝七歩。

御竿答者。 二十七人。

十七人。

此高三十九貫二百五十一文。

二十四貫百七十七文。

其他爪田邑に於ける。藏入地として擧げたる

田二十一町一反四畝十七歩

畑四十九町四反六畝五歩

歌書村の水帳

田代 四拾四貫八百六拾五匁

畑代 拾七貫四百七拾四匁

内 貳貫貳百拾貳匁

茶 畑

都合 六拾貳貫參百參拾九文

一、五拾貫五百七十九匁

御藏入

一、拾壹貫七百六十匁

御給所

との記録は皆檢地考察の資たり。而して開墾と沼澤との埋立等に依り、次第に耕地の増加を見るに至れり、一面に於て領主の交替と共に移住者を増したり。かく戸口の増加は農民の生活を脅威するの根本なれば、宗藩の制として新に戸を立つることを制限せり、則ち三十年を一期として之を許可することとせり。若し夫れ新に一家を起さるべからざるの時に至れば、絶家再興の形式を探りて許可を仰ぐ。かく消極政策を探りしも結局良民の安堵を主眼とするに在り。又脱穀取締方法の如きも其一端と見るを得る也。他領と接するの地には、取締二人及び預り足輕二人自分足輕二人にて、内外人の往來に注意し他領との境界を嚴重に警戒し、以て其の脱穀を防止したりき。之れ葛西氏の貿易制と大に異なる所なれども、本郡は伊達・南部兩氏の領地境界點に當れば、特に本郡政上に於ける一政策として特色を有するも



のなり。更に積極政策としては、古く桑折堀開鑿の事あり以て開墾事業の進展を助成したるや必せり其後仙臺の藩士に古内主膳といふあり。忠宗に仕へて寵を受け、威望頗る重く累進して國老となりき。夙に北上川沿岸一帯の肥沃なるに着眼し、その畑地のみ多くして水田の少きを慨し、北上川の水を引きて水田を起さんとせり。茲に於て承應元年本郡下門岡に平留水門を設け、溝渠を通じて三照・倉澤を経て高寺に至らしめぬ。之れ所謂大堰なり。この水利によりて田地の開かるゝもの次第に多く、田谷・二子町・黒石にも及べり。藩公大に其功を賞して、この用水によりて開墾せられたる土地を主膳に賜はれり。其後洪水のため平留破壊せらるゝや、新に穴山を穿ちぬ。この工事に關しては寛文四年大阪の人徳右工門なる者藩命を受けて着工し、郡司馬淵隼人之を督し、費用二千兩を費し幾何もなくして竣工せり、之によりし灌漑の便大に従ひて多くの美田を増しぬ。又上水の不備を補ふ爲め正徳五年竣工の新堀は時の肝入長右工門の盡力に待ちし者なり。何れも藩の保護のもとに成れること明かなり。之と共に北上川の運漕計劃は亦地方振興上大なる益ありし也。伊達政宗は北上と阿武隈とを連絡せしめんとして、貞山堀の開鑿あり、江戸時代に於ける海上交通の盛大は、この北上川に依り直ちに本郡に影響せり。河口に石巻港を開き、北上の水運は一ノ關狐禪寺までとせるも、其影響する所遙に上流に及び、果ては南部領なる花巻までも波及するに至れるは明かにして、北上川流域の田地新開と、其餘れる米の賣捌口を闢りしを察するに難からず。而して貢米の輸送も亦此川にて行ふに至り、陸上の駄送の發達を促したるや必せり。かくて各種の方面に發達進歩を見たる本郡の概況は、封内風土記に收めたる明和年間に於ける本郡の形勢を見れば略察知するを得。

田下の中。二千三百三十町四段八畝

島下の中。四千九百五十六町八段八畝

邑。四十一 戸數。五千四百七十七

人口。三萬二千五百五十三  
 男 一萬七千五百七十一  
 女 一萬四千九百八十二

牛。三 馬。三千五百八

公族伊達雅樂盛平。

附屬步卒二十口。男女六十一。家僕百七十五口。馬三。

公族中の日向長盛

家僕男女五十六口

公族沼邊越後武伸

附屬步卒二十口。男女七十二。馬二。家僕男女二百四十五。馬六。

公族中島監物意實

附屬步卒二十口。男女九十二。馬六。家僕男女三百一。馬廿三。伊手步卒二十口。男女七十一。馬八。

總計二千七百七十口。馬百十五。(邑氏之外也)

神社二百三十六。佛宇六十四。寺四十八。古寺跡三。舊跡八。古壘四十六。要害一。川十七。瀑布二



道三十三。橋四十七。古塚四。沼三。泉二。忠僕一人。孝婦四人。復讐一人。

當時課税法に定免取、檢見取の二法を採れり、前者は其課税地の豊況の連年平均を作り課税額を定めて課するものにして、徳川家齊將軍の頃より全國に波及せるもの也。檢見取は年の豊凶によりて惣毛見と稱し、家老・下代・其他關係の役々地肝入・組頭等先導にて日々田地を巡り、出穂實入りの如何により、割付を定むるの方法にして、古來行はれたるを襲用せり。爾來水災荒歉等の爲め其歩合にも大なる變遷ありしは明かなる事實なり。享保十六年及び天保六年の洪水、天明三年及び天保自七年至十年荒歉の爲め民力困衰す。而して叛民の蠶起を見ざるは、蓋し施政の宜しき爲めなるべし。本郡關係の城主・邑主は何れも人傑なるが如しと雖、就中古内志摩の義氣、岩城村將の仁慈、小梁川盛明の文勳等見るべき者多し。特に岩城村將の社會の如きは仁政を代表するものといふべし。

而して各地に於ける特産物は、産業獎勵の結果に外ならず。岩谷堂町の菅笠、口内の傘、羽田の鑄造業の發達等は享保以後諸藩に於ける獎勵の結果たるべし。茲に於て本郡は大發展の基礎完く成りて維新の鴻圖を迎ふるに至れり。

## 五 現 代

王政復古となり封建の制度改まるや。本郡沼田藩の取締を受け、又信州松代藩の寄托地に屬す。明治二年三月松代藩眞田信濃守の藩中西川庄右工門へ、江刺郡引渡され花卷縣と改稱し、御代官草刈鐵之助大肝入、佐川五郎七各村肝入總代花卷に赴き高、土地反別物成人別改帳其他一切の御用物引渡さる。四

月三日巡視として八澤八之進・岡村彦八の主従五名相去村より來り、代官草刈鐵之助諸役係酒井萬右工門、大肝入佐川五郎七等立會の上武器印符あり。八月十八日江刺縣を片岡村に置かるゝに及び其管轄となれり。時の權知事は小笠原彌右工門・權參事は國分五郎なり。而して花卷縣より江刺縣に諸帳簿引渡さる。九月知事參事本郡に出張、各村の巡視あり。此年仙臺藩直參二萬五千人士族に編入せらる。本郡の西川氏へ引渡の先、行政官告諭を發せらる。

天子様は

天照皇太神宮様の

御子孫にて此の世の始めより、日本の主にましまし神様の御位正一位など國々にあるもみな

天子様より御ゆるし被遊候わけにて、誠に神様より尊く一尺の地も一人の民もみな

天子様のものにて日本國の

父母にましますは、御敵對致すものは大名と雖も一命をおとり遊ばされ候てもいささかも申分なきはづに候へども

叡慮寛大にして、右様不心得のものあるは全教化の不行届故と勿體なくも御反省被遊會津の如き賊魁すら命を助け給ひ、其の外荷擔の大名はわづかに減知行替など被仰付家も知行も結構に立被下候は此の上なき

御慈悲ならずや。しかるに百姓ども何の辨知もなく、彼れ是れ騒動致候ては、誠に相濟がたきのみならず、いよく領主の罪をまし此上



御沙汰に及れ候ようなり行きては、却て領主の迷惑となることなれば、其方どもよく此の道理を辨へ必らず騒立申まじく候、日本の地に生れし人々はひとしく赤子と思召され一人として安堵せぬものもなく、蝦夷松前のはてまでも御撫恤の行届き候様にと日夜

叡慮を勞せられ、追々有がたき御措置もあらせられ候事なれば諸事

仰出されに背かず、安穩に家業を出精致可申、かへすもさばぎ立て申まじき事。

と以て民心の歸向を統一せらる。三年二月江刺縣の本廳を横田村(現時遠野町)に移し其支廳を片岡村に置かる、四年四月縣達を以て大庄屋を郡長とし庄屋(入)を村長とし、大組頭を副村長とし、町年寄を市長とし町年寄助を副市長とすべく、百姓代は村内の公選とし、町人代は町内の公選とすべき旨の布告あり。十一月膽澤江刺・登米の三縣を合し一ノ關縣と改め、治を一ノ關村(現時一ノ關町)に置くに當り本郡は東方・西方に分る。同年十二月一ノ關縣を水澤縣と改め、治を宮城縣登米郡寺池村(現時登米町)に移し、更に八年十一月磐井縣と改稱して治を一ノ關村に復したりしが、翌九年四月磐井廢縣と同時に岩手縣に編入せられたり。其後十二年一月郡區町村編制法に依り、始めて郡役所を設けらるゝに當り、膽澤江刺郡役所を膽澤郡鹽釜村(現時水澤町)に設け、兩郡を統轄せり。爾來二十年の久しきに亘りしが、明治三十年四月郡制實施に際し、兩郡役所分離して本郡役所は岩谷堂町に獨立せり。郡の管轄は前述の如く、屢々變革ありと雖も郡の區域は古來一郡をなせり。町村に至りては元四十一村たりしが、明治八年合村して十五ヶ村となし越えて明治二十二年町村制實施に際し、更に一町十二ヶ村を編成す大正十二年三月三十一日郡制を廢止し。以て今日に及ぶ。

### 第三章 町 村

#### 岩 谷 堂 町

岩谷堂町は、本郡の中心都邑岩谷堂を含める地にして、舊村片岡・餅田・増澤を合したるものなり。東は玉里・西は愛宕・南は羽田・北は稻瀬及廣瀬の諸村に界す。面積一、五二八方里、本籍人口七千八百四人。現住人口六千六百八十四人、現住戸數一千百八十七戸。江刺郡役所は、六日町にあり。東北本線水澤を東に距る二里五町五十五間。東徑百四十一度九分。北緯三十九度十分に位す。市街は戸數九百二十戸にして、商業頗る盛なり。

本町東北の一部には丘陵相連れるも、西南部には平野よく開けたり。人首川は玉里村より來りて羽田村に入り、廣瀬川は北稻瀬村との境を流れて愛宕村に入り、共に北上川に入る。其流域は即ち北上川平野の一部にして、實に稻瀬・愛宕・羽田の三箇村に及ぶ、土地豊饒にして灌漑亦良好なれば、米・麥・大豆等の農産物少なからず。

市街地を除く外、住民は多く農業に従事す。羊羹・簞笥・味噌・醤油・酒・傘・白酒類を特産物とす嘗て菅笠を以て聞えしことあり。

縣道大船渡線は水澤驛を起點として、氣仙郡大船渡に達するものにして、西愛宕村より來り、當町を東西に貫き、東玉里村に入る。其他稻瀬・羽田・田原・藤里・伊手等に至る道路またよく開け、交通の



便少なからず。水岩自動車株式會社・胆江軌道株式會社は、當町と水澤間に馬車自動車を定時に往復す。本町の起源沿革明かならず。歴史上確實に認むべきは、阿部頼時威を六郡に振ひし頃、其女婿亙亙理經清字餅田・豊田城に館せしを以てはじめとす。經清亡びし後子清衡また此處に館したれば當時は其治下にありしなるべし。嘉慶の頃片岡氏此地を治めしが如きも明かならず。江刺氏其後を襲ぎ、岩谷堂城に館（館上延慶の古牌あり）し數代相傳へしが、天正中葛西氏と共に没落す。幾もなく木村氏の治下に屬し、其臣成合兵左衛門（或云佐瀬伯耆栗野九左衛門）岩谷堂城にありしが、翌年伊達氏の領有に歸せり。爾後桑折攝津、古内伊豆、増田將監、藤田俱馬、古内伊賀を經、慶長十五年に至り、伊達氏の一門岩城宗規此地に封せらる。爾後相傳ふること二百五十八年、明治維新に至れり。

村社鎮岡神社は式内社に擬せられ、附近の白旗の池と共に源頼義父子の傳説を傳ふ。其他秋葉神社・五十瀬神社・愛宕神社・八雲神社・新山神社あり。佛寺に岩谷戸山多聞寺・愛宕山興性寺・大藏山光明寺・片岡山正重寺・宗保山萬松寺・瑠璃山松岩寺・經王山蓮久寺・年子山寶性寺あり。松岩寺境内に觀音堂あり。江刺三十一番の札所なり。『苔むしていく代しげれる岩谷堂りのお山にみのゝたえせず。』基督教會二。一を浸禮基督教講義所、一を岩谷堂基督教會といふ。『なほ江刺郡役所・岩谷堂警察署水澤區裁判所岩谷堂出張所・岩谷堂郵便局及電信局・岩谷堂町役場・岩谷堂町立實科高等女學校・岩谷堂尋常高等小學校・岩谷堂商業補習學校・江刺圖書館・岩谷堂圖書館・盛岡銀行・三陸銀行・九十銀行・水澤銀行の各支店・膽江軌道株式會社・水岩自動車株式會社・岩谷堂羊羹製造株式會社・岩谷堂倉庫株式會社・膽江電力株式會社、岩手縣穀物検査所岩谷堂出張所等あり。』

町長は小原直治氏。女學校長は高橋藤七氏、小學校長は高橋松治郎氏なり。代議士には明治三十一年猪狩八郎氏を選出し、縣會には瀧川九八、手塚文治、及川榮、柏木久藏、荻田甚助（現縣會議員）。小原新八（現縣會議員）の諸氏、郡會には佐藤左藏、小原直治、若松武藏、手塚文治、小原新八、柏木廣治の諸氏選出せられたり。

柏木義藏氏は、明治三十八年十一月、助役在職中、財政整理の功績により、岩手縣知事より、明治四十五年四月、町長在職中納稅成績の見るべきものあるにより、江刺郡長より、共に表彰を受く。さきの尋常小學校訓導兼校長今野源藏氏は、明治三十五年三月、同岩谷堂外六箇村組合高等小學校訓導兼校長菊池武清氏は明治三十七年三月、さきの岩谷堂尋常小學校訓導菅原量之助氏は同三十八年三月、同組合高等小學校訓導伊藤友祐氏は、同四十年三月岩手縣より、元小學校長高橋藤七氏は大正十一年九月江刺郡長より、共に教育功勞者として表彰せらる。郡役所使丁鈴木昇氏は職務精勵なるを以て大正十年八月江刺郡長より、區長和賀恒治氏は職務上の功績により同十一年九月同郡長より、共に賞與せらる。

### 愛 宕 村

愛宕村は本郡の西端、水澤・岩谷堂二町の殆んど中央にして村役場は下河原にあり。岩谷堂市街を西に距る僅か二十七町に過ぎず。東は岩谷堂町田原村、南は羽田、北は稻瀬、西は北上川を距て、膽澤郡佐倉河に對す。面積〇、八一八方里。本籍人口五千七百五十一人、現住人口四千六百三十九人。現住戸數七百八十三戸を有す。明治八年、田舎・二子町・高寺の三ヶ村を合併したものなり。



村内一帯北上川の流域に屬し、田畝能く開け一の丘陵を見ず。人首川は東境を流れ、廣瀬川は岩谷堂より來り、本村に至りて北上川に入る。共に灌漑に利あり、村内は農村物に富み、麥・大豆・繭の産額郡内第一位を占む。殊に蔬菜・氷豆腐亦名高し。

道路よく開け、村部稀に見る發達をなせり。縣道大船渡線は水澤より來り、本村の主要部下河原を過ぎて岩谷堂に入る。馬車鐵道、自動車の便あり。舊藩時代に於ては地方の運輸は一に北上川に據りしを以て、當時は石巻との船運の便よく開け、之を上下する多數の帆船は常に下河原に碇泊するを以て頗る殷盛を極めたり。また同地には御藏場ありて貢米を積出せりと。明治三十七年北上川に架橋し、櫻木橋と名附く。昔藤原秀衡北上河岸に櫻樹を列植したる當時の一株なりと傳へらる、古木、宇田谷に存するに因みたるものなりといふ。

沿革詳ならず、江刺氏の時は其家臣下川原氏の治下となる。下河原氏の臣に天間氏あり。下河原氏は佐倉河村及館に居を構へ、天間氏は宇天間に居れりと。現今其遺址と稱する處に阿彌陀堂を存す。

村社に川島神社あり。無格社に皇大神社、愛宕神社、谷清水神社あり。佛寺に西念寺、圓通院あり。同院には慈覺の作と稱する觀世音あり。江刺三十二番の札所なり。『さとの音も父母の恩より高寺の大悲大慈のことにすぐれて。』今は觀音堂の名によりて知らる。

愛宕の市街地を下川原といふ。古來船附場として繁盛を極めたり。戸數百三十許。江刺に入る門戸たり。村役場・愛宕尋常高等小學校・愛宕農業補習學校・岩手縣農事試驗場膽江分場・愛宕信用購買組合及愛宕農業倉庫等。巡查駐在所・愛宕圖書館・一關土木管區下川原出張所あり。

村長は小澤懷德氏。小學校長は高野俊治氏なり。かつて選出せられたる郡會議員は菅野庄三郎、小澤懷德、千葉英記、達下正平、高橋和太郎、石川準、佐藤繁之丞、達下俊平、小澤慶助の諸氏縣會には小澤孫左衛門、千葉浪江、齋藤忠兵衛の諸氏なりき。

菊池東左衛門氏は、小學校々舎新築寄附により明治十九年一月、藍授褒章を授けられ、佐々木信夫氏は村長在職中明治三十五年三月教育功勞者として岩手縣より、達下正平氏は明治四十二年十二月農事改良者として大日本農會總裁より、共に表彰を受く。區長高橋萬太夫氏は、大正七年三月、同高橋久之助氏は大正十一年九月、職務精勵の廉を以て共に江刺郡長より賞與せられ、訓導伊藤岩吉氏は大正十年同菅野庄作氏は同十一年、共に三十ヶ年勤績により勳八等端寶章を賜はる。

### 羽 田 村

村役場は岩谷堂の南二里一町にあり。東は田原、南は黒石、北は岩谷堂町、西は北上川を隔て、膽澤郡に佐倉河、眞城に對す。字草井沼と稱する一部落は北上河西にあり。

郡内の最小村にして、面積僅かに〇、八〇一方里、本籍人口三千九十六人、現住人口二千七百八十四人、密度は郡内第三位にあり。現住戸數四百六十七戸、明治八年羽黒堂、田茂山、黒田助、鶯澤の舊村を合併したるものなり。

村内田畝能く拓けたるも、東方一帯黒田助・鶯澤・羽黒堂の一部には丘陵相連れり。伊手川は田原村より來り北端を流れ人首川に合して荒川となり、愛宕との境をなして北上川に入る。大田代川は本村に



來りて黒田助川となり、小田代川は鶯澤川となり、合流して北上川に注ぐ。

生業は農業を主とす。特産として銅鐵器を産す。藤原清衡の頃の創業なりと傳ふるも詳ならず。近來販路漸く擴張して北は北海道、南は關西地方に及び。年産額約三十萬圓と稱せらる。

引麥、氷豆腐、野菜亦著はる。繭の産額愛宕に次ぐ。

位置交通上主要の地なるも、道路之に伴はず、運輸の支障少なからず。大正六年北上川に架橋し水澤と連絡をなせるも、之れ亦完全に車輛を通ずるを得ず。

本村は阿部氏の頃に於ては、藤原經清の治下にありしが如し。後清衡に屬せしと認めらるゝも、詳細を知る能はず。江刺氏の時には羽黒堂に千葉氏、鶯澤に鶯澤氏、黒田助に菊池氏ありしが、江刺氏没落の時、菊池鶯澤の兩氏は南部に走り、千葉氏は民間に隠れたり。伊達氏の時に及び、黒田助村は吉住九兵衛、横尾九右衛門の兩人地頭となり、ついで横山彌次右衛門之に代り、寛永二十一年より寛文十一年まで御藏入とし、延寶四年より宮城與右衛門の知行所となりて維新に及び。延寶中鶯澤村は黒澤九右衛門、羽黒堂村は、小林八兵衛の知行所たりしことの外、前後御藏入なりしが如し。(但し二反歩三反歩にあり)田茂山村に關する沿革全く明ならず。

郷社出羽神社は田村麻呂の勸請と傳へ、字羽黒堂にあり。其他無格社五十瀬神社、八幡神社、宇迦神社あり。田茂山に八雲神社ありて、天正中美濃大垣小林某其地退去の際供奉勸請せりと傳へ、社殿等も稍見るべきものあるも、明細帳に漏れたり。佛寺に福壽山寶全寺・鶯澤山花林院・黒田山千養寺あり。同寺觀音は慈覺の作と傳へ、奥羽十九番江刺六番の札所なり。其他九番、十番、十一番、十二番の札所

あり。第六番黒田助千養寺『身の苦をば今日明日よとおもひきて、身を助けんといのる觀音。』

第九番中袋『田茂山も花のさかりに北上を、かはせの舟にのりのさをさし。』第十番羽黒堂中筋根『ありがたや羽黒の山中すね、ふだらくせんをうつすこゝろは。』第十一番鶯澤花林院『逆縁の人をすくふ願なれば、巡禮などはなほももらさじ。』第十二番羽黒堂板橋『身をはしにかけてなりとも残りなく、よゝの衆生をすくひつくさん。』

本村には明治初年新に街區を劃せし田茂山の市街あり、戸數約百三十戸許、商店稍整ひ以て日用品を辨するに足る。村役場・尋常高等小學校・農工補習學校・羽田圖書館・巡查駐在所・郵便局・水澤銀行派出所あり。

村長は佐藤金藏氏、小學校長は古玉賢治氏なり。かつて選出せられたる郡會議員は清原藤吉、菊號要佐久、及川清實、水田和吉の諸氏なり。

明治三十八年十一月當村の村長千葉濱之助、助役及川靜夫、收入役佐藤金藏の諸氏は自治體の發達を圖り功績顯著なりしを以て知事より表彰状を受く。小學校長古玉賢治氏は明治三十四年七月、同四十一年三月、訓導田中壤之進氏は明治三十六年三月、教育功勞者として岩手縣より賞與を受く。佐藤シマ氏は明治九年、千葉チェ氏は同二十三年、共に貞婦として知事より賞せらる。佐藤善四郎氏は鑄金工として忠實恪勤、職工の模範たる故により大正六年二月岩手縣知事より、區長佐藤福藏氏は大正六年三月、同千葉久之丞氏は大正十二年九月、共に職務勉勵により江刺郡長より表彰せらる。



## 黒石村

本村は江刺郡の西南隅にありて、岩谷堂町をさる三里十四町、北は羽田田原、東は田原に東磐井猿澤南は同田河津生母の諸村に連り。西は北上川をへだて、膽澤郡姉帯白山の兩村に對す。面積一、七一五方里、本籍人口二千八百四十八人、現住人口二千六百十五人、現在戸數三百六十六戸なり。

西部北上川沿岸の一部を除く外、村内到處丘陵起伏し、殊に田原村東磐井の境上に接しては、四百米より六百米以上に達するものあり、就中大鉢森山名高し。北上川に注ぐものに二流あり、一を大久保川、一を山内川といふ。

住民の多くは農業を主とし、薪炭を産す。

猿澤に通ずる縣道は水澤より來り、正法寺を経て東磐井に入る。大正十年三月此線に當り北上川に架橋す、長二百二十五間。羽田・田原・生母に通ずる道路亦やよろし。

本村の沿革明ならず。鎌倉時代の初期にあたり、佐々木氏は近江より、尾形氏は九洲より、及川氏は山陰道より來りて本村を開拓せりといふ。後黒石越後正端入道鶴城に築き、威を近傍に張りしも其子藤春に至りて亡びしといふ。

村社石手堰神社は字大明神にあり、式内の古社にして膽澤七社の一なり。佛寺に大梅枯華山圓通正法寺あり、正平三年無底禪師の開基にして曹洞宗第三本寺たり。字山内に黒石寺あり、蘇民祭を以て知らる、寺内に七番の札所あり。『松杉は幾代しげれる黒石寺、なほ奥深く見ゆる山内。』八番の札所字内堀に

あり。『六道はむねのうちよりわかるれば、法の教へにへだてないほり。』藤春院は字鶴城にあり、黒石正端入道の子藤春の歸依寺なりと。

大久保川に二勝あり、一を網代瀧、一を瀧門の瀧といふ。また高清水、袈裟掛の櫻の古址あり。

黒石の市街は北上河岸にあり。縣道に沿ひたる舊風の市街にして戸數七十戸許、村役場・黒石尋常高等小學校・同農業補習學校・黒石圖書館・郵便局・水澤銀行派出所・組合黒石電燈會社・巡查駐在所等あり。

村長は村上恭助氏、小學校長は成田讓氏。かつて選出せられたる郡會議員は村上照英、千田慶三郎、尾形庄三郎氏なり。

明治三十八年十一月、當時の村長佐々木榮三郎氏は、職務上の功績により岩手縣知事より、同四十五年四月同村長村上永三郎氏は納税成績の功により江刺郡長より、共に表彰せらる。村上恭助氏は小學校長在職中、明治三十四年三月、教育上功勞者として岩手縣より、同三十九年三月、農事教育に關する功績として大日本農會總裁より、同四十年三月三十七八年戰役中職務勉勵により文部省より共に表彰を受く。區長菅原善藏氏は大正六年三月、同藤原德藏、伊藤太一郎、及川卯兵衛の諸氏は同七年三月職務上の功績により賞與を受く。

## 田原村

東境は東磐井興田村、南境は同郡田河津村及郡内黒石村に界し。東より北に亘りて藤里・岩谷堂に連



り、西は羽田・愛宕に接す。村役場は字小田代にあり。岩谷堂を距る一里二十二町、面積三、八四三方里。本籍人口四千三百八十二人、現住人口三千八百七十四人、現住戸數五百三十二戸、明治八年舊村大田代・小田代を合して田代村と稱し、石山・原體を合して石原村と稱せしを、明治二十二年更に之を合して田原村と稱せるなり。

一般山地にして丘陵到る處に起伏し、東南に至るに従ひ次第に高峻を極め、其境上には蓬山を中心とせる一帯連峯相連れり。然れども藤里村より來る伊手川は、原體に入りて平田を拓き更に石山の平地に注ぎ、人首川に沿ひたる土谷の良田と共に、北上平野の一部をなせり。其他大田代川・小田代川に沿ひたる地は狭き平地をなし、田圃稍開けたり。

住民は農業を主とし、田代地方は製炭を副業とするもの多く、其産出も亦少なからず、小田代の柿類また人に知らる。

本村の道路は、岩谷堂より來りて猿澤に通ずるを主とし、羽田・藤里・黒石に達するものあるも、車馬通行の不便少なからず。

本村の沿革明ならず。たゞ僅かに江刺氏の時大田代伊豫(本姓菊池)といへるもの大田代館にありて荒神並に高根白山を氏神とし、江刺氏に仕へしが、其子東膳の時に至り、江刺氏に従ひ南部に落ちのび遂に南部氏に仕へて二十石を賜はり、大田代氏を稱せしと、また同時代に小田代に小田代肥前(本姓小澤)ありて地方を治領せしことを知り得るのみ。

村社五十瀬神社二社、無格社に大山祇神社、皇大神社あり。大山祇社は原體の虚空藏にて知らる。大

田代の荒神社は私祭の社なるも、遠近の參拜甚だ多し。佛寺に田代山興國寺、玉寶山寶城寺、龍澤山耕田寺、澤田山東漸寺あり。大佛觀音堂は江刺十三番の札所にして、藏内觀音は十五番なり。『近江にもよもやおとらん大佛の、ちかひは重し奥の石山。』『もろくの經を納むる藏内の、佛のちかひ光りかひやく。』

村役場・小田代尋常高等小學校・第一農業補習學校・小田代圖書館・石谷尋常小學校・第二農業補習學校・石谷圖書館・大田代尋常小學校・第三農業補習學校・大田代圖書館・巡查駐在所等あり。

村長は菅野武之進氏にして、小田代小學校長は澤口瀧太郎氏、石谷小學校長は菅原藤太郎氏、大田代小學校長は後藤淺之助氏なり。かつて郡會議員に選出せられしは藤澤隆光、佐藤亦右衛門、及川啓一郎菅野吉三郎、小野寺隼光の諸氏にして縣會には藤澤五郎兵衛氏なり。

明治三十五年三月、當時の村長早川權五郎氏は、教育上勤勞少なからざるにより岩手縣より、大正十一年九月學務委員佐藤亦右衛門氏は小學校の設備、青年團の發達に努めし功により江刺郡長より、共に表彰せらる。

## 藤 里 町

東は伊手及び玉里の一部、北は玉里、南より西に亘りて田原村に接す。村役場は横瀬にあり。岩谷堂を距る一里三十二町、總面積一、八七〇方里、本籍人口二千九百二十八人、現住人口二千六百五十八人、現住戸數三百五十二戸、明治八年舊村淺井・横瀬を合併したるものなり。



区内略三角形をなし、三邊に丘陵を繞らし、殊に東南田原・伊手に接せる境に至り漸く高峻にして、蓬萊山の連峯に連る、三角形の底邊の中央より、頂點に向へる丘陵を以て横瀬淺井を劃し、左右二箇の谿谷をつくる。伊手川は伊手より來り上横瀬・下横瀬を貫流し、淺井川は源を銚子・長倉兩山に發し合流して淺井川となり、境田にて伊手川に合し、三角の頂點より田原村原體に入る。二川の流域は土地肥沃にして美田多く、俗に一原體・二横瀬の稱あり。

荷馬車を通じ得る伊手街道は岩谷堂より來り、本村の中央を東西に貫きて伊手村に入る。其他玉里に入るもの、田原に入るものもあるも、区内を聯絡せる里道を延長したるに過ぎず。

沿革詳ならず。延暦の頃田村麻呂人首丸を逐ひて此地に來り、愛宕山を創立し、大同の頃豪族高橋判官國春といへる豪族ありしと傳ふるも明かならず。葛西氏時代に江刺三河倉追城に、及川彌兵衛は沼尻城にありしが、及川氏は小田代清水館主小田代肥前のために亡ぼされたり。また葛西の臣及川梯之助江刺奉行として上外澤なる雁前館にありしといふも、前後の關係明ならず。

村社一、字智福にある愛宕神社これなり。其他無格社に石名田の愛宕神社あり。佛寺に愛宕山將軍寺普光圓通寺、慈眼山西泉寺あり。圓通寺には江刺三十三觀音第十六番の札所あり。『ひさかたのよこせあまねくひかり山、のりのをしへにかよふふるてら。』

村役場・藤里尋常高等小學校・藤里農業補習學校・同圖書館・巡查駐在所等あり。

村長は及川勇司氏にして、小學校長は木村一氏なり。かつて選出せられし郡會議員には小川惣兵衛、小澤貞藏、小澤鐵三郎、小澤清三郎、千田榮治、及川深の諸氏にして縣會には小澤清三郎氏なり。

本村長たりし及川深氏は明治三十四年二月、同小澤鐵三郎氏は同三十八年十一月、共に村治の功により岩手縣知事より表彰せらる。學務委員小川定治氏は教育改善の功により、明治三十四年二月及同三十九年三月の二回、岩手縣知事より表彰を受く。區長及川松之助氏は大正七年三月、助役菊池與右衛門氏は大正十年八月、同及川勇司氏は大正十一年九月、共に職務精勵を以て江刺郡長より賞與を受く。

### 伊 手 村

東より北に亘りて米里・玉里・西は藤里、南は阿原山を主とする連山を以て東磐井與田村に界す。村役場は伊手にあり、岩谷堂を距る三里十五町、面積三、一七六方里、本籍人口四千三十五人、現住人口三千三百六十五人、現在戸數五百七十七戸。

地勢一般に高峻にして平地に乏しく、唯中央伊手川の流るゝ地方に耕地の開くるを見るのみ、其他の地は丘陵山岳連互し、殊に村境に於ては阿原山・烏堂山・阿茶山等の高峰聳ゆ。就中阿原山は最高峰にして高さ七百八十二米に及ぶ。

住民は農業を主とす、重要農産物は其産額郡諸村に比して中位前後を上下し、殊に蕎麥の産額は位三位にあり、其他林産物に富み製炭に従事するもの少なからず。

本村は四周に山を繞らし、たゞ銚子山下の狹谷を通ずる道路によりて他に交通するを得るに過ぎざるの觀あり。其他伊手より東磐井中川方面に通ずるもの、米里・玉里方面に通ずるものもあるも、何れも勾配急なる處多く、通行の便を妨ぐることを甚だ多し。



本村の沿革明ならず。江刺四郷の中、信濃郷にして信州の移住民が開拓せし地なるべしとて、戸隠社を引證するものあり、或は然らんか。聖務帝の朝、徳民駿河といへるもの、大野東人に従ひ此地に來りしが、當時は此地を萩野莊入口の里と稱せりと。葛西時代に於て藤里倉迫にありし、江刺三河の治下に屬せしが如きも明かならず。正保二年藤田但馬此地に移封せられ、延寶六年其子宗景の時に至り、事を以て斷絶す。慶長の頃上伊手馬場先に菊池信方あり、地頭として子孫相繼ぐ、文政の頃は左膳と稱し、家中十二軒、寺一、足輕二十軒を有せり。菊池は前後三回、領地を召上げられ、維新の頃には甚だしく零落し、遂に城跡家中町をも失ふに至れり。

村社戸隠神社・無格社秋葉神社・八幡藥師相殿神社・五十瀬神社あり。佛寺に如意山眞行寺・大白山高林寺・報恩山明藏寺・心相山の叟寺あり。小山寺は江刺十七番札所の觀音のある所なり。『たに川や松吹く風におとづれて、伊手のお山にひびくかねかな。』

伊手村の市街は伊手川に近く、岩谷堂より東磐井に通する要路に當れり。戸數七十許、村役場・伊手尋常高等小學校・伊手農業補習學校・第一圖書館・又上伊手尋常小學校・第二圖書館・下伊手尋常小學校・第三圖書館は同地名の箇所により伊手郵便局(電信取扱)。伊手巡查駐在所等あり。

村長は境田寅之助氏、伊手尋常高等小學校長は佐藤春雄氏、上伊手尋常小學校長は佐川金松氏、下伊手小學校長は大平恒郎氏なり。かつて郡會に選出せられしは佐藤久治、佐藤大作、菅野宇佐美、高橋虎太郎、境田寅之助、及川辰之丞、及川春司の諸氏にして縣會には佐川五郎七氏なり。區長龜井寅松氏は大正十一年九月、職務精勵の故を以て江刺郡長より賞與をうく。

## 米 里 村

米里村は本郡の東端にあり。東北本線水澤驛を距る五里三十二町、岩谷堂を距る三里二十七町、北緯三十九度十二分、東徑百四十一度十八分に位す。西は玉里村、南は伊手村、東北は氣仙郡世田米村、上閉伊郡小友村、和賀郡谷内村及び郡内梁川村に接す。郡内第一の大村にして其面積四、六三一方里。之を最小村羽田に比すれば五倍半以上に當る。本籍人口四千二百三十九人、現住人口三千七百六十人、現住戸數五百五十戸、明治八年人首村を改稱したるものなり。

村内山岳丘陵多く、南境には阿茶山の一派ありて、伊手との界を劃し、北境には笠根山・明神山・東境には五輪峠・物見の諸山連りて、五百米より八百米以上に及び、氣仙上閉伊に跨る。西、梁川の境上に白山堂山ありて脈を笠根山に連ぬ。人首川は源を東境に發し、諸溪流を合せて、玉里村に入る。沿岸には低地稍發達し、本村に於ける樞要なる農耕地をなせり。住民は主として農業に従事し、副業として林産物の製造、産馬の育成に努め、郡内稀に見る成績を挙げつゝあり。繭の産出また多し。

縣道大船渡線は玉里村より來りて、氣仙郡世田米に入る。從來は荷馬車を以て唯一の交通機關とせしが、近來水澤高田間の自動車株式會社の組織なる。其他五輪峠を越え鱒澤より遠野方面に通する主要道路あり。

本村の起源に關する傳説は一千年の昔に生まれり。延應中田村麻呂、大武丸を粟原郡に誅するや、其子人首丸逃れて本村に隠れたりしを、其時之を誅せるにより、人首の名起れりと。また古く米の郷と稱



せしこともありしが如きも詳ならず。天正中安藤修理此地に封を受けしといふも事蹟明かならず。慶長十一年沼邊玄蕃、伊達氏一族として伊達郡より轉封し、相傳へて維新に及ぶ。

村社麓山神社は本小路にあり。無格社麓山神社は中澤にあり。其他明細帳に漏れたるもの少からず。佛寺に龍首山自徳寺あり。山の上観音堂は江刺十八番の札所なり。『父母の恩より高き山の上、えかうにみだをさぐ人首。』

基督教會二あり。

人首市街は縣道大船渡線に沿ひたる都邑にして、戸數百七十許商業稍盛なり。村役場・人首尋常高等小學校・同農業補習學校・同圖書館・米里郵便局(電信取扱所)・水澤區裁判所米里出張所・巡查部長派出所及巡查駐在所・一關官行造林署支署・三陸銀行米里支店・水澤銀行米里派出所・陸軍々馬補充部六原支部種山育成所等あり。

村長は佐伯信氏、小學校長は千葉梅藏氏、かつて選出せられたる郡會議員は三浦伊勢藏、佐賀文三郎佐伯信、高瀬敬内、小野田岩藏の諸氏にして、縣會議員には成田慶氏なり。

明治三十六年三月、當時の村長高瀬敬内氏は教育上勤勞不尠により岩手縣より、新田經氏は小學校在職中明治三十五年三月同理由により岩手縣より、同四十年三月三十七八年戰役の勤勞により文部省より表彰せらる。佐藤トワ氏は、貞婦として感すべきにより岩手縣知事より、學務委員成田慶一氏は實業補習教育、青年團發達に盡瘁したるにより、訓導後藤伊勢之助氏は青年子女の指導、産業上の功績著大なるにより、共に江刺郡長より褒賞を受く。

## 玉 里 村

本村は東は米里村、西は岩谷堂町、南は藤里・伊手・北は廣瀬村と梁川村の一部に境す。村役場は角懸にあり。岩堂町を距る二里七町、面積一、七七一方里。本籍人口三千四百二十人、現住人口三千四百四十人、現在戸數四百四十一戸、明治八年舊村角懸、次丸の二村を合併したるものなり。

東西に細長き本村は北境に笠根山脈より續ける丘陵の走れるあり、南境に長倉山の余脈連れるあり、東境は阿茶山の余脈之を遮りて米里村の門戸を扼す。南北兩丘陵の間に狹長なる平地を有し、南に向ハて漸次に開け、増澤の平地に連る。此間人首川貫流して田圃よく拓け農産少なからず。

縣道大船渡線は本村を東西に貫通し、人首川に沿ひて米里に入る。宮守線は之より分岐して梁川村に入る。其他里道にして藤里・伊手・廣瀬に通ずるを得べし。

本村名稱起原につき一の傳説を有す。古昔此地に四郎兵衛重勝といふものあり、白鹿を飼ひ常に之を伴ひて、林間を逍遙す。鹿亦能く之に馴れて重勝の憩ふ間は角を松枝にかけて眠れり。よつて郷人此松を角掛松といひ、此森を角掛森といひ、此邑を角掛村といひしと。葛西の頃玉崎館に次丸道海入道、青篠に菊池右馬之允ありしも、事蹟明ならず。

玉崎に駒形神社あり、境内嚴島神社を祀る。七不思議の名よく人に知らる。白山通に皇大神宮あり、寶玉を神寶とす、玉里の名之に因り、共に村社に列す。佛寺に玉寶山正光寺、懸角山瑞徳寺、青篠山守林寺、信行寺あり。玉崎觀音は江刺三十三番の札所にして、大森觀音は第四番の札所なり。川なみも



ひかりかがやく玉崎の、ながれもひろき法の道かな(玉崎)。「川の瀬にたつ白波におとづれて、かねのひびきにふる米の里。」(大森)因に云ふ、大森観音は米里より遷社せるものなり。

村役場・玉里尋常高等小學校・玉里農業補習學校・同圖書館・巡查駐在所・柳澤發電所あり。

村長は菊池和太郎氏、小學校長は吉田豊氏、かつて選出なりし郡會議員は菊池和右工門、後藤庄右工門、菊池源之丞、及川伊惣治の諸氏なり。

元角懸尋常高等小學校長高橋靜行氏は、教育上の勸勞により明治三十六年三月岩手縣より、區長後藤千代吉氏は大正七年三月職務上の功績により江刺郡長より、共に賞を受く。

## 梁 川 村

本村は本郡の東北端にあり。西は本郡福岡・廣瀬・南は米里・玉里東及び北は和賀郡谷内村に境す。村役場は野手崎にあり。岩谷堂を距る三里二十三町、東徑百四十一度十分、北緯三十九度十二分に位す。面積二、四三七方里、本籍人口三千七百五十九人、現住人口三千五百七十六人、現住戸數四百七十七戸を有す。舊村野手崎・菅生・栗生澤を合併したるものなり。

村内丘陵に富み、平地少なし。東境には金成山・笠根山・白山堂山の諸山聳え、高さものは五百米を超ゆ。西福岡の境上にも一帯の山脈並列し、高さ三百米より四百米に及ぶ。赤部川は西北境より大岳川中田川は東北境より發し合流して菅生川と共に西南境上より廣瀬村に入る。農業を主とし。米、麥の産額多く、大豆、繭の産出亦尠ならず、林産製造を副業とするもの多し。

本村には舊藩時代より玉里村を通過して岩谷堂に至る松並木道路を有せしが、近年上閉伊郡宮守村より本村を通じ玉里村に入りて大船渡線に連絡する縣道宮守線開通せるにより、交通大に便を得るに至れり。野手崎より樺峠を越えて、相賀郡丹瀬地方に入るもの、同小萩大萩を経て、和賀郡倉澤方面に通ずるもの、其他郡内福岡・米里・廣瀬に通ずる道路ありて、地勢に比して交通の便開けたり。

本村にも亦大武丸・人首丸の傳説を遺せり。人首丸は官軍のために大森山に討たれ、大武丸は武道坂を過ぎて奔れりと。葛西時代には菅生に河島和泉守あり。栗生澤に栗生澤内記あり、中田に菊池親孝ありしが、天正十八年共に深谷・和淵の戦に陣没せり。伊達氏の領となるや中村九平治、大立目内匠の采地となりしが、小梁川氏の領となるに先だち他に移さる。小梁川氏は本姓伊達其先は盛宗に出づ。伊達郡小梁川村に住し、よりにて氏となす。寛永二十一年、宗敬の時本村野手崎に封せられ八百石を受く。邦盛に至り加封せられ一千石となり、以て維新に至る。世々伊達家の一族たり。

村社に松尾神社・無格社に月山神社・永上神社・白山神社・五十瀬神社あり。佛閣に萬年山金性寺、松華山管性院あり。野手崎にある二渡觀音堂は江刺十九番の札所にして、角川原觀音は貳拾番。岩山觀音は二十一番の札所なり。「谷の花峯の紅葉ももるともに、みなにわたりとのりの教を。」(二渡)。「角川原さかえ久しき柏木の、祈らば我も幾代經ぬらん。」(角川原)。「すいのねも雲もかすみとおしはれて、眞如の月もすめる岩山。」(岩山)。

本村には名所舊蹟多し。金成山・駒形山・小萩山・柳の清水・烏帽子形山・耕形山等其主なるものなり。



村役場・野手崎尋常高等小學校・梁川農業補習學校・同圖書館・巡查駐在所・野手崎郵便局・盛岡銀行梁川派出所あり。

村長は佐藤總吉氏にして、小學校長は杉田直吉氏なり。かつて選出の郡會議員は今野勇三郎、菊池忠藏、及川平左衛門の諸氏。縣會には菊池庸孝、淺沼孫右工門の兩氏あり。菊池庸孝氏は明治四十二年十二月、農事改良の獎勵及實行の功により大日本農會總裁より表彰を受く。

### 廣 瀨 村

東は梁川、西は稻瀨、南は玉里、北は福岡の諸村に接す。村役場は(字下日向)にあり、岩谷堂を距る二里十三町、面積一、五五四方里、本籍人口二千六百三十八人、現住人口二千五百七十七人、現住戸數二百四十四戸を有す。明治八年、舊村・歌書・輕石・鴨澤・一の關を合し同二十二年更に稻瀨村の内二の關・三の關を合したるものなり。

本村は四周山を繞らし到る處丘陵を見るも概して高峻ならず、西北境に明神岳の脈來りて、高く聳ゆる如きも、三百五十八米に過ぎず、東境の月山、一の關の尻掛山の如きは、僅かに二百五十米内外のみ廣瀨川は梁川より來り鴨澤川を合せ、西南に流れ、稻瀨村の一部を貫き、岩谷堂町に入る。歌書川は口内より來り歌書を貫き廣瀨川に合す。沿岸鴨澤・輕石・一の關・二の關・三の關・歌書附近は平野よく發達し、本村に於ける重要な農耕地をなす。

道路は岩谷堂より來りて、上口内に達するもの、玉里より來りて之と交り、槻木田に通ずるもの、其他

菅生等に達するものあるも、概ね車輛を通ずること能はず。

本村の起源沿革明ならず。葛西の頃、三の關に三の關讚岐、鴨澤に菊池掃部、輕石に輕石治兵衛、歌書に菊池石馬之允ありしも、時代の前後詳ならず。菊池氏は江刺氏の重臣にして江刺氏南部に没落の時忍びて南部に落ちたりと。

村社に御嶽神社・無格社に新山神社・音石神社・熊野神社・白山神社あり。寺院に鴨澤山大徳寺・福壽山吉祥寺・音石山西光寺あり。其他佛宇に松林寺地藏菩薩あり。二ノ關の地藏を以て人に知らる。又輕石に上青谷觀音・青谷寺觀音・江越觀音・歌書に岩目觀音・一ノ關に南宮觀音あり。共に江刺三十三所の札所なり。『輕石にあをやおもひに來て見れば、無常の風に飛ぶ石もなし(青谷寺)』『おもかりしいざきて見ればめをかでら、峯のこすえに露の輕石(江越)』『縁なくも業ある人の思ひにや、佛のちかひ上にあをやま(上青谷)』『岩の目に歌かきおさし男岡、山より高き法の教へに(岩目)』『しかけ山めぐる水こそおちあひに、汲みてすいしき神のめぐみや(南宮)』

村役場・廣瀨尋常高等小學校・同圖書館・廣瀨農業補習學校・巡查駐在所あり。

村長は菊池惟重氏、小學校長は折笠榮氏にして、かつて選出せられし郡會議員は後藤高之丞、菅野治三郎、昆野豊治の諸氏なり。

元村長昆野豊治氏は、在職中納税成績良好なるを以て明治四十五年江刺郡長より、後藤高之丞氏は農村風紀の改良農事改良の獎勵實行の功により明治四十一年十二月大日本農會總裁より各表彰せらる。又菊池幸十郎氏は收入役在職中職務精勵の故を以て大正六年三月、區長菊池孫兵衛氏は同理由により大正十



年八月、小學校訓導櫻井スミヨ氏は教育上の功勞により大正十一年九月、共に江刺郡長より賞與を受く。

## 福岡村

本村は梁川村と共に本郡の北端にあり。東は梁川、西は和賀郡、立花村、南は廣瀬、北は和賀郡中内村に接す。村役在は上口内にあり。岩谷堂を距る三里二十三町、面積二、〇一六方里、本籍人口三千四百五十五人、現住人口三千百三十二人、現住戸數四百六十戸、舊村上口内・下口内・栂木田・小池・水押を合併したるものなり。

村の西南端廣瀬の境上に近く明神岳あり、栂木田・小池・上口内の諸部落其麓を繞る。東方梁川の境上には金峯山の連嶺ありて下口内部落其麓にあり。口内川は源を北境に發し、新田・下口内の諸溪流を合せ、本村の中央を南流し廣瀬村に入る。此等諸川の沿岸は田畝能く開け、米豆等の農産物少からず。生業は農業を主とす。特産品として傘を産し、輓近の産額十三萬を超え、口内傘の名聲大に揚れり。道路はよく四方に通せり。口内を中心として和賀郡立花村を経て黒澤尻に達するもの、同中内村を経て土澤に達するもの、郡内岩谷堂に通ずるもの、野手崎に通ずるもの等、北部支通の衝をなせり。

葛西以前の沿革明ならず。江刺氏の時其一族に口内帯刀及其養子彦四郎ありて、本材を領したるが如きも其傳を詳にせず。伊達氏の時に至り、瀬上淡路之を領せしが、故ありて轉封し、小梁川修理之に代る。慶長中藤田右兵衛之を領し、正保元年に至る。其後田手肥前高實之に代りて萬治二年に至る。田手氏の後は古内治太夫領主となれり。元禄八年以後は中島氏之を領し以て維新に及ぶ。中島氏は宗意に出

づ。五世の孫利成の時、上口内・下口内・及び野手崎の内を賜はり、浮牛館に治す。

村社麓山神社は古川口にあり、其他無格社に國ヶ森神社・古館神社・新山神社・菅原神社・淺間神社あり。佛寺に金峰山萬藏寺・洞龍山寶積寺・徳林山宗賢寺・千壽山正行寺あり。二番の札所觀音は萬藏寺にあり。『あらたふたふ萬の經を納めおく、一佛淨土ひかりなるらん。』小池古館觀音は廿七番なり。『ちす咲く小池が花の臺にきて、胸の佛も幾代ふるたて。』

上口内市街は戸數七十軒、商店多からざるも日夕雜用品の供給を受くるを得べし。村役場・上口内尋常高等小學校・口内圖書館・口内農業補習學校・巡查駐在所・口内郵便局・盛岡銀行派出所等あり。

村長は伊東雄農氏にして、小學校長は齋藤傳藏氏なり。かつて選出の議員、郡會には伊藤雄部、昆野乙右衛門、近藤卓治、昆野三之丞、大泉求馬の諸氏、縣會には昆野安治、伊東雄部の兩氏なり。

昆野新藏氏は助役在職中教育上の勤勞により明治三十四年三月、伊藤雄部氏は村長在職中同上により同三十五年三月、岩手縣より賞與を受く。上口内小學校長齋藤傳藏氏は明治三十四年三月、訓導木村多平氏は明治三十五年三月、仁田小學校長折笠周三郎氏は同三十八年三月、教育上の功勞により岩手縣より賞與を受け、昆野乙右衛門、後藤玄達の二氏は農事獎勵事項の成績顯著なるを以て同三十九年三月大本農會總裁より共に表彰を受く。製傘工瀬戸秀藏氏は職務に勤勉なるを以て大正四年十一月岩手縣知事より、區長後藤善藏氏大正六年三月、職責上の功により江刺郡長より、いづれも賞與を受く。



## 稻 瀬 村

本村は本郡の西北部に位し、東は福岡・廣瀬・南は愛宕・岩谷堂・北は和賀郡立花村、西は北上川を隔て、和賀郡鬼柳村、膽澤郡相去村及び金崎村に對す。村役場は倉澤にあり。岩谷堂町を距る一里十六町、面積二、六一三方里、本籍人口五千七百六十八人、現住人口四千七百三十二人、現住戸數七百六十二戸、明治八年舊村三照倉澤を合して照澤村・上門岡・下門岡・石關・二ノ關・三ノ關を合して稻瀬村と稱せしが、同二十二年此等兩村を合併し、更に二ノ關・三ノ關を分割して廣瀬に編入して稻瀬村と稱せり。東部及び北部は山地なるも概ね高峻ならず、たゞ北境に國見山を含める山脈連りて、支脈を東境に分岐する。他は一般に高原性を帯び、殊に柏原野に於てよく著はる。西部北上川の流域と東南部廣瀬川との沿岸には廣大なる平野拓け、地味豊沃にして郡内樞要なる耕地をなせり。(下門岡・三照・倉澤に屬す。)住民は農業を營む。米の生産額郡内第一位を占め、麥豆等の主要産物も亦次位を下らず。

承應元年古内主膳下門岡に平留水門を設け溝梁を通じ、灌溉に利せしが、大正五年江刺耕地組合は五萬の費を投じて此附近北上川より上水し、稻瀬・岩谷堂・愛宕の良田七百餘町を霑すに至れり。

本村の主要道路は岩谷堂より來り、倉澤・三照を通過し、下門岡男山附近より、膽澤郡相去村に通ずるものを第一とす。其他柏原を経て和賀立花村に至るもの、熊澤を経て福岡に至るもの等なり。

沿革詳ならず。前九年役に家任の籠れる鶴脛柵趾は、本村鶴羽衣にあり、以て纔かに安倍氏時代を想像せしむるに過ぎず。慶長の頃、三照村に地頭後藤信康あり、寛文に上門岡に中目氏あり、中目氏は伊

達氏の御一家衆にして、寛文元年地を柏原に受けしより以來歴代相繼ぎ、明治維新に至れり。

村社に五十瀬神社・熊野神社あり、其他無格社に國見山神社・愛宕神社・鞍掛神社・新山神社あり。寺院に上臺山安樂寺・國見山極樂寺・岩谷山如意輪寺あり、共に國見山盛時の遺蹟なりといふ。外に石關に石洞寺、三照に正源寺、倉澤に廣徳寺あり。國見山は村内の高峯にして、郡内唯一の絶勝地なり。現今頂上に國見山神社を奉祀せるも、以前は十一面觀音を安置せしを以て國見觀音の名高し。國見は江刺一番の札所にして、如意輪寺は二十八番、安樂寺は二十九番なり。『みちのくの門岡山のほととぎす、稻瀬の渡かけてよろこぶ(國見)』。『祈れたゞ重き諸願も如意輪寺、すくひつくさぬ衆生なければ』(如意輪寺)。『はるぐと花のうでなに来て見れば、二世安樂と祈る身の上(安樂寺)』。西行の詠歌を以て名高き稻瀬の渡は下門岡男山に近き所にあり。

村役場・稻瀬尋常高等小學校・同圖書館・同實業補習學校・巡查駐在所あり。

村長は高橋幸作氏、小學校長は及川恒孝氏にして、かつて選出せられし郡會議員には菊池直三郎、及川小平治、大内彰、及川徳兵衛、菊池邦治郎、及川政壽郎、高橋豊壽の諸氏。縣會議員には菊池直三郎氏あり。

明治三十五年三月、當時の村長菊池邦治郎、小學校長及川愛敬の兩氏は教育上の功績により岩手縣より賞與を受く。

菊池直三郎氏は農事改良に熱心なるにより明治四十一年十二月、大日本農會總裁より、及川トメ氏は孝貞の誠により大正四年一月岩手縣より表彰せらる。助役高橋幸作氏は在職中職務精勵の廉により大正



七年三月、區長及川今朝之丞、菊池兵吉、高橋久之助の諸氏は、何れも職務上の功勞により大正十一年九月江刺郡長より賞與を受く。

#### 第四章 産業及經濟

本郡北東南の三方は、各地に小岳狭谷相連れるも西部北上川沿岸の地は土地平坦にして、地味肥沃頗る農耕に適せり。耕地は全面積の約一割七分を占め、米麥大豆を主要産物とす。養蠶業は一般に行はる又林産物に富めるがなほ造林の餘地少なからず。

其他畜産工業見るべきもの多く、岩谷堂の羊羹・簞笥・味噌・酒類。愛宕村の氷豆腐、羽田村の銅鐵器、福岡村の口内傘は特産物として知らる。

#### 一 農 業

郡内耕地を合算すれば田地約三千九百七十七町、畑地約三千八百八十五町、之を總面積に比較すれば田地は九分弱、畑八分強、合して一割七分にして、米麥に於て縣管内第五位を占む。

耕地の主腦地は愛宕・岩谷堂・稻瀬・羽田・黒石の各町村に亘れる北上沖積層地帯を最とし、伊手川人首川・廣瀬川流域之れに次ぐ。大田代川・小田代川の沿岸稍見るべきも、他は丘陵の斜面溪谷の下底に發達せる狭田小圃の散在に過ぎず。農業専業戸數三千七百六十六戸、兼務者戸數五千三百六十六戸、而して此等の耕地よりは米・麥・大豆・小豆等主要物産として各地より産出するも蔬菜の善良なると其實の良好なるものとは北上沿岸なる愛宕・稻瀬・羽田等より産出す。岩谷堂・水澤及び其附近の市場に上る青物類は概ね其産なり。



農産物一覽 (大正十年度)

品名	作物	反別	數量	價	格
米	大	一	八七、三二		二、五二、五八
小	一	二、四三、二		三八、五八三	三、九、七六六
大豆	一	七九〇、一		一〇、二七三	一、三、七六五
豆	一	一、八四一、八		二五、三六四	五〇〇、七二
粟	一	二七〇、六		一、一〇九	一、五、一八四
稗	一	九八三、九		七、四一六	六〇、四三三
蕎麥	一	四二、九		三、七五	二、九七七
薯	一	三八、五		一、五四	一、八七二
馬鈴	一	五、四		六、八六五	三、〇八七
蘿蔔	一	一二、五		五、七、二四九	四、九四四
食用及特用農産物	一	一		一	五、〇三六
果實	一	一		一	六、七、六四五

一 農産業實施狀況及効果

本郡に於ける生産總額大正十年度に於て五百八十五万一千八百六十五圓の内米・麥・大豆・蔬菜等は其の主なるものなり、施設の大要左の如し。

農事改良實行組合の設置 産米・麥・大豆等の增收を圖るため耕地整理地目の變換を勸奨し一面耕種の標準を示し其の實施に努む。大正十年度以來其の實施督勵の一端として農事改良實行組合補助規程を

設け現在十二組合の設置を見るに至る。

重要作物增收並耕地擴張 大正五年以後十ヶ年を期し、産米五萬四千石を七萬五千石に、麥一萬八千石を四萬六千石に、豆一万二千石を一萬八千石に、耕地擴張田三千六百八十二町歩を三千八百四十六町歩に、畑三千六百六十三町歩を、三千二百四十四町歩に達せしめんとす。計劃半期(大正九年)豫定の收量を突破し二萬五千餘石の移出米を見るに至る。

耕地擴張成績

作物	年次	大正七年		大正八年		大正九年		大正十年		大正十一年	
		豫定收量	實收量	豫定收量	實收量	豫定收量	實收量	豫定收量	實收量	豫定收量	實收量
米	作	六、八、七五	七、八、八五	六、二、九七	六、九、三三	七、四、八五〇	七、四、八五〇	六、九、三三	七、〇、三六七	六、三、二四	七、〇、三六七
		二八、〇三三	三九、七五四	三〇、〇三一	四三、九四〇	四七、二九	三五、六三三	五三、八九七	三八、一四七	四八、八五五	四八、八五五
麥	作	一三、四四五	二〇、二七七	一四、〇〇九	一八、五八八	一四、七七八	二一、九八八	一五、三六五	二四、五二八	一六、〇〇七	二六、四九二
		一、四、四七	一、四、四七	一、四、四七	一、四、四七	一、四、四七	一、四、四七	一、四、四七	一、四、四七	一、四、四七	一、四、四七
畑	田	一、七、〇七〇	一、三、三、九	一、八、一、八	二、五、一	二、三、〇、〇	三、九、七	一、七、八	六、六、八	一、六、二	二、九、〇
		一、七、〇七〇	一、三、三、九	一、八、一、八	二、五、一	二、三、〇、〇	三、九、七	一、七、八	六、六、八	一、六、二	二、九、〇

苗代跡作の奨励 郡内苗代反別百七十餘町歩の内大正十一年度に於て早生愛國種七石八斗を採種し、十八町一反の實施を見るに至る。尙益々普及しつゝあり。



陸稻の栽培 大正十一年陸稻種子十石四斗一升を各町村に分配作付反別四十七町四反其の收量八百三十六石の多きを見るに至る。

果樹栽培奨励 郡内平坦部にありては和梨・菜果・桃等の栽培多く、山間部にありては主として柿梨の栽培ありしに品種改良を圖り、大正十一年度に於て二千七百餘本の果樹苗木を配布と同時に果樹栽培講習會を開催益々生産の増加に努む。

土性調査 本郡全町村に於ける土性實地踏査を爲し後又各種の肥料試験を爲し尙土性圖の作製土性並第一期報告を發表せり。

品評會の開催 米麥の立毛品評會蔬菜品評會等を開催品質の向上市價の昂騰等發達の跡歴然たり。

稻乾燥奨励 大正六年度以來の事業にして産米改良を目的とし乾燥材料の設備、田面水の排除、早刈生掛乾燥を實行修伴とし町村若しくは町村農會實行組合等に對し奨励を行ひし結果、産米の改良に大なるものあり。

産業講習所の開設 郡産業の改善刷新を圖り各町村に産業の中堅人物養成の目的を以て、大正八年之が規定を設け講習を一ケ年とし、之を三期に分ち夫々必要の科目を定め講習、實地研究、質疑應答等をなさしめ産業發達の中心たらしめつゝあり。

## 二 耕地整理

本郡西北部に位する大耕地は概ね壤土に屬し、地味肥沃なるのみならず、平坦にして勾配甚だ緩なり而して一般に用水路の整理行はれざるが爲に概して地下水高く、悪水停滞し灌排甚だ不良なり。故に諸

作物の成育を妨ぐることを尠からず、之れが改良を圖らむが爲耕地整理を企圖し、明治四十二年岩谷堂町外四ヶ村の連續せる地區に對し耕地整理基本調査を行ひ該調査に基き灌排水を目的とする耕地整理組合を岩谷堂町、羽田村並に岩谷堂町外二ヶ村の三組合を設立し、以て耕地の改良並擴張に努めつゝあり。

羽田村耕地整理組合 明治四十五年起工し、大正元年二年に於て主たる工事を完成し已に換地交付を終へたり。之れが整理反別三十二町步其の工費金三千五百五十圓を要せり。

岩谷堂町片岡耕地整理組合 大正三年起工し大正四年主なる工事完成し大正五年に於て溜池を築造し目下換地交付の手續中に屬す。整理反別百三十町其工費金一萬五千圓を要せり。

江刺耕地整理組合 本組合は稻瀬村愛宕村岩谷堂町の一町二ヶ村より成り、大正五年起工し第一期工事たる和賀郡立花村立石を起點とする疏水渠一千二百餘間の新設工事並第二期工事たる舊用水取入口以下二千三百餘間の補修工事を終へ、目下第三期工事たる開墾地目變換並地均工事施行中にして、着々進捗しつゝあり、之れが地區面積實に八百町步餘、初年度以降大正十二年度迄の決算總額二十四萬七千六百五十三圓四十八錢にして、其整理地區田百六十九町餘、畑五十一町餘なり。



### 二 蠶業

一 蠶絲業の沿革及現勢 藤原氏全盛時代絹織物數百反を京都の佛師某に贈りたる記録あるに徴し、當時既に養蠶製絲の行はたるを窺知するに足る。

本郡に於ける養蠶も之れと前後し營まれたるもの、如く、漸く副業的に行はれたるは伊達氏の領有となりて移住し來りたる小祿の家臣は、所謂伊達桑を移植して飼料となし、之れを營み、其の後幾多の變遷を経て明治維新となるに至り、對外貿易の發達と共に生絲の需要を増し、歴代の縣宰力を斯業の發達に注ぎたる結果長足の進歩を見るに至りたりものならん。猶現今桑樹の分布状態及地勢より推す時は氣仙・東磐井兩郡に隣接したる伊手・米里村の山間地方に初まり、漸次北上沿岸地方に普及したるもの、如く、其の後明治九年縣に於て模範養蠶場及同製絲場の設立あり、官民舉つて斯業の將來を矚目さるゝに至り、本郡又明治三十六年岩谷堂町有志の發起する處あり、斯業をして健全なる發達を期せんには學術の力に俟たざるべからずとなし、岩谷堂町字服部に地を下し蠶業傳習所を設け、講習生を養成し次いで明治四十一年時の郡長岩崎龜太郎氏郡會に諮りて蠶業學校設立を企劃し、四十二年四月開校の運びに至れり。爾來大正十年に至る間生徒を養成する事本科百九十七名、別科六十一名を出し、卒業生は居村蠶業の中心となりて飼育技術に經營に、其の範を示し、或は指導の任に當りたる結果、郡の獎勵施設と相俟ちて急進的の進歩發達を促し、開校當時明治四十二年の産繭額千九百七十二石に對し十年後の大正七

年は廿五割を増し、實に四千九百十石の收繭を見るに至れり、以來歐州戰亂の影響より一時悲境に向ひたるも漸次經濟界の恢復と共に掃立枚數の増加を來し、一面大正九年より郡に蠶業專任技手を設置し町村蠶業施設機關の活動を促し、或は講習講話に或は實地指導に或は各種補助政策をとり獎勵したる結果大正十二年度は春夏秋蠶を通じ、五千三百餘石の新記録を示し價格よりするときは農産生産物中米に次ぐ主要なる位置を占むるに至れり。

由來本郡は穀作を主とし、米麥大豆等重要食糧を生産し、剩餘を郡外へ販出しつゝあるも、東北地方の常として週期的に凶歛屢々襲ひ來る歴史あるに鑑み、斯る場合の救急策として又農業勞力を集約的に利用すべき上に於て蠶業の獎勵は最も適切なる施設なれば今後益々普及發達を計り近き將來に於て産繭一萬石價格百萬圓の域に達せしめんと之れが計畫實行の途中にありとす、今桑園養蠶蠶種製絲に分ちて再述すれば左の如し。

二 桑園 桑園は高木仕立を主とし、全桑園反別の八割を占む、品種は俗稱伊達桑と稱する高助、鶴田、島の内大多分を占め、近年は夏秋蠶の發達と共に、漸く魯桑系の品種を植栽するに至り仕立法も又逐年刈桑仕立の普及を見るに至れるは、時勢の進歩と共に當然の推移と云ふべし、而して將來本郡の桑園は多少増殖の必要あるも、既設桑園の改良により段當り収葉量の増収を圖り桑園能率の増進に向て改善の餘地を存す、左に最近五ヶ年の桑園反別を示せば左の如し。

年 度	段 別	高 木 仕 立	根 刈 仕 立
大 正 八 年	1,011	7	101



年度	春	夏	秋	合	計
大正九年	一〇六、二		九四、九		二〇一、一
大正十年	一〇六、八		九七、三		二〇四、一
大正十一年	一〇五、五		九〇、五		一九六、〇
大正十二年	一〇九、一		九七、二		二〇六、三

三 養蠶 養蠶は久しき間福島地方に行はれたる方法を模倣し幼稚なる技術と粗放なる經營に任せたるも時勢の進展と共に漸く學術を應用する事となり、明治三十五、六年頃より縣郡の獎勵と相俟て養蠶教師を設置し、共同催青より飼育販賣に至る迄、合理的共同經營をなすに至り、近きは各村共、養蠶組合を組織し面目を一新するに至れり、品種は從來青熟又昔等の如き在來種を飼育し來りたるも大正三、四年頃より支歐種の移入せらるゝや、之れが掛合せを掃立つるに至り眞價を知るに及びて次第に在來種を顧るものなく、昨今は蠶種家の基礎原種として供用さるゝ外全く其の跡を絶つに至れり。其の改良の跡實に隔世の感ありと云べし。最近五ヶ年の産繭高を示せば左の如し。

年度	春	夏	秋	合	計
大正八年	三、八六八		九七九、六		一、〇六六、四
大正九年	二五、七九九		九、二六九		三五、〇五八
大正十年	二〇、六四二		九、九一二		三〇、五五三
大正十一年	二九、二四二		一四、一六九		四三、四一〇
大正十二年	三七、八八五		一五、三六九		五三、二五四

四 製種業 古き時代は所謂自種と稱し自ら製種し、自ら飼育をなしたるも蠶種撰擇の必要を感ずるに至り本場と稱する福島地方より移入し來りたるも、本郡北上沿岸黒石・愛宕村は縣下に於ける蠶種の生産地として有利なる天恵に富み、之れが製造を試むるものあり、特に蠶蛆の被害少く優良なる蠶種の生産地として又種繭生産地として矚目さるゝに至れり。又以て本郡養蠶の改良發展に貢献したる事蹟大なるものあり、近年分配種製造をなすに至り、羽田村愛宕村に冷蔵庫の設立を見るに至り、猶最近は縣の獎勵に基づき、人工孵化種を製造し、其の聲價を認めらるゝに至れり、大正十二年度の本郡掃立實數九千五百六十四枚に對し蠶種生蠶額九千四百八十枚に上り、自給を爲す程度にあり。

五 製絲業 製絲は往時家庭工業的に繰絲したる時代あるも、生繭賣買の有利なると、漸次大工業化しつゝある結果小資本の經營困難に陥り、目下製絲業として特筆すべき材料なきを遺憾とす、明治廿九年頃愛宕村に於て、共同出資により器機製絲を經營したるものも其の成績思はしからず明治四十四年解散するに至れり。

年度	數	量	價	格
大正十年		四二五		一、六〇四
蠶 糸		九一五		五、一七五